

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)

開催日:1日目/2日目

平成21年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成21年12月8日)

開会:午前9時01分 延会:午後4時33分

議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第94号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第95号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラボル秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 6 議案第96号 愛荘町立福祉センターラボル秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 7 議案第97号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 8 議案第98号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 9 議案第99号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第10 議案第100号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第11 議案第101号 町道の路線の廃止につき議決を求めるについて

日程第12 議案第102号 町道の路線の認定につき議決を求めるについて

日程第13 議案第103号 彦根犬上広域行政組合に加入することにつき議決を求めるについて

日程第14 議案第104号 滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少およ

び規約の変更について

日程第15 議案第105号 滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について

日程第16 議案第106号 滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について

日程第17 議案第107号 滋賀県土地開発公社定款の変更につき議決を求めるについて

日程第18 議案第108号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)

日程第19 議案第109号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第20 議案第110号 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12、日程第18から日程第20

追加日程第1 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

出席議員(15名)

1番 辰巳 保
2番 上林 貞
3番 珠久清次
4番 西澤久仁雄
5番 河村善一
6番 本田秀樹
7番 小川 勇
8番 久保田九右衛門
9番 森 隆一
10番 吉岡ゑみ子
11番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 竹中秀夫

欠席議員(1名)

11番 森野榮次郎

⑥開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

師走に入り、あわただしくなってまいりましたが、議員各位にはお忙しい中、12月定例会にご出席を賜り、高壇からではございますが、厚くお礼申し上げます。

今年は、まさに変革の年となり、国においては政権交代し、経済不況の中、新年度予算編成に苦慮しているようあります、政府の景気対策にもかかわらず、厳しい年の瀬を迎えるとしています。

我々議員は、この12月議会が任期中最後の定例会となりますので、本会議および各委員会協議会におきましても、従来どおり活発な議論を期待するものであり、理事者各位におかれましては、極めて厳しい財政状況で、国の不透明な予算方針での新年度予算編成と推察しますが、各議員から出される意見に十分配慮され、住みよい愛荘町実現のためにご努力いただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

よって、平成21年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

①開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

②議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

③町長提案趣旨説明

○議長(竹中秀夫君)町長提案趣旨説明。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成21年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。

平素は、議員各位におかれまして、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、光陰矢のごとし申しますが、平成21年も師走を迎え、政権交代が行われました激動の年もあと3週間余り、今定例議会をもって事実上、町長・議員の任期における最後の議会となりました。愛荘町が発足いたしました4年、住民の皆さんと一緒に汗をかいできました記念すべきまちづくりの第1ステージが終わろうとしております。

この間、2万人の町民の皆さんにおかれましては、合併の不安や戸惑いの中で、それぞれの地域、お立場でご尽力をいただきました中で、町政に対しまして、格段のご理解ご支援をいただきましたこと、この場をお借りいたしまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

また、議会議員各位ならびに職員一同におかれましては、合併という世紀の大事業推進のため、寝食を忘れ、幾多の難問に対処し、提案や議論いただきましたことに対しましても、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

年が明けますと、いよいよまちづくり第2ステージ、4年間というのを第1ステージと考えますと、年明けると次のステージが始まると、こういう意味でございますが、住民の皆さんの健康・命を守り、安心安全な暮らしを維持していく行政の仕事に終わりはございません。地域社会や住民ニーズが複雑多様化していく今日、的確な対応を効率的に執行していくためには、行政の継続的発展が何より大事な要素であると思っております。

大変勝手な申し分でございますが、先の9月議会におきまして、議員のご質問にお答えする中で、私の2期目町政担当の音甲につきまして、誠に御力ながら前向きの気持ちを表明させていただけたところでございます。

その後、町民の皆さんのご意見も拝聴する中で、私自身も湖東三山インターチェンジや広域行政、給食センターなどの重要課題や、また、総合計画をはじめ住民の皆さんとともに築きあげてきました諸計画の執行について着実に実行していくことが、私に課せられた責任であると考えているところあります。もとより淺学非才、微力ですが、気力・意欲は旺盛であります。強い使命感をもって、次期の町政を担当させていただきたいと燃えております。町民の皆さんのご支援を賜れば誠に幸いります。

次に、明るい情報でありますか、長年の地域住民の悲願でありました湖東三山スマートインターチェンジの設置につきまして、この6月に国土交通大臣から工事許可がおりていましたが、この間の政権交代により、その実現についてご心配をおかけいたしました。その後、議論が集約されてくる中で、ようやくゴーサインが出され、この12月中旬から国道307号からインターチェンジに入る県道のアクセス道路の工事が、いよいよ着工の運びとなりました。

暮れも押し詰まつた12月25日、松尾寺のアーチェリー場でインターチェンジ建設促進期成同盟会2市4町で結成いたしております同盟会でございますが、これの主催で湖東三山スマートインターチェンジ起工式を挙行することになりました。

30年間に及ぶ多くの関係者が取り組んできました夢のインターチェンジが現実のものになり、地域住民の皆さんとともに心から喜びを分かち合いたいと思っております。しかし、工事はこれからであり、財源確保や道路網整備など取り組むべき課題は多く、議員各位のご支援を今後ともよろしくお願ひをいたします。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

改正条例議決案件1件、公の施設における指定管理者の指定議決案件6件、町道の路線の廃止および認定の議決案件2件、彦根犬上広域行政組合加入議決案件1件、滋賀県市町村交通災害共済組合規約、滋賀県市町村職員研修センター規約、滋賀県自治会館管理組合規約および滋賀県市町土地開発公社定款の変更議決案件の4件、次に、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)ならびに下水道事業特別会計補正予算(第5号)、介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の3件、合わせて合計17案件を提案させていただきました。

まず、改正条例議決案件1件につきまして説明をさせていただきます。

議案第94号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、先般、国保財政の健全な運営を維持するため、国保税の見直しにつきまして、国民健康保険運営協議会で慎重審議いただき、その結論に従いまして、国民健康保険税率、平均10.3%を引き上げの改正をお願いするものでございます。

次に、公の施設における指定管理者の指定議決案件6件につきまして説明をさせていただきます。

議案第95号から99号までの5案件につきましては、合併後指定管理をさせていただいてから、平成22年3月31日、来年3月31日をもって指定期間が満了になります。引き続き、それぞれ5ヵ年の指定管理をお願いするものでございます。

まず、愛荘町立福祉センター愛の郷およびラボール秦荘いきいきセンターにつきましては引き続き社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会に、福祉センターラボール秦荘いきがいセンターにつきましては一般社団法人愛荘町シルバーパートナーセンターに、愛知川駅コミュニティ施設につきましては引き続き愛知川観光協会に、近江上布伝統産業会館につきましては引き続き滋賀県麻織物工業協同組合に、愛知川東小学校区学童保育所は引き続きイーストキッズ育成会に、それぞれに指定管理させていただくものであります。

次に、議案第100号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、新しく指定管理者として、愛荘町文化協会に5ヵ年の指定をすることにつき議決を求めるものでございます。

次に、議案第101号および第102号、町道の路線の廃止ならびに認定につき議決を求めるにつきましては、湖東三山インターチェンジの整備に関連し、1路線を廃止、認定することについて議決を求めるものでございます。

次に、議案第103号、彦根大上広域行政組合に加入することにつき議決を求めるにつきましては、新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務を共同処理するため、彦根大上広域行政組合に愛荘町が加入することにつき議決を求めるものでございます。

次に、議案第104号から第107号までの4案件につきましては、今後予定されております湖北6町および安土町の合併に伴い、滋賀県市町村交通災害共済組合・市町村職員研修センター・自治会館管理組合・市町土地開発公社の規約または定款について、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第108号から議案110号までの3議案につきましては、平成21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第108号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ5億1,801万7,000円を増額し、総額を95億5,531万4,000円にお願いするものであります。

今般の補正是、人事院の勧告に基づき期末勤勉手当など人件費の減額と、国の経済対策交付金や補助金を活用した湖東三山インターチェンジ整備事業、小中学校施設をはじめ給食センターの整備事業による追加補正が主なものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものを申し上げます。

まず、地方交付税でありますが、普通交付税の交付額確定により5,317万3,000円の追加、国庫支出金につきましては2億3,960万6,000円の追加でありますが、その主な内容は、地域活性化公共投資臨時交付金、それから地域活力基盤創造交付金、そして安全安心な学校づくり交付金、これらを活用いたしまして、湖東三山インターチェンジ整備事業、秦荘東小学校、愛知中学校の整備事業、その他教育施設の整備事業に充当するものであります。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金7,834万6,000円を減額して、秦荘東小学校の整備事業の財源として教育振興基金繰入金1億円を充当し、合わせて2,165万4,000円を追加するものであります。

町債(借金)でございますが、これにつきましては、湖東三山インターチェンジ整備事業・給食センター整備事業・秦荘東小学校整備事業の財源として、合併特例債など2億160万円の追加となります。

次に、歳出予算の主なものでございますが、まず、人件費の削減であります。特別職の給料および期末手当の減額ならびに議員の期末手当の減額、合わせて175万7,000円の減額補正であります。また、一般職員にありましては、人事院勧告による給与の減額等で1,603万円の減額補正であります。

事業関係につきましては、湖東三山インターチェンジ整備事業3,733万4,000円の追加、秦荘東小学校大規模改修事業に4億1,550万円、給食センター整備事業に7,000万円の追加をお願いするものであります。

これらの大型事業につきましては、年度内完了が困難でありますので、繰越明許費として、総額5億4,225万1,000円を計上させていただきました。

次に、議案第109号、下水道事業特別会計補正予算および議案第110号、介護保険事業特別会計補正予算でございますが、いずれも人件費の減額であります。

以上、平成21年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、宇野義美君、1番、辰巳保君を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮ります。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの11日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(竹中秀夫君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇瀧すみ江君

○議長(竹中秀夫君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。13番、瀧すみ江議員。

(13番瀧すみ江君登壇)

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まず初めに、旧愛知郡役所庁舎について質問します。

これについては、今まで何回か一般質問で取り上げてきたところですが、保存運動を進める方々のがんばりによって、だんだんと良い方向に進んできたように感じています。11月23日に新聞折り込みされていた『こころばえ便り』というチラシの中に、「旧愛知郡役所庁舎は取り壊さないと、JA東ひわこからお返事をいただきました」との文章がありました。

これに関連して、旧愛知郡役所庁舎の保存、土地問題についてのJA東ひわこの現在の考え方について、詳細な答弁を求めます。また、来年度の借借をどのようにされる予定かについても、答弁をお願いします。

次に、子どもの医療費無料化について質問します。愛荘町では、合併後、就学前の子どもさんの医療費完全無料化を確立されました。その後、小学校卒業までの入院に対する一部助成を行い、中学校卒業まで広げました。これをさらに拡大し、子育て支援の充実を図るために、小学校卒業までの医療費完全無料化を求めるが、答弁をお願いします。

次に、国民健康保険税の減免について質問します。今年7月1日付で、日本共産党小池参議院議員の質疑を受け、厚生労働省医政局指導課長、同社会・援護局保護課長、同保険局国民健康保険課長の三者連名による「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」と題した通知が出されました。この通知は、未収金問題の未然防止と一部負担金減免などの活用を訴えています。

この通知は、先の医療機関の未収金問題に関する検討会報告書の医療機関の未収金は、生活困窮と悪質滞納が主要な発生原因との指摘を受け、①国民健康保険法第44条に定められた一部負担金減免制度の適切な運用と、②医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応で、一定程度の未収金の未然防止が可能としています。その上で、③一部負担金減免等の適切な運用や生活保護等の相談、無料定額診療事業など具体的な推進を、都道府県および政令指定都市などの部局長に指示しています。また、④適切な運用を進めるためのモデル事業を、本年9月から2010年3月までの半年間に実施するとしています。

愛荘町国民健康保険税条例第23条では、町長は国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別事情により生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認められる者のうち特に必要があると認められる者に対し、国民健

康保険税を減免することができるとされています。

減免を認める特別の理由および基準は、具体的には市町村が独自に決めますが、国は①震災・風水害・火災などの災害による死亡・障害・資産に重大な損害を受けたとき、②干ばつ・冷害などによる農産物の不作や不漁などによる収入の減少、③事業または業務の休停止・失業等により収入が著しく減少したとき等、を例示しています。

愛荘町の「災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者のうち特に必要があると認められる者」という文言は、あまりにも抽象的であり、厚労省の通知の内容を適切に実践できるものではありません。厚労省の通知では、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対応するために、国民健康保険法第44条に定められた一部負担金減免制度の適切な運用を訴えているのです。

政権が代わっても、不況によって生活が著しく困難となった人々は後を絶ちません。この現状と国の指導を把握していただき、愛荘町国民健康保険税条例第23条の「災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認められる者のうち特に必要があると認められる者」に関して、不況減免など具体的な基準を明記した国民健康保険税減免取り扱い要綱を定めることを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、新給食センターについて質問します。これについては、6月・9月議会に引き続いての質問となるわけですが、9月議会で「調理と配達、献立の内容や施設にかかる運営、アレルギー食の調理についても委託化を検討中」という教育次長の答弁があり、何もかもひっくるめて委託化になるかも知れないという不安を感じずにはいられませんでした。

9月議会の再質問で、私は湖南市の学校給食の委託化計画が見送られたことを申し上げました。湖南市では、自校式の学校給食の調理を委託化する計画がありました。しかし、市が食材を提供し、市の施設で県の栄養士が業者に指揮・命令する行為は、偽装請負に該当する可能性があると滋賀労働局の見解が出されたので、民間委託が法に抵触しないという確信のもとで移行していくとして、調理業務の民間委託は見送られました。

調理業務を民間委託する場合、栄養士さんが調理員に直接指示する、自治体が食材を提供するなど、自治体が給食について責任を持とうと努力すればするほど、法に照らして偽装請負にならざるを得ないという矛盾があります。9月議会の教育次長の答弁のように、調理と配達、献立の内容や施設にかかる運営、アレルギー食の調理についても委託化と、すべて委託化にするようになれば、偽装請負にはならないのかも知れませんが、それは行政の責任を投げ捨てるということです。

行政自らが新給食センターの目標としている食育重視・地産地消など、できません。安全な給食も保障できません。ましてや、細かい配慮の必要なアレルギー食まで業者に任せて、何も指導できずに事故が起こったら大変なことです。すべて委託にしようとするなら、給食工場になり、教育の施設ではなくなります。

文部科学省も、今では給食提供そのものが食育だと言っています。しかし、そういう給食を本当にやろうと思えば、栄養士さんと調理員さんたちが一緒になってやらないと、できません。栄養士さんと調理員さんが直接話もできないような民間委託では、そういう努力もやれなくなります。秦荘地区の両小学校の自校式給食の良さを残すために、センター方式になってしまって直営が必要です。

以上を申し上げ、新給食センターの調理業務委託化と偽装請負の関係、また、すべてを委託化することを検討しているのなら、教育関係者や行政の考えも伝わらない状況の中で教育となり得るのか、行政の掲げた新給食センターの目標、「食育重視」、「地産地消」、「安全な給食」などの実践ができるのかについて、教育長の見解を求めてるので、答弁をお願いします。

併せて、6月・9月議会に引き続き、新給食センターの運営は直営にすることを求めますが、答弁をお願いしまして、終わらせいただきます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君) 旧愛知郡役所庁舎にかかるJA東びわこの考え方について、お答えをいたします。8月末日、町長と当時のJA東びわこ理事長と面談させていただいた際、理事長は、「旧郡役所用地への愛知川地区の支店統合については、保存団体も活発に活動されており、また直売所を併設しようとすると、あの土地では狭小のこともあり、あきらめようとも思っている」と発言されており、9月末日、2つの保存団体の方々と町長との面談の際に、「JAとしては取り壊さない」との明言をJA側からいただいた旨、保存団体から聞かされました。JA東びわこにあっては、10月30日から役員が交代されており、本件について、今月中に新役員の方々と面談し、現在の考え方について再確認させていただく予定です。なお、来年度の賃借であります、引き続きJAIに要望していきたいと考えています。

○議長(竹中秀夫君) 収納管理主監。

〔収納管理主監杉本幸雄君登壇〕

○収納管理主監(杉本幸雄君) 潤議員のご質問の3点目、「不況減免など具体的な基準を明記した国民健康保険税減免取り扱い要綱を定めることについて」のご質問に、お答えをさせていただきます。国民健康保険制度は、構造的に高齢者世帯や自営業・離職者が多く、そのための制度として、低所得者に対して国保税の軽減措置がございます。なお、現状の制度は、世帯主以外で家族の中に健康保険制度等に加入する所得の高い人がおられる場合であります、国保加入者の所得が低ければ、7割・5割・2割の軽減をそれぞれ受けることができるようになってございます。

もとより、国民健康保険制度の運営を支えておりますのは、加入されている被保険者の方々の保険税でございます。したがいまして、安易な減免は制度の運営の根幹を搖るがす問題に発展しかねないと考えているところでもございます。

しかしながら、昨年9月のリーマンショックの影響から景気低迷が続いておりまして、厚生労働省では、解雇などによる非自発的失業者が国民健康保険等に加入された場合、その保険料税の負担軽減を講じるよう、その経費について、来年度予算の概算要求に盛り込んだとの情報提供をいただいております。制度創設について関係省庁と協議をされているようでございまして、その動向に注視をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君) 住民課長。

〔住民課長辻善嗣君登壇〕

○住民課長(辻善嗣君) 潤議員のご質問のうち、2点目の「子どもの医療費無料化」についてお答えをいたします。乳幼児福祉医療費制度は、昭和48年度に県費補助制度として制度化されました。その後も、制度の拡充や一部負担金の見直しが行われてまいりました。愛荘町では、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る観点から、平成18年10月から就学前の子どもの医療費完全無料化を実施いたしました。平成19年4月からは小学生の入院時における医療費の一部助成を、さらに平成20年4月からは、これを中学生まで拡大いたしたところでございます。

議員ご承知のとおり、財政の制約がある中で、将来にわたって福祉医療制度を安定的なものにするため、滋賀県ではここ数年来、対象世帯の所得制限額の引き下げや本人負担割合の引き上げなど、県費の負担を抑制する方向で制度の見直しを示唆されているところであります。これに対しまして、県下26市町は、福祉医療の後退につながるものとして、現行制度の継続を要望しているところであります。

昨今の厳しい財政事情の中で、まず現行の町単独助成制度を維持継続させることが第一と考えておまして、助成

○議長(竹中秀夫君)教育次長

[教育次長辻孝志君登壇]

○教育次長(辻孝志君)新給食センターについてのご質問に答弁をさせていただきます。

6月議会で答弁させていただきましたとおり、学校給食センターでの食育につきましては、各学校の実践活動をもとに、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材として位置付け、給食センターの整備にあたっても食育の重要性を認識したセンターの施設整備に取り組みたいと考えております。

また、委託にあたりましても、受託業者に対しましては、その業務が教育の一環として行われる学校給食であることを認識し、保健衛生には万全の注意を払い、常に誠意を持って業務を遂行することを、基本原則に掲げるよう予定をさせていただいております。

併せて、運営についてのご質問であります。去る6月および9月の議会でも答弁させていただいたおり、調理と配達、献立の内容や施設にかかる運営等についても、委託化を検討中でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再質問を行います。

まずははじめに、郡役所についての再質問を行います。先ほどの答弁ですと、JA東ひわこさんの方が、昨年度来とは変化してきているというように受け取れるお話をお聞かせいただきました。この一般質問の通告を出したあとですが、ちょっと今の話とダブったところもございますけれども、再質問の内容とさせていただきます。

一般質問の通告を出したあとなんですかね、こころばえの会の代表の方のところに東ひわこ農協の理事長の方から文書が来たとのことを会の方からお聞きし、私も内容を見せていただきました。こころばえ便りの「旧愛知郡役所は取り壊さないとJA東ひわこからお返事をいただきました」という子細について、その時された話では、「旧郡役所を役場が保存されると決められたら、JAとしては取り壊す理由はない。既に支店用地も独自で探している」との話に、こころばえの会の方から、「では、JAとしては取り壊さないのですね」との質問があり、「JAは町が保存するということであれば取り壊す理由はない」とのやり取りがあったと認識していますとされ、最後に、「旧郡役所については、愛荘町が保存を決定されず当該用地を売買もしくは賃借いただけない場合は、当初計画どおり、当該用地でJAでの有効活用を、「統合支店、新築用地」を考えております」と、JAの考えを述べられています。このような内容だったということです。

旧愛知郡役所は、多くの芸術家・建築家など専門家の方々が認めている希少価値のある重要な建物だということは、今までの協議からも行政・議員各位も共通した認識であろうと、私は考えています。その認識に確信を持っていただきたいと思います。愛荘町の総合計画や9月議会で議決した定住自立圏形成協定書にも、郡役所の保存活用を行政自らが記載し、過去の答弁でも保存の方向で考えていると言われています。JAは、町がはっきりと意思表示してほしいと考えておられるということが、この文書からも伺えるところです。

そこで、旧愛知郡役所を保存するという明確な答弁をこの場で求めたいと思います。また、JAとの協議の場で表明していただくことも求めますので、答弁をお願いします。今後、郡役所をどのように保存していくのかについては、工夫がいると考えています。それには大きな財政的負担をさけるために、住民と行政が協働してできることから少しずつ実行していくという粘り強い活動とスタンスが必要になろうかと考えます。行政と住民のパートナーシップが必要です。現時占ても住民運動を活発に進めておられますし、JAも理解を示していただいていると思うので、工夫しながら

進めていくことは可能であると考えます。

来年度どのようになるか、JAとの話し合い次第で、まだわからないわけですけれども、やはり確固たる考えを持っていただきまして、取り壊してしまったら、二度と立ち上がらないものです。戻ってきません。本当にその重要性を大事にしていただきまして、行政としては郡役所の保存に当たって今後の方策をどのように考えているのかについて答弁をお願いしたいと思います。

次に、小学校卒業までの医療費完全無料化について、再質問します。確かに、今のいただいた答弁のように、財政的にも大変、県も財政的なことから制度の切り捨てとか削減とか考えている、そのようなことも私も存じております。確かに財政上負担が増えることではありますけれども、行政としてどこに重点を置いていくのか。子育てを支援していくことにお金を使っていくのかどうか。その姿勢が問われるところであろうかと考えます。

町長にお聞きしたいわけですけれども、町長は愛荘町となってから、子どもの医療費助成の拡大をはじめ子育て応援特別手当や子育て支援センターの開設、町内の保育園・幼稚園・学校の整備にも取り組んでこられ、子育ちの愛荘町にしたいと言っておられました。その立場から、小学校卒業までの医療費完全無料化に対する町長自身のお考えをお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

次に、国民健康保険税の減免について、再質問します。愛荘町国民健康保険税条例第23条にある「特別の事情により生活が著しく困難となった者、またこれに準ずると認められる者うち特に必要があると認められる者」に対し、失業によって減免されてきた例が今までにあったのかどうか、答弁をお願いします。

これは、先ほど言いましたが、7割・5割・2割の軽減、減免措置というのは、前年所得に対してかかってくるものだと思います。しかし、失業というものは、突然やってきます。働いていれば前年所得がありますので、前年所得に応じた国保税の額となれば、とうてい払える額ではありません。ですから、7割・5割・2割軽減を除いて、つまり失業によって、この「特別の事情」というのが失業によって生活が著しく困難となった者、つまり今所得がなくなったんで減免する、失業によって所得がなくなったので減免する、このようなことが今までにされてこられたのか、そのような例があったのかどうかということについて答弁をお願いします。

近江八幡市は、国民健康保険料減免取扱要綱を定めており、減免の適用範囲を(1)非自主的な辞職、リストラ、事業の休廃業、その他これらに準じる理由により、当該年中の総所得金額の見込額が前年中の総所得金額に比べて2分の1以下に減少したため生活が著しく困難となった者、(2)前号に定めるもののほか市長が特に必要であると認めたものと具体的に定めています。

国保税は前年所得にかかるので、先ほど言いましたけれども、現在、所得が激減した状態であったとしても、高い国保税を支払わなくてはならなくなります。当然、失業して所得が激減している人には払える道理がないのは当然です。今議会で国保税の引き上げが提案されています。失業して所得が激減した人にとっては、ますます払えない国保税となってしまいます。

このような人々が今あふれている状態にあるから、国も先に申し上げた文書を地方に出しているのです。国も言っているのですから、町民の暮らしと健康を守るために、近江八幡市のような失業者への配慮をはっきり具体的に明記した減免要綱を緊急に作ることを求めますが、答弁をお願いします。

今、本当にこのお正月、去年も年越し派遣村というのがありましたけれども、本当に同じ状況となっていると思います。愛荘町でも失業によって困っておられる方、私も何人も知っています。ですから、このような状況、今の一一番の深刻な社会問題として捉えていただき、減免規定を早期につくっていただきたいと思います。答弁をお願いします。

最後に、新給食センターについての再質問をします。先日、私も滋賀労働局にお伺いしまして、この質問を、通告を出したあとですけれども、業務委託と偽装請負の関係について詳しくお話を聞いてきました。労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準によると、労働者に対する業務の遂行方法に関する支持、その他の管

理を自ら行う、自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは器材または材料もしくは資材により業務を処理することなどの条件が満たされていなければ偽装請負なるとのことでした。つまり、調理を委託する場合、町側の栄養士さんが、先ほども言いましたけれども、調理師さんに直接指導してもいけないし、施設や調理用具の無償貸付はできず、委託契約とは別個の総務契約を結び、有償で貸すということが適切な関係ということになります。材料を行政が調達しても無償提供はできず、業者に買いとてもらうことになります。しかし、「自己の責任と負担で準備し」となっているので、他から仕入れることもできるそうです。

私がなぜこのような話を言うのかと言えば、法に抵触しないように調理業務を委託業務すれば、行政自らが言っている食育重視・地産地消など建前だけになると思うからです。先ほど答弁では、委託してもそういうようなことをやっていきたいと申されましたけれども、結局、その業務の独自性が労働法のもとで決められていますので、その部分はそうなってしまうと、町の方から指導できない、こういうことになるわけです。

ですから、今までの答弁の中で、各学校の実践活動をもとに、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材、また給食の食べ残しなどの残渣ごみから、野菜を育て、その食材を給食に使用するという安全安心安価な食材が食育を通して実践できますことから、学校等に働きかけいたしまして、家庭菜園なるものを実現できないか検討していく予定ですか、食材は地産地消が望ましい、こういう耳障りのよい言葉で、理念だけ並べても実践が伴わなくては何もなりません。

行政が立派な理念をお持ちなのに、委託に向いていることが矛盾です。もし調理を委託した場合、先ほど申し上げましたように、過去の行政の答弁にありました学校の家庭菜園でとれた作物を給食に使ってもらおうとしたら、子どもたちのつくった野菜まで業者に買いとてもらわないと偽装請負になるのですが、私自身はそんなことをしてまで、行政は学校の菜園でつくった野菜を給食の食材として使うことはしないだろうと考えます。また、業者が応じないこともあります。

このことだけ見ても、食育重視の施設というスローガンからかけ離れてしまい、子どもたちの教育に大きな損失を与えることは間違いないと私は考えています。これは私の考えですが、このような形の中で、行政自らが言われるような生きた教育実践ができると、自信をもって言えるのかどうかについて、行政の考えを求めますので、答弁をお願いします。

調理委託だけでもアレルギー対応食をはじめとして、食育や地産地消の実践に困難をきたすことを十分考えられます。すべて委託などと言えば、教育施設でありながら、教育ができなくなる施設になってしまいます。私はそう考えます。どうお考えになるかと思います。

そして、先ほどの質問にも出していました。今、秦荘の両小学校は自校式給食、一番理想的な給食なんです。それが給食センターに変わると、教育的意義は後退します。これは明らかです。その上に、行政が運営しない、委託化となってしまったらどうなるのか、私は本当に心配します。私は秦荘の両小学校の自校式給食のよさを絶対残していただきたい、このように考えます。これに対する行政の見解を求めますが、答弁をお願いしまして、これで再質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま瀧議員からいろいろ再質問をいただきました中で、私の2、3思いを述べさせていただきます。

まず、郡役所の件でございますが、JAの方が、町がその保存を決定したら、まあそれなりに考えるということのようござりますが、私どもは、この問題については非常に長いこといろいろと議会とも議論しているのはご承知のとおりでございますが、振り返ってみると、昨年のちょうど12月議会だったと思いますが、これをもし保存するとい

か、町が官理するといつこといはれは、どれくらいのお金かかかるのかといつこと、調査費を計上いりこないし調査したことなどございます。

これについては、それを町のものにして、あのままではやっぱり難しい、それに対する最小限度の修繕等をするいろいろなお金がかかるとかいうような調査をさせていただいたところでございますが、やはり数千万円のお金が要るということはわかっているところでございます。

維持管理費についても大変ご心配いただいたところですが、これについては直営というような、今日それで管理をしていくということは、あり得ないだろうと。民間の力を借りしながら、その運営をやっていくのは望ましいというようなことは考えているところですが、そしてまた土地の問題が非常に大きくのし掛かっているわけでございます。

いずれにしましても、あれだけの財産価値のあるもの、そして将来にとって、この建物を町づくりの核にしていくといふいろいろな試案も考えているところでございまして、これらをどう活用していくのかということを明確に、やっぱり住民の皆さんにも理解いただく。そういうことでないと、町としての決定というのと、町長の思いとはやっぱり、町長の思いがそのまま町の決定では決してございませんし、やっぱり住民の意見を聞きながら、議会とも議論して、そして町の意思となるというふうに考えておりますので、今後とも、このあり方、あればいいというだけでなしに、これをどう活用していくのか、こういった点をもっと掘り下げて、住民の皆さんとも議論をしていって、それならやっぱり、ぜひ残していくというみんなの力になることが大事なのかなというふうに思っているところでございます。

当面は大きなお金が要る事業がどんどん山積しておりまして、なかなかどちらをどう生み出すのかといったところ辺が大きなネックになっているかなというふうなところを思っているところでございますが、非常に住民の皆さんのもござります。あれだけのものが本当に消えてしまうことについては懐びないなというのは私の個人的な思いでございまして、今後とも皆さんと議論を深めていきたいと思っているところでございます。

また、医療費の無料化の問題、私どもも小中学校の、就学前はできたんですが、小中学校の医療費についてもなんとかしていくということで、いろいろと取り組んできまして、徐々に充実をしてまいりました。

先般もある新聞に、「全国的に小中学校の医療費支援の輪が年々拡大していっている」というのが大きな記事になっておりまして、私はこの前、町村会で知事と話し合う機会がございました。県が大きな財源削減策を提示した、これについてどうするのかといった会合の時に、この新聞記事を知事以下幹部に全部配って、全国的に子どもたちの医療費支援というのは年々広まっていっているということを主張しながら、県が医療福祉費に手をつけようとしている、来年度はそれを維持するということになったんですけれども、常にそれが1つの県の削減のターゲットに福祉医療がなっているこういったことに対して、日本の全体的な流れはこうなっているんですということを申し上げていたところでございます。

そういう意味では、愛荘町の医療費については、全国的にも県下でも決して遅れていません。先進的なところで充実をしていっているところでございますが、しいて言えば、入院・通院は補助をさせていただいているんですが、入院の一部負担金について皆さんにお願いをしている、こういうことでございますので、これはまあ自己負担分と言いますか、入院のときの、確かに1,000円だったと思いますが、それをお願いしているということでございますけれども、今後どういった点にその充実ができるのかはいろいろ研究をしていきたいなというふうに思っているところでです。

それから、給食センターの調理の業務の委託が偽装請負になるという、この辺のことをだいぶん問題にされているようですが、私ももう1つ細かいところはよくわかりませんが、県下の給食センターでも、調理を委託しているところはいくつかあります。さらにまだ委託していないところも委託を検討しているというところも私も2つほど見に、視察に行つてきました。調理委託を考えていると、どこまでが偽装になるのかどうか、その辺も既にやっているところについてもっと勉強させていただきながら、この辺は法に抵触しないことをやっぱりやらないとあきませんので、その辺のところは考えたいなというふうに思います。

私の思いですが、他の細部にわたるところを、それぞれの担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)瀧議員の再質問のうち、「国保税の失業による減免の実績があったのか」というご質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、減免実績はございません。現状、地方税法第15条の規定に徴収猶予の制度がございまして、徴収猶予の制度を利用させていただいているのが現状でございます。

それと、今議会で税率改正のお願いをいたしておりますが、これに絡めてのご質問がございましたが、厳しい社会情勢の中で税率を上げるということにつきましては、先ほどの町長の提案趣旨説明の中にもございましたように、現状の愛荘町の税率が特に低い、そして赤字補てんを県下でも一番多く愛荘町がしているというような面もございます。そういう状況の中で、この減免についても当然考えていかなければならない重要な課題でございます。

その辺を考慮しながら考えていきたいと思っているところでございますが、実は先月、国への要望を地方側からいたしております。非自発的失業者などに対する国保保険料税の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じることということで、要望もいたしておりますので、統一的な制度としての運用について検討をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をします。

休憩午前10時01分

再開午前10時01分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。教育長。

○教育長(渡部幹雄君)私から、給食センターのことについてお答えさせていただきます。

議員さんの先ほど質問ありましたように、合併で給食センターをつくろうということで、1つの給食センターにまとめることが、これは大きなコストダウンと言いますか、そうしたことを願ってつくっているわけですから、こういうことが前提で給食センターがつくられようとしています。

その中で、戦後の給食の歩みを見ていますと、福祉としての給食と、教育としての給食があって、当初は粉ミルクを与えるとして、給食の名のとおり、食を与えるというような形で、栄養状態が悪かったもんですから、そうしたミルクを与えるという発想からきて、どちらかと言うと福祉的な側面が強かったんですけども、近年、学校給食法が昭和29年以来50数年経って昨年改定されたり、食育基本法が近年制定されて、国の動きはどちらかと言うと福祉的なものじゃなくて、教育的な発想で給食をやろうという、あるいは今、全国的な実践がある中で、地域のまちづくりに絡めた給食をやる。南国市の事例や伊万里市、北海道の置戸町(おけとちょう)みたいに、器までこだわって地域の産業と給食を絡めた実践もあります。

そうした部分に、言われるような委託化とか合理化が馴染む部分と馴染まない部分があろうかと思います。そうした部分を精査しながら、じゃあどうしたら、当然コスト削減というのは念頭に置かなければなりませんが、どこまで理念が追及できるのかということも今慎重に協議しながら、この計画を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江議員。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再々質問を行います。

郡役所についてですけれども、最初の質問のところで答弁として、今月中にJAの新役員と面談していきたいと答弁されました。この場所で、来年度も引き続き予算を計上していく、貸借の予算を同じように計上していくということを、話し合いされると思いますのですが、その内容について答弁をお願いしたいとの、先ほど私が申し上げましたJAさんの文書の内容からいきまして、来年度の貸借が受け入れられたら、このままでもう1年ということになるわけですけ

れども、拒まれた場合、本当に危惧されるところです。その部分について、どのように対処される考え方があるのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

もう1つは、次に不況減免の国保税の減免についてなんですかけれども、私が申し上げているのは、結局、不況によつて減免ができると、去年の所得が普通にあっても今払えないんだから減免ができるというそういうような、はっきりとした不況による失業所得の減少などのはっきりとした要綱を定めていただきたい。このようなことを質問しているわけです。

今、災害とかそういうことしか具体的になつていませんので、今一番の問題である、この不況による失業、所得の減少が急激になっていることに対する即座に減免できる規定、これを求めているわけですので、それに対する答弁をお願いしたいと思います。では、これで終わります。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、瀧議員の愛知郡役所の保存活用の問題についてお答えを申し上げます。

一部、政策調整室長あるいは町長の答弁に重複する部分もあるかと思いますけれども、本年度3月に、旧JA役員と管理委託の継続含めて話し合いをさせていただいております。その時には、管理委託につきましては、1年間契約の更新を認める。また、旧愛知郡役所の土地の問題につきましては、JAの支店統合とは切り離して使用貸借も視野に入れ、JAの新役員体制の中で協議していくことになっておりました。

しかしながら、ご案内のとおり、10月末にも実は再度、JA役員の異動がございましたこともありまして、いまだJAとの協議は行っておりませんが、先ほど政策調整室長も答弁いたしましたように、早い機会にJAとの間で方向性を模索していきたいということで考えております。

したがいまして、近々会うことといったとしておりますが、どういう内容を話しするかということにつきましては、まだ模索している状態でございますので、フリーの状態で会いたいなというように思っております。

いずれにいたしましても、旧愛知郡役所問題につきましては、議員各位はもとより町民の理解が不可欠でございますので、旧愛知郡役所の保存活用方針を具体的にお示しさせていただきながらご理解を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)不況による国保税の減免制度の創設についての再々質問にお答えをいたします。再質問でご答弁申し上げましたように、現在、國の方へ統一的な減免制度の創設を求めております。それに伴います十分な財政措置も講じることということで、要望いたしておりますので、統一した方向で進むことを検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。再開は20分とします。

休憩午前10時10分

再開午前10時20分

◇宇野義美君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。15番、宇野義美議員。

[15番宇野義美君登壇]

○15番(宇野義美君)15番、宇野義美。一般質問を行います。今回は5点について質問をいたしますので、執行部の方々は簡単明瞭に答弁をいただきますようお願いをいたします。

まず第1点目、男女共同参画社会の推進について、推進計画を作成されております。しかし、当然のこと中において

は、中身においては概要であって、今後の推進における具体的な方策、具体性にはかけてあります。そこで、推進の具体的行動計画は、これから作成されるものと推察をいたしますが、執行部の推進具体策をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、推進策をつくるにあたって、いろいろと分析されておりますが、その中で、課題と問題点について数点あげられております。最も重要な課題はどの項目と認識されているか、また、その解決策について、ハード、ソフト両面における考え方をお尋ねいたします。

2点目についてですが、宇曾川の河床の草木、草木の伐採について、西は沖地先から東は金剛寺橋まで伐採をされました。これにつきましては、執行部のご努力と県への働きかけをされて本当に大変だっただろうと思いますが、経済対策もあいまって、できた整備であろうと思います。

しかし、この上においては未整備のままであります。上であるからと言って、危険性がないというものではありません。草木が流れ、急激な雨水によって草木が流れ、根こそぎに流されたときに、下の橋桁にそれが止まって、塞き止められるというような危険性も感じられます。今後の計画についてお尋ねをいたします。

3点目ですが、これは全国学力調査についてでございますが、ご存知のとおり、お隣の福井県は教科ごとに1位、2位というような非常に優秀な成績をあげております。当町と学力差の原因はどこにあると認識されているのかお尋ねをいたします。これは大変な分析も必要であろうと思いますが、また今後向上策として最も重要と考えておられる事柄について答弁を求めます。

4点目、学童通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。過去にもお尋ねをいたしておりますが、現在、ベル連動のカメラが設置されておりますが、機能的に防犯対策および犯罪抑止力の効果は十分とお考えなのかお尋ねをいたします。先日、教育委員会の方へ、とお尋ねをいたしましたところ、昼間は作動しておりますとのお答えをいただきました。それならば、なぜ防犯カメラ作動中の看板をかけるというようなことをしてこそ、より抑止力が増すものと考えますが、その点について、ご答弁を求めます。

最後に、ごみ問題について質問をいたします。先日、リバースセンターの方へお伺いしまして、現在のごみの状態がどういう状態であるかということをお尋ねしてまいりました。厳密には、平成20年度の結果をお聞きしてまいりました。その中で、燃えるごみのドライベースでの分析、いわゆる乾燥したあとでの分析を見ますと、厨芥類といわれるもの、いわゆる厨房から出てくるような生活の生ごみといわれるものが16.9%で、紙・布類・ビニール類について3番目に多い状況がありました。すなわち、食品の食べ残し、野菜の屑等であります。

また、成分別に分類をすると、これは持ち込み時の部分でございますが、水分が43.8%と、搬入時には大変多い状況であります。これをいったん乾燥をするわけですが、乾燥するのに月当たり55キロリットルの石油燃料を使用しております。当然のこと、環境問題としてのCO₂の排出量、また資源再利用の観点からも、あるいは経済制度観点からも堆肥化の方法が考えられますが、いかがお考えかお尋ねします。

この堆肥化におきましては、施設運営の面で大変難しい問題もありますことは当然ですが、せめて、集落単位にでも分別収集をして、自然にやさしい再利用方法を提案し、できるところからそうした方法をとって分別し、再利用という方に努力をされるのが本筋ではなかろうかと思います。これに対しては、町としても助成をし、補助をしながら啓蒙啓発の方法をとっていただいて、ぜひ進めていくべきものであると考えますが、町当局のお考えをお尋ねをし、以上、一般質問とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)男女共同参画社会の推進についてお答えをしていきたいと思います。愛荘町男女共

同参画推進計画は、昨年8月公募委員2名を含む14名により策定懇話会を組織し、7回にわたって論議され、本年10月答申をいただいたもので、平成30年度を目途とした計画となっています。

男女共同参画社会の実現と言っても、言葉の定義が広く、この計画の実をあげるには、行政各課が男女共同参画の視点を常に意識し、連携して取り組む必要があり、管理職で組織する男女共同参画推進本部で、周知徹底を図るとともに、新年度から3カ年ローリングによる実施計画を策定し、その実行を図っていきたいと考えております。

次に、計画推進にあたっての重要課題であります。本計画の基本理念は、「できることからはじめよう!ともに築く愛のまち」としており、できるところから着実に進めていくには、計画にもうたっておりますように、1つ目に、参画への意識づくり、2つ目に参画への環境づくり、3つ目にあらゆる分野への参画、4つ目にだれもが参画できる仕組みづくりを、町行政はもとより、地域住民や町内企業、さらには国、県等関係機関とともに築きあげていくことが重要であると認識しております。

特に新年度からは、参画への意識づくりを中心に、例えば、各課イベントチラシに統一した男女共同参画マークを掲出していただくことや、町の広報紙に常時枠として男女共同参画推進ページを設けたいというふうなことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

[農林建設主監西沢文博君登壇]

○農林建設主監(西沢文博君)宇曽川の河川内の草、樹木の伐採について、お答えいたします。今年度の宇曽川の河床整備につきましては、ご承知のとおり、沖地先の昭和大橋下流付近から蚊野外地先の金剛地橋付近までの1,630mの区間を県の発注事業として実施していただいたところでございます。

伐採、伐開していただきましたあの河川内の状況は、以前とは見違えるようで、地元においても大変喜んでいただいていることから、先日も、県庁の土木部長に対しまして、順次継続していただきますように、直接要望を申し上げたところでございます。

また、治水面でも大変効果は高いことから、町長から河川管理者である県知事に対しまして、伐採、伐開効果の写真等を持参いたしまして、この事業の継続、必要性について、強く働きかけてもらったところであります。今後機会あるごとに下流区間も含めて要請してまいりたいと思いつますので、よろしくお願いします。

○議長(竹中秀夫君)環境対策課長。

[環境対策課長西川作男君登壇]

○環境対策課長(西川作男君)宇野議員ご質問のうち、5点目の生ごみの分別処理、堆肥化についてお答えいたします。

限られた資源を有効に活用するため、ごみの排出抑制・再使用・再資源化に努めるとともに、生ごみを含むリサイクル率を高めるなど、循環型社会を築くことが求められております。

議員ご指摘のとおり、ごみの減量化と再利用の観点から、堆肥化という方法は1つの手段であると考えています。町では、美化推進委員を通じて、家庭ごみの水切りの徹底など、1日1人50gのごみ減量化作戦を提唱するとともに、各集落などで、ごみ減量化研修会を開催するほか、生ごみ処理機設置補助により生ごみの堆肥化など、リサイクルに努めているところでございます。

今後におきましても、水分を減らすことが処理に要する燃料の削減につながり、これによりCO₂排出量の削減につながることから、集落単位でのごみの減量化、再資源化の取り組みに向けて、エコパートナーシップ会議や美化推進会議などを通じまして、協議を重ねながら推進してまいりたいと考えております。

理解へにさるよつお思ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

[教育次長辻孝志君登壇]

○教育次長(辻孝志君)宇野議員のご質問にお答えいたします。

小学生の通学路で、町内で50ヵ所ではありますけれども、防犯ブザー愛ぼう君を設置いたしております。議員ご指摘のように、機能的にこの50ヵ所では、防犯対策および犯罪抑止の効果は万全ではなく、それよりもこの防犯ブザーを設置することにより、防犯への取り組みに力を入れている町ということを示すことで、犯罪の抑止を図り、防犯パトロールなどの活動と、防犯ブザーがうまく連携することで、地域の防犯意識がより高まり、それにより町民を犯罪から守るということにつなげていきたいと考えております。

また、防犯カメラ作動中の看板についてでございますけれども、これにつきましては、今後の課題とさせていただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)学校教育課長。

[学校教育課長森秀昭君登壇]

○学校教育課長(森秀昭君)続きまして、宇野議員の町の児童の学力向上策について、お答えいたします。

本町におきましても、児童・生徒の学力を上げていくことが最重要課題と考え、各校で作成しております「わが校の学力向上策」の見直しを絶えず行い、実施していくことを基本としております。本町の子どもたちにつけていかなくてはならない基礎的な力は、文章を読み取る力、自分の考えをまとめ、書く、説明する力と考えており、本町の児童・生徒がつけなくてはならない重要なものと考えております。このことを踏まえ、わが校の学力向上策の見直しをし、研究を進めております。

学校といったしましては、まず授業を大切にすること、1時間1時間の積み重ねを大切にし、授業内容も児童・生徒が興味を持って取り組めるよう工夫をしていくことが重要と考えております。また、児童・生徒のつまずきは何かのアセスメントから、一人ひとりに支援できる方法はないか検討し、実施しているようにも考えております。

本町が進めております読書を通して、文章・言葉を大切にしていきたいとも考えております。さらに、家庭学習も重要と考えていますので、積極的な学習習慣を身につけられるようにも指導をしております。

また、学校における学力の向上には、落ち着いた学習環境ときめ細かな指導が必要と考えます。小人数による指導や、複数の教師が同じ学級に指導に入り、児童・生徒のつまずきに対して指導ができる今年度の体制は、学校にとって大きな力となっているように思っております。

さらに、オアシス相談員、すこやか支援員、特別支援教育支援員の配置で、子どもたちの心のよりどころができ、学校生活も落ち着いた雰囲気ができつつあります。今の環境を維持し、子どもたちの学力向上に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

○議長(竹中秀夫君)15番、宇野義美議員。

○15番(宇野義美君)再質問をさせていただきます。

まず、男女共同参画社会の推進についてということで、各課連携をもってというお言葉があります。で、当然これを立ち上げるには、各課、自分の課では、いったい何をどうするべきかというようなことも考えておられるだらうと、こう推察します。

たまたま内閣府が5日の日に発表しましたアンケート調査、この中で女性が職業を持つことに関して、子どもができてもなお仕事を続けたいという意向を持っておられる方が45.9%、約46%ある、こういうことありますし、それと同時

に、丁度この月ついで、いわゆる丁内町に住むことになり、また円融政策未だ現れてないところが、このノルマノンヌ字が発表されております。

ところが、一番ここで問題になるのは、その子育てであり、あるいは介護であったり、こうした仕事がある上において、なかなか勤めるということ、あるいは社会進出という、本当の意味での社会進出という部分ができるないというようにも書いてございます。

私は先ほども申されましたように、男女共同参画社会という言葉の定義そのものも非常に広くございまして難しく思いますけれども、ここでひとつお聞き入れを、各課の方からお聞き入れをしたいと思います。

まず、教育の関係で、子どものいわゆる保育の保育時間の延長あるいは学童保育の時間の延長等、こうしたことについてはどのようにお考えなのかお尋ねをします。

次に、福祉の面から考えまして、介護というような仕事、これらに対する支援、これは今いろいろと町でも支援策あるいは民間の支援策も入っておりますけれども、それでもなお、こういう問題を定義、意識されておると、調査結果から見ますと、そちらあたり、あともう少し民間での、いわゆる支援あるいは集落での支援、あるいはボランティアでの支援、NPO法人等を立ち上げての支援、いろいろ方法はあると思いますけれども、こうしたものを作りますやはり啓蒙していかなければならんだろうと、こんなふうに考えますが、いかがお考えか現在のお考えをお聞きいたします。

それから、3点目の学力向上策でございます。これは福井県の実態を見ますと、やはり基本は家庭教育にあるという結果が発表されております。福井県というのも、滋賀県と同じように非常に今所得としてはいいところでありますけれども、上の方でありますけれども、いわゆる塾に通う子どもは、そんなに多くないんですね。学校教育を中心にして、家庭の中での教育、これがやはり非常に進んでいます。よく言われますように、朝食あるいは食事は家族が団んで食事をする。こうした場をつくる。あるいは、子ども部屋というのが一番少ないのが福井県のようでございまして、子どもだけ持つお部屋、これがないために、いわゆる居間で、みんながいるところで勉強をする、あるいは本を読む、こういうことをやっぱりやっておられます。そうすることによって、親の方も、まあ勉強の時間にはテレビをつけない。当然親も同じように本を読む、こうした環境づくりが非常に進んでるというような結果を聞かされております。

ぜひ、こうした部分においての啓蒙運動、あるいは今後の方策等をお考えいただきたいと思いますが、再度その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、ごみの問題でございますが、このごみの問題も、今広域でのごみ処理施設云々という部分も聞いておりますけれども、私が申しますのは、先ほど申されましたように、各家庭での生ごみ処理機の補助であるとか、これも重要でありますけれども、集落、ちょうど今、各地農業組合というような農業組織が立ち上がっており、そこでの集約した処理施設というような小さなものの、いわゆる集落ごとの小さなものもつくってはどうかと。

岐阜県でしたか、私一度お伺いしたときにも、こうしたものをつくって、この堆肥化に非常に進められた。で、リサイクルあるいはリース、いろいろな部分から環境保全ということに対して、関心が、住民の関心も高まってくる。やはり最初は、行政が関わったようです。現在は今NPO法人が立ち上がって、そこで管理をしておるというようなお話を聞いております。

こうしたことについての今小さな各家族、家庭へのごみ処理機のこれも必要でございますが、分別収集というような意識づけをする意味においても、各集落でこうした小さな処理施設というようなものを設置してはどうかなど、こんなふうなことも考えておるわけでございますが、その点についてもご答弁をいただきたい、こんなふうに思います。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

(教育長渡部幹雄君登壇)

○教育長(渡部幹雄君)私の方から、ただいまの質問につきましてはお答えさせていただきます。

学力向上に関することありますけど、昨年、学校教育課長と共に、福井市の教育委員会を尋ねましたし、この2、3年全国のトップであります秋田あるいは富山にも、私お伺いました。その中で、家庭との関わりというのは、やはり家庭がしっかりとある。一家団欒があり、その中で、生活が安定する中で、子どもが育まれ、地域の中での子育ても、他の地域とは違う側面がありました。

そうした中で、本町におきましては、そうした部分を少しでも改善しようと、確かにそうやった一家団欒や家庭の安定をされている、実現されているところもありますけれど、再度こうしたことの先進事例に学びながら、啓蒙啓発に努めたいと思います。

その中で、秦荘西がNOメディアデーというものを掲げて、NOメディアというのはテレビを消し、携帯消し、パソコンを消し、一家団欒で語らうという、こうした取り組みをされておりますので、こうしたものも全町域的に広がっていくことを指導もしていきたいし、今後も啓発に努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

[住民福祉主監福田俊男君登壇]

○住民福祉主監(福田俊男君)今ほどの男女共同参画の各課の取り組みの関係につきまして、関係をいたします健康福祉等の関係の分野についての取り組みの考え方を、ご説明したいと思っております。

非常に、女性の社会進出に伴いまして、就労と家庭の両立というようなことが言われておりますし、合わせて、経済的負担の軽減というそこら辺が大きなことになろうと思っております。

そういう意味で、ご指摘いただきましたように、延長保育等につきましては、現在も、6保育園の中で2保育園で既に実施いただいておりますが、来年度からは公立も含めて拡大をさせていただくことを考えさせてもらっております。

それと、また学童保育等の関係につきましても、現在、愛知川小学校あるいは愛知川東小学校区につきましては、指定管理者の中で保護者の育成会等をつくっていただいている、自主的に運営をいただいているというふうな状況でございまして、今後、秦荘西小学校区あるいは東小学校区につきましても同様の形で、現在これらの協議をいたしておりまして、来年度以降についても、保護者の皆さん方のご要望の中で運営をしていただくというふうな考え方がいいかなというようなことを思っておりますので、そういう方法で進めさせていただきたいと思っております。

それから、介護の関係でございますが、これらにつきましても、年々、認定者数等も増加いたしております。したがって、従来まで施設サービス介護あるいは在宅福祉サービス介護につきましては、どちらかと言いますと、施設サービス介護は重点的な費用等も使っておったわけでございますが、現在につきましては在宅サービスあるいは施設サービスとともに、給付額からいきますと同等の状況になっておりまして、ますます在宅福祉サービスの充実が求められるようになってきておりますので、一定健康運動教室等の地域支援事業等の充実を図りながら、これらについても進めていきたいというようなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、集落ごとのごみの処理機等の導入のご提案でございますが、これらについては、昨年の議会でも申し上げておりますが、一定地域の中で、生ごみ処理機等を導入されて運営いただいている実態も先進地の状況も視察をさせていただいて、聞きとりもさせてもらっております。

ただ、まあ確かに、いわゆる堆肥化等になって利用ができるのですけれども、それらの維持については非常に大変なこともお聞かせいただいていて、一部3施設ほどいただいている中で、1施設については休所されたというふうな経緯も聞いておりますので、今後そういうふうな各地域の方で自主的に取り組みいただけるような状況を、啓蒙させていただきながら、それについても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇本田秀樹君

○議長(川上秀大君)6番、本田秀樹議員。本田君。

(6番本田秀樹君登壇)

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず1点目ですが、部落解放研究全国集会についてお伺いをいたします。

部落解放研究も第43回の全国集会となり、今年は広島県で開催されました。去年は宮崎県にて、愛荘町が報告として、土地問い合わせ差別事件の取り組みとして、第4分科会で報告されました。

事件の発生内容、事件の発生後の対応・取り組みの展開、真相報告の集会を開催、愛荘町としての見解を報告されました。また、議会としても、同和地区問い合わせ差別事件の真の解決に向けての議決もしました。

愛荘町総合計画の中に、第6章共に築く郷土のまちづくりで、人権の尊重があります。現状と課題では、人権はすべての人が生まれながらにして持っている力を發揮して、人それぞれに生きるために欠くことができない権利です。部落問題をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりは、住民の暮らしおよび行政政策全般に関わる重要な課題だとあります。

愛荘町では、人権尊重のまちづくり宣言や、人権尊重のまちづくり条例を実践するため、部落差別をはじめあらゆる差別の解消や、人権の擁護にむけて諸事業を推進するとともに、より効果的な発展を図っていくため、関係機関と協議を重ね、同和問題などの人権問題の解決と、人権尊重のまちづくりのための取り組みを進めていく必要があります。中でも、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場を通じて、人権教育、啓発を推進することは、必要であり、今後も人権教育を総合的に推進しなければならないとあります。

このように、総合計画には現状と課題、政策方針としての計画があります。愛荘町も合併して4年目を迎えるが、全国集会についてですが、町長として何回全国集会に行かれたのか、お伺いいたします。また、行けなかった理由は何があったのか、お伺いをしたいと思います。

次に、循環型社会の構築についてお伺いをいたします。愛荘町では、資源循環型社会の構築を目指して、分別収集や資源回収および生ごみ処理機購入補助など、積極的にごみの減量化や再資源化に取り組んでいます。人口の増加に伴い、ごみの量は増加する傾向であります。ごみの減量化とリサイクルに向けて、啓発を図る必要があります。滋賀県内の一帯の広域では、可燃ごみ等収集運搬業務、不燃ごみ等収集運搬業務を単価などを決めるに当たり、入札制度を取り入れているところがあります。愛荘町では入札制度がなく、毎年業者との委託契約となっております。今後は、入札制度を考えているのか、お伺いをいたします。

また、可燃ごみ等収集運搬業務、不燃ごみ等収集運搬業務の業者は、毎年同じ業者と契約をしているのか。契約をしているならば、過去10年間の契約金額と業者を教えていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、部落開放研究全国集会についてお答えをいたします。日頃は、人権の確立と差別撤廃に向けて、力強い運動を続けておられる関係各位に敬意を表します。

さて、「差別・貧困・格差を打ち破る平和・人権・福祉の研究、実践を進めよう!」ということをテーマに、10月24日から26日まで、広島県福山市におきまして、部落解放研究第43回全国集会が開催されました。この集会には、全国から6,600人が参加され、愛荘町からは人権政策確立要求愛知郡実行委員会に参画いただいております企業、事業所、議会、団体、行政の各界代表15名に参加いただいたところであります。

この全国大会に私は参加できませんでしたが、本年の2月12日に、全国的な規模で、米原の文化産業交流会館で開催されました第23回人権啓発研究集会ならびに部落解放研究第16回滋賀県集会には、私も参加をいたしましたところであります。

ちょうど今、12月4日から10日まで設けられました人権週間の真っ最中であります。この人権週間は、1948年12月10日の国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して定められたものであります。人権は、同和問題をはじめ、あらゆる差別をなくし、誰もが人間らしく幸せに生きる権利であり、人権を尊重する共生のまちづくりを進めるため、最重要課題として全力で取り組むつもりであります。今後、全国集会などに参加できる機会をいただければ、積極的に参加をいたしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

[住民福祉主監福田俊男君登壇]

○住民福祉主監(福田俊男君)本田議員のご質問のうち、2点目の「循環型社会の構築」についてお答えします。廃棄物の処理および清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物を生活環境の保全上支障がないうちに収集し、これを運搬し処分しなければならないと定められており、また、収集運搬については、市町村以外の者に委託することもできるとされております。

これまで、一般廃棄物の収集・運搬につきましては、旧愛知郡では愛知郡広域行政組合で実施していましたが、昭和54年に業者委託に移行し、さらに昭和61年からは各町単位に完全分別収集に移行されたことから、当町におきましては、一定の業者と委託契約により、収集運搬業務を行っております。

一般廃棄物の適正な収集・運搬を、継続的かつ安定的に、しかも迅速、円滑に履行することができるような資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定して契約を締結することが、当該契約の目的を達成するために、必要かつ適切であり、ひいては町および住民の利益の増進につながるものと考えるなど、廃棄物処理法は、一般廃棄物の収集等の業務の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも、業務の遂行の適性を重視しているものと認識をいたしております。このようなことから、契約締結の方法については、他市町の事例や広域行政圏域の実状も踏まえ、今後研究をいたしたいと考えております。

次に、過去10年間の契約金額と業者についてですが、町の文書管理規定に基づき、当該業務に関する文書保存期間が5年と定めていますので、平成16年度以降の5年間について申し上げます。

合併前は、旧町単位となります、平成16年度愛知川町の可燃ごみ1,638万6,300円、不燃ごみ1,226万6,100円、秦荘町の可燃ごみ・不燃ごみで合わせまして1,306万6,200円。平成17年度愛知川町の可燃ごみ2,247万8,400円、不燃ごみ1,348万2,000円、秦荘町の可燃ごみ・不燃ごみ合わせまして1,223万4,600円で、収集業者は、愛知川町の可燃ごみと秦荘町の可燃ごみ、不燃ごみは日映興業、愛知川町の不燃ごみは愛知美掃社と契約をいたしております。合併後の平成18年2月、3月分につきましては、可燃ごみ578万5,500円、不燃ごみ224万7,000円。平成18年度は可燃ごみ3,631万3,200円、不燃ごみ1,475万4,600円。平成19年度は可燃ごみ3,491万4,600円、不燃ごみ1,412万4,600円。平成20年度は可燃ごみ3,656万5,200円、不燃ごみ1,479万2,400円で、収集業者は可燃ごみは日映興業、不燃ごみは愛知美掃社と契約をいたしております。

いずれにいたしましても、合併後は可燃ごみの完全週2回収集や、住宅開発によりますステーションの増加等が増加する一方でございまして、経常経費等の見直しなど積算費用の精査に努めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再質問を行いたいと思います。

まず、部落解放研究全国集会について、再度お聞きをしたいと思います。今ほどの町長の答弁では、一度もこの4年間参加をされてないということだと、私は理解しております。

また、この全国集会は、今ほど毎年三役が交代で参加をされるということで答弁だったと思います。平成18年は副町長が参加と、平成20年度は教育長が参加だと、で、今年は会計管理者が参加をされたということを答弁でいただきました。

平成19年度は誰が行かれたのか、今、答弁はなかったと思いますので、平成19年度についての、誰が行かれたか、お伺いしたいと思います。

また、今ほど米原の文化会館で開催された云々というお話がありましたけれども、私が聞いておるのは、全国集会、この部落解放研究全国集会の話を聞いているわけでありまして、今までに4回があった、チャンスがあったと思うのです、行く機会が。それに、なぜ町長が行かなかったのか、お聞きしているわけなんです。

最後に、全国集会に参加できる機会をいただければという言葉があったと思うのですけれども、いただければではなく、行くのが本来ではないかと、この4年間、人権について何をされたのかなど、私はそう理解を思います。

町長就任当時、平成18年ですかね、人権とかいろいろ話をされました。結局、この4年間、何の実績もない。なかつたのはなぜかなという不信に思います。再度、理解のできる答弁をいただきたいと思います。

次に、循環型社会の構築についてお伺いをいたします。今ほど答弁を聞きましたが、合併後は、収集運搬業務については日映興業さんと愛知美掃社との契約をされているということで理解をいたします。可燃ごみ、不燃ごみの金額を合わせますと、合併後なんですかれども、約5,000万円程度になると思います。今日までの流れも理解をいたしますが。今ほど答弁の中では、今後は研究したいという言葉があったと思います。その研究という言葉についてなんですかれども、前向きに入札制度を考えていくということで理解をさせていただいていいのか、再度答弁をいただきままでの、よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)全国集会の平成19年について、誰が出席させていただいたか、ちょっと私も存じ上げておりません。

確かに4年間、全国集会には私一度も出席できていないのは事実でございますが、まず、日程が合わなかつたということではないかなどというふうに思っている次第でございます。

それから、今後、機会がいただければ全国集会に出席させていただくということを申し上げたのは、来年は選挙の年でございますので、そういうことを踏まえれば、そういう確約はしかねないということで、いただければという表現を使ったのでございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)循環型社会についての答弁をさせていただきたいと思います。

まず、一般廃棄物の収集・運搬または処分につきましては、廃棄物の処理および清掃に関する法律によりまして、市町村の固有事務とされておりまして、市町村以外のものに委託する行為は、市町村の処理すべき本来の行政事務を私人に委託するという行為でございまして、公法上の契約でございまして、過去の判例から見ていきますと、地方自治法第234条の規定は適用されないものと解されております。

このほかに、廃棄物処理法につきましては、一般廃棄物の処理業務を委託する場合の基準に則り、委託業務が適切に遂行されることを重視して、契約締結の方法を、一般競争入札あるいは指名競争入札または随意契約のいずれかによるかは、市町村の裁量に委ねられるというふうな趣旨ということで解されておりますので、そういう過去の判例等を見ながら検討してまいりたいと思っております。

さらに、環境省が昨年の6月19日付でございますが、廃棄物の処理および清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきまして、ごみ処理基本計画の策定にあたっての指針が出されておりまして、各都道府県知事宛てに、その中でも経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な履行を重視しているものであるというふうな通知が出されておりますので、それらを参考に今後検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再々になりますけれど、よろしくお願ひいたします。

今ほど、平成19年部落解放研究全国集会について、誰が参加されたということが、答弁はなかったと思います。あとでもけっこうですので、誰が参加されたのか、参加されていないのか、お伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、全般的に今、同和問題とかいろいろお話しさせていただいておりますが、同和問題が今、人権教育の方に流れているように私は感じております。言葉の方が。また、そのように感じていると思うならば、また町長、同和問題、「同和」という言葉から「人権」に変わっている言葉について、どのように考えておられるのか、再度お聞きしたいと思います。

また、部落差別が現実に存在していること、また、歴史・現状解決の方法を具体的に学ぶ必要があることから、町として、また同和教育は引き続き実施されることが必要だと思います。その同和教育についての、再度お考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)確かに、人権問題は、部落問題は、非常に大きな日本にとっては大きな人権問題だと思いますけれども、今は男女共同参画の男女問題、あるいは障がい者、外国人問題、いろいろとございますが、そういった幅広い中での人権政策として、私自身もとらえているところでございます。

つい日曜日も地方参選権法案のシンポジウムが大津で行われまして、外国人の地方の議員や首長を選任する権利を、新しい政権は積極的に取り組まれておりますけれども、この外国人、地域の住民として税金も払っておられる。こういった人たちの人権にもかかわる問題として、私も関心を持っておりまして、大津へ行きました。

野中さんとか、ある大学の先生とかが、シンポジウムで意見を申し述べておられましたが、そういう意味もございますけれども、男女共同参画の計画もつくりましたし、また、この人権尊重のまちづくり条例、条例もこの4年間の間に制定をし、宣言もつくらせていただいたところでございます。

何と申しましても、この部落問題については、これからも我々にとって非常に大事な身近な問題でもございますし、真剣に手を緩めずに取り組んでいくべき問題だというふうに考えておりますので、共々に取り組みをさせていただきたいと思います。

平成19年度につきましては、確かに三役は出席いたしておりませんけれども、人権政策の本部員メンバーが出席をさせていただいておりまして、町として欠席をしたわけではありません。申し添えていただきます。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。25分から再開します。

休憩午前11時13分

再開午前11時25分

◇西澤久仁雄君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。4番、西澤久仁雄議員。西澤君。

[4番西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。一般質問を行います。今回の質問は、以前に質問いたしました中で、虚偽と思われるとか、またあまりにもかけ離れていた答弁を3点と、1点は今後のための確認で、今回は親切丁寧な答弁をお願いいたします。

まず最初に、今年の9月定例会で質問いたしました町所有の東部地域公園予定地に稻が作付けされている件について、お伺いいたします。11月7日発行の議会だよりを読まれた町民の方から、「あの答弁はおかしい、調査したか」とお叱りの電話をいただき、11月17日に県会議員にお願いして県農政課の参事と副主幹と出会い、町所有の東部地域公園予定地に稻が作付けされたことについて質問いたしました。回答は、「直ちに農地法違反とまでは言えないものの、目的外の使用は不適切な行為と考える」とのことでした。また、作付けされたことについて指導はどこがするのかの質問に対しての回答は、「事務を行う農業委員会が、事業または土地の管理を行う町の所管課に対し指導すべきものである」とのことです。

次に、前回の質問で大変問題発言をされております。「水稻等は営利目的でない栽培なら、適正管理の範囲内であることを県農政課に確認のうえ、町長と協議をして、私が許可を出した」と、総務主監が答弁されています。

私の調査では、町管理の農地について委託者が耕作することについての回答は、「用途を十分に確認してほしい」と県は回答したと。また、「OKということは言っていない」と、県の農政課の記録によりわかりました。県の農政課がOKと言っていないのに、「確認のうえ」とは、これ虚偽の発言ではないか。

また、本件に対して農業委員会の担当者から、県農政課へ20年10月28日にその件について電話で照会しているが、その時期に来年の計画をしていたのか疑問が残りますので、次の質問をいたします。

1、稻の作付けは、昨年より計画であったのではなかったのか。2、県農政課はOKと言っていない。前回の答弁は虚偽ではなかったのか。3、町長は協議されて許可したのか。4、収穫されたもち米は何キロで、どこに配布されたか。最後でよろしいから一覧表にして公表すべきではないか。5、農業委員会は、どこまで関与していたのか、お伺いいたします。

2番目に、住宅用火災報知機の設置についてお伺いいたします。高齢者の皆さんに住宅への設置義務がされている火災報知機の給付と設置を行いますとの町からの回覧がありました。大変喜ばしいことだと思いますが、私が20年6月定例会で、消防法の改正に伴い火災報知機の義務付けられた件についての質問で、機器購入に対して助成金等は考えられないかを伺った回答は、当時の総務課長は「容易に購入できる、取り付けが可能であることなど、設置にかかる助成金等は考えておりません」との発言でした。議会だよりNo.10を読まれた方が、「助成金は出ません」と、私に確認をされました。その後、その方は助成金が出ないのでから、自分も購入して付けようというようなことでございました。

それで、お伺いいたします。あのときの答弁の「助成金等は考えていない」という答弁はどういう意味であったのか、お答え願いたいと思います。

3、防犯ブザーについてお伺いいたします。防犯ブザーについても、20年12月定例会で質問いたしました。そのときの回答は、携帯率については定期的に調査はしていないが、現段階では、平均小学生が持っているのは71%と答弁されております。また「指導・啓発を実施している」、また「指導してきたい」とも答弁をされています。それで、次にお伺いいたします。

1、その後、指導と調査をされましたか。2、調査していないのに、71%とは何を根拠に答弁されたか、お伺いいたします。

あります。

4番目に愛まうくんについて、お伺いいたします。この質問をしてから1年になりますが、犯罪の抑止効果とか、犯罪意識を高めるため設置されたそうです。そこに「ボタンを押すとカメラが作動します」と書いてありますので、お伺いいたします。今後定期的に作動点検等は考えているのか。また、今日まで実例があったのかなかったのか。以上4点をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、町有地の維持管理につきまして答弁をさせていただきます。

川久保地先の町有地につきましては、都市計画事業の実施までの期間については、農地のままで適正な管理を行うことになっております。そのため、昨年の10月頃に、地域の環境保全団体に管理委託のお話をさせていただきました。その時点では、ヒマワリとソバを植える計画でありましたが、契約前には区域の一部においてもち米の作付けをし、公のイベントに提供することでの申し出により承認したものでございます。

昨年、県農政課と町農業委員会事務局との照会時点では、電話での照会から十分な意思疎通が図られていなかつたものと、先般、県の農政課との協議においてわかりました。県の指導といたしましては、農地法違反とは言えないが、あくまで取得目的の事業に供するものであり、収穫することは好ましくないとの見解を、町農業委員会事務局を通じ連絡を受けたところでありますと、非常に誤解を招く結果となりました。

今後は十分注意を払いながら、適正範囲の中で維持管理に努める所存でございます。また、収穫されましたもち米は、町社会福祉協議会に約3俵、それからゆたか保育園に約1俵、川久保自治会それから東円堂自治会、東円堂青少年育成会の方へ約8俵を寄贈されたというふうに聞かさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)総務課長。

[総務課長西川都々子君登壇]

○総務課長(西川都々子君)西澤議員のご質問のうち、住宅用火災警報器の設置についてお答えいたします。

住宅火災による犠牲者を未然に防止するため、消防法で住宅用火災報知器の設置が義務付けられたことによりまして、本町に居住する高齢者世帯約800世帯に火災報知器を給付設置することにより、災害弱者である高齢者の安心・安全な生活を確保することを目的に、現在、自治会の協力のもと、給付事業を実施しております。

これは地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付するという一定の基準が示されたことを踏まえまして、国の平成21年度補正予算におきまして創設されたもので、当町もこの交付金を活用すべく、安心・安全の実現事業として、火災警報器設置事業を補正予算対応で実施したところであります。

また、平成20年6月議会での「機器購入に対しての助成金は考えられないのか」との質問に対しまして、「容易に購入でき、取り付けが可能であることなど、設置にかかる助成金は考えておりません」との答弁の件でございますが。当時は、火災警報器の形式や種類も多く、価格もまちまちであったことや、新築や既設住宅の設置義務の適用時期が異なっていたこと、また、年度途中に削減予算を計上するなど、町財政状況が極めて厳しい時期でもあったことなどを踏まえたうえで、「助成金は考えていない」という回答をさせていただいたものと考えております。

町民が安心・安全に暮らすことは、議員ご指摘のとおり、最重要課題であると認識しておりますが、限りある財源の

お願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

(教育次長辻孝志君登壇)

○教育次長(辻孝志君)西澤議員のご質問にお答えします。

町内50ヵ所に設置しております防犯ブザー「愛ぼうくん」の定期的な作動点検ならびに実例についてのご質問であります。愛ぼうくんの定期的な作動点検につきましては、その運用要綱においても、年1回以上点検を実施することいたしております。今年度においては、設置業者の瑕疵担保の期間中でもあり、来年の3月に実施予定としております。

次に、不審者に遭遇した実例はあったかどうかについてであります。実例としてはございません。ただ、通報の連絡を確認し、誤報であったと把握しているものにつきましては、この4月から11月の間で13回となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)学校教育課長。

(学校教育課長森秀昭君登壇)

○学校教育課長(森秀昭君)防犯ブザーの件について、西澤議員のご質問にお答えをいたします。

防犯ブザーの携帯についての指導と調査を実施したかということですが、本年3月、4月の校園長、教頭副園長研修の中や、長期休業中の前後に指導するよう、また安全管理の指導事項の中で、必要性・重要性を再度認識し、指導徹底するように指示しております。

また、携帯の状況についてですが、昨年の12月議会で答弁いたしました携帯率71%につきましては、各校からの報告をもとに平均を出したものであります。1年生入学時に防犯ブザーを渡しておりますが、電池切れや故障など、管理と維持についてはご家庭にお願いをしております。

学校により携帯率は異なりますが、学校では携帯させるように指示をしております。調査につきましては、学校からの報告は年に1度しかしておりませんが、携帯させるように指示をし、学校においても、安全を確保するため、登下校中はかばんに付けたり、持ち歩きましょう。登下校だけでなく、友だちの家へ遊びに行くときも持ち歩くようにこましょと指導しながら、学校だよりなどで携帯を家庭に呼びかけております。

先にも述べさせていただきましたが、ブザーの電池の交換、故障、破損に対する対応は、ご家庭の協力が必要であります。家庭の協力なしでは携帯は難しい面もありますので、PTA活動等の中で、携帯させる意義を徹底していただくようにもお願いなどをして、啓発もすすめていくようしております。よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。まだ質問出している中で答弁がいただいているのがあります。再質問のあとでもけっこうですので、というのは、町長は協議され許可したのかという点と、農業委員会はどこまで関与していたのかというのが、答弁いただいておりません。これはあとでけっこうです。

それでは、再質問させていただきます。まず、先ほども申し上げましたように、農業委員会担当者が昨年10月28日に、耕作していいのかどうかというような件を農政課に電話で問い合わせておられます。まあこれは、それで前年から計画的であったのではないかという疑いが持たれます。

そして、この時に質問いたしました私が湖東地域振興局で、町は農地は持てないのではないかと、これは確認いたしましたので、そうしたら、その時に、愛荘のこれ議会だよりで発行されていただいております、それで「県農政課と確認の上、町長と協議し、私が許可した」と、これが愛荘議会だ上りです。

これで町民さんは「おまえどうしてるんや」ということで、お叱りを受けて質問させていただいたというので、まず、農業委員会さん担当の方がおられます。その方に、私7月21日に行きました。こういうことがあるのに、私に隠されました。それは、農業委員会は「あの土地は管理課が管理しているので」と言って、管理課長に私は言ったのです。農業委員会は何をしていましたのかと、こういうようなことを聞いて、これは主監の方からあとから答弁願います。そういうようなことをしてて、答弁には違うことばかり言って、それでいいのかどうか。これ広報、あるいはどうとか議会だよりに載せていただいた、町民さんは関心のある方はものすごくお読みですので、「おまえ何してるんや、何してんだ」ということばかりでございました。

この点明らかにしていただきたいのは、答弁いただいたおらない農業委員会担当者がどこまで関与していたか、これをお答え願いたい。そして、町長は協議されて許可したのかどうか。これを控えております。

そして再質問は、防犯ブザーの件で、一応現場の各先生方はど真剣です。お聞きいたしましたところ、教育委員会から指示があったのかとお尋ねいたしました。「もらっていません」と、こういう答弁いただきました。そして、あとからこの71%をどう思うということをお聞きしました。「まあ多めに見ても50%が高高だろう」と、これはかばんの中にしまっておられる方、電池切れで家に置いておられる方を含めて、それぐらいだろうというお話です。それについてもう一辺答弁を願います。

そして、先ほど宇野議員からも、この愛ぼうくんのことについてちょっとお尋ねがありました。そこに赤字で書いておられるのは「ボタンを押すとカメラが作動します」と。こういうふうに赤字で書いています。先ほど「今後の課題です」という答弁でしたが、こんなもの今後の課題とは違いますよ。初めから間違いますやろう。昼間が作動してあるのであれば、カメラが作動していますと。ボタンを押すと作動する、そして、最初からの間違いを「今後の課題」とは、これもちょっと答弁願います。

そんなことで、まず、さっきの答弁漏れと、今言いました再質問の答弁、これだけお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)まずはじめに、答弁漏れからよろしくお願ひします。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁をさせていただきましたように、まず結果といたしましては、県の農政課から先月指導を受けたところでございます。それは今もご質問ございましたように、西澤議員が県の方へ行かれて、それを受け、町の方へ指導を受けたところでございます。結果といたしましては、先ほどお答えをさせていただきましたように、好ましくないというような結論でございました。そういうことを受けまして、新年度からは十分注意を払っていきたいなというふうに考えているところでございます。

今も質問にございましたように、昨年の10月頃の関係ですけれども、その時点では、地域の環境団体にぜひ管理をお願いしたいと、今まであそこについては農協等にお願いをしていたわけですけれども、いろいろと費用の方もかかるというようなことから、自主的に地域の団体から手を挙げていただいたというような結果でございます。

その時点におきましては、「ヒマワリとソバをつくりたいな」というようなお話をございました。それを受けまして、契約の方については、委託管理の契約については管理課でございますので、管理課の方から町の農業委員会の事務局に、それが話が行きまして、その後、町の農業委員会の事務局担当から県の方へ聞かさせていただいたと。

その時には、今言いましたように、もち米を栽培すると、作付けをするというような話は出ておりませんでした。そういうことから、県との話の中ではもち米・水稻そういうものを栽培収穫するというようなことは話していなかったというようなことで、こちらの方の質問あるいは県の農政課としては、やはり適正の範囲内、それともう一つは当然、町が農地を持てないわけですから、そこをやはり造成して埋め立てするまでの間はやはり農地であるというような県の農政課の回答であります。

そういうことから、指導を受けるのは当然、町の農業委員会から指導を受けさせていただくということになるわけで

す。契約をさせていただく前に、もち米をちょっと作付けしたいと、公のイベントなどに使いたいというような申し入れがございまして、その申し出を素直に理解をさせていただいて、町長も私も承諾をさせていただいたというようなことでございまして、昨年の10月頃では、電話の中ではちょっと誤解があったかなというようなことで思っているところでございます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまの町有地の農地のあり方についての質問、私の方にも確かにいただいて、ちょっと漏れました点についてはまずお詫びしたいと思います。

私、まずは最近の農業のあり方の中で、子どもの頃を思い出しますと、農地が足らんということで、農地開拓課というものが県にはございまして、山を拓き、野を拓き、そして干拓も何百・何千反と滋賀県がやってきたと思われども、農地開拓をどんどんやってきた。今は農業、優良な農地が余っていて、そしてそこへものを植えたらあかんと。いったいこの時代がないなっとるのかいなと。私たちの子どもの時分、戦争直後の、食料事情の悪いときには、学校の運動場にまで芋を植えたり豆を植えたりして、とにかく空いているところに全部いろいろな作物をつくってきた。それが今は優良な農地にものを植えたらあかん、どういう時代だと。

私、まずは非常に疑問に思うわけでございますが、今般のこの町有地のもち米を植えたということでございますが、確かに相談もありまして、優良な管理、町有地の管理の上でお金もかかる、そういった中で、ここへそういうものを植えるということで、大変、むしろ大変ありがたい申し出かなど、私は率直にそう思ったわけでございますが、いろいろ法的に照らして適正でないということでございましたので、その点については、今後とも改めていきたいなと思うんですけれども、当時はそうでございました。

それからもう1点、これは再質問にないわけですけれども、住宅用火災警報器の問題で、議員のご意見・提言を議会でいただいている時点で、その対応は無理だということを当局がお答えをしていながら、やったではないかというふうなことでございますが、こういった点は、議員各位の提言・提案は、いろんな新しい提言をいただいております。そういった中で、いつもそれに対して執行部が、確かに検討不十分な点もあって慎重な姿勢で、「直ちにそれをやります」という答えは、どの時点でもなかなかさせていただけないのが現状でして、その後のそのご意見・提言に対しては、いつも執行部は、こういう提言をもらったというのは頭の中に皆ありますから、できればそういう意見を、今後活かしていく機会があれば活かしていくと、こういう姿勢を持っております。

財源的にも、昨年はいろいろな経済対策が取られて、かなりの課題がこの対策を活用して実現できたところもございます。そういう点で、当時の答弁とその後の対応、これが変わることは往々にしてございますが、むしろご意見・提言を尊重させていただいて、それを活用いただいたというふうにとっていただければ、幸いかというふうに感じた次第でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西澤文博君)町有地に水稻作付けということで、農業委員会は「どういうことか」ということでございます。

毎月開かれます農業委員会でございますけれども、そこから事務局から報告を聞いております。5月以降、農業委員会の開催のたびに指摘・指導をいただいておりまして、「どういうことや」ということでございました。

その中で、あくまで維持管理の範囲での作付けやということで、あくまで収益目的でないということで、今後チェックしていくということでご了承をいただいておりますので、私の答弁といたします。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。再々質問をさせていただきます。

まず、最後の農業委員会の件につきまして、私が先ほども申し上げましたように、7月13日に振興局にお尋ねに行

つし、その合併を21日にいいことにいたし、その上で農業委員会の担当者にお話をさせたいことにざました。担当者が前年から知っていて、「そこの管理は管理課です」と逃げたんですよ。それで管理課へ来た。課長は全然ご存知なかった。慌てて課長は総務主監を呼んで、3人でお話をさせていただいた。農業委員会担当者としてそれでいいのかどうかということです。職員の態度です。それをお聞きしたいんです。中身はよろしい。そういう職員を指導・監督している主監、どう思いますか。そのことをお聞きしたいです。ただ逃げて、その場を繕うたらいいだけとは違います。やはり、町民さんの目・耳、全部あるので、そのお言葉を聞き、私は代表して言っているんです。もう一度答弁を願います。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)7月の農業委員会での窓口での職員の対応が非常に不適切であったということでございまして、お詫び申し上げたいと思います。今後、そういうことのないように、今後とも職員管理は十分指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩といたします。再開を1時ということでスタートしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩午前11時57分

再開午後1時00分

◇辰巳保君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。1番、辰巳保議員。辰巳君。

(1番辰巳保君登壇)

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。一般質問を行います。

まず、はじめに、住宅リフォーム助成制度の再度実施を行うことを求めます。

住宅リフォーム助成制度は、国の経済対策交付金1,270万円を原資として、本年6月1日から12月18日を受付期間として実施されました。実施当初は、現在の景気動向の影響により、申請者の数を計り知ることができませんでした。また、8月に入っても、この制度を知らない町民さんもおられたのは現実です。

しかし、この制度は町民さんの期待に応え、1,270万円の予算で1億5,400万円もの経済効果をもたらし、地域経済の活性化に大きく寄与したことは、紛れもない事実であります。しかも、この経済効果は、施策実施からわずか2ヵ月半での実績です。

補正予算を組んで、受付終了日12月18日まで実行されたとしたならば、どれほどの経済効果が生まれたか、これについても計り知ることができません。

政府は、経済動向はデフレ状態に入ったとの見解を示しました。経済の活性化は、消費をどのように高めていくか、今このことが本当に真剣に議論をされています。よって、その効果を愛荘町としても貢献する、その一助になるリフォーム助成制度がもっていることは証明されたと思います。よって、来年度予算にこの制度の予算を計上されることを求める。

次に、指定管理者制度、この実施に伴って、町に存在する町の傘下の組織への対応について。地方自治法第1条は、法律の目的規定です。法律の目的は、民主的にして能率的な行政の確保を図ることと、地方公共団体の健全な発達を保障することの2つです。すなわち、地方自治の目的は、住民の福祉の確保、増進を図ることであり、そのためには、地方公共団体が住民の意思に基づき、その責任において民主的に運営されなければならない。それは、住民のためのものである以上、その運営が能率的に行われなければならないとされているわけです。体育施設の指定

○議長(村西俊雄君)より、坂下利洋社員(坂下利洋)の質問に対する答弁を求めます。

地方公共団体は、住民の福祉の確保、増進を図ることが目的であります。そのためには、住民の意思に基づき、その責任において民主的に運営されなければならないとしているわけです。施設利用の有料化により、民主的にして能率的な行政の運営に寄与しているとお考えなのか、この点についても答弁を求めます。

来年度からは、ハーティーセンターが指定管理者による運営がなされます。指定管理者は町文化協会です。体育施設の指定管理者の選択とは異なります。町文化協会が指定管理者になることにより、今までの補助金のあり方、町傘下の組織への補助金のあり方はどのようになるのか、答弁を求めておきます。

また、町文化協会は非営利団体であると思いますので、社会福祉協議会と同様の認識で我々は持つていいのか、この点についてもご答弁を求めておきます。

3番目に、循環型ごみ処理施設の設置について質問を行います。私は、視察した循環型ごみ処理施設を先の議会で紹介しました。米原市のコンポステーション息吹、また福岡県大木町の循環くるるん、どちらも堆肥として有効活用され、同時にごみに対する関心度が高まっていることです。

鳩山内閣は、温室効果ガス削減目標を2020年までに1990年比25%削減するとしています。地方自治体として、低炭素型社会づくりに向けた取り組みが必要であると考えます。そのためにも、循環型ごみ処理について真剣に研究していくことを提案申し上げ、町長の見識を伺うところです。以上、一般質問とします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄作雄君)辰巳議員のご質問のうち、循環型ごみ処理施設の設置についてお答えいたします。

自然環境の保全と資源循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化、分別の徹底、再使用・再資源化に取り組んでいるところであります。湖東広域衛生管理組合で燃えるごみを処理いたしておりますリバースセンターの理念は、まさにただ単にごみを燃やしてしまうのではなく、固体燃料化し再資源化を図ろうとしたものであり、CO₂削減にも貢献してきたものであります。現時点では、産業構造の変化により固体燃料の需要が減少し、必ずしも初期の思惑ほど効果を發揮しているとは申せませんが、目指してきたところは、今も捨てがたいものがあると思っております。

一方、地球温暖化防止は我々一人ひとりの問題であり、自治体として地球温暖化防止実行計画を策定し、CO₂削減に向けた具体的な取り組みを実行することが喫緊の課題であり、ごみの処理方式も、この理念を忘れてはならないと思っております。こうした中、愛荘町環境基本計画に基づきまして、本年7月にエコパートナーシップ会議を設置し、資源循環型社会専門部会、環境保全型社会専門部会で推進方策を協議いただいているところであります。

資源循環型社会の構築に向け、ごみの排出抑制、再使用・再資源化を議論いたしているところであります。特に水分の多い生ごみの資源循環は、ごみの減量、有効利用に効果が高く、住民の皆さんの参画をあおいで検討していかたいと思っております。

先般、能登川の給食センターを視察いたしました。この中でも、料理かすや残飯の肥料化施設が大変参考になりました。処理技術が向上し、臭気もなく、近くに民家もありましたが、苦情もなく、できた製品は極めて清潔で、これの利用者希望が多く、肥料が残ることはないということでございました。今後とも、いろいろと研究を進めていきたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

（本件は、議論のための事例として、議論の範囲外となる個人情報等を含む一部の内容を除いて、全文を掲載するものとします。）

住宅リフォーム促進事業につきましては、国の緊急経済対策交付金を受け、地域活性化対策の一環として、5月の臨時議会でお認めいただき、一般会計第2号補正予算において実施したものであります。

議員ご承知のとおり、この制度は当初の予想をはるかに上回る申請ベースで推移し、申請予定期間途中ではありましたが、当初予算範囲内の申請をもって、8月18日に申請を打ち切りとさせていただいたところです。また、その経済効果は、町の予算額に対し、11倍強の内需拡大を喚起し、大きな成果をあげたものと評価しております。

議員ご指摘の来年度予算にも計上できないかとのことでありますが、この制度は国の10割補助を受け、あくまで緊急的な経済対策の一環として実施したものであります。来年度予算に向け、町の自己財源によりますこの制度の継続は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君）生涯学習課長。

〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長（林吉次君）指定管理者制度は、合理的な運営制度、民主的にして能率的な行政運営に寄与しているかについて、お答えいたします。

指定管理者制度は、議員ご承知のように、平成15年9月2日に施行された改正地方自治法により、創設された制度であります。議員が言われますとおり、地方自治法は、民主的にして能率的な行政の確保を図ること、および地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としており、その1つの手法として、地方自治法第244条の2第3項による指定管理者制度により、法人その他の団体、具体的には、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等に管理運営を委ねることができることとなり、本町では、公の施設の管理運営に民間の能力を積極的に導入しているものでございます。

体育施設の指定管理者制度は、地方自治法の目的を達成する1つの手法でありますので、地方自治法の目的はもちろんのこと、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るという指定管理者制度の目的を達成するものであり、合理的な運営制度であると考えております。

地方自治法第225条では、公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるとされておりのこと、および行政運営の基本であります受益者負担の原則と公平性の確保のため、施設利用の有料化につきましても、法の目的に即したものであると確信しております。

以上のことから、指定管理者制度への移行は、民主的にして能率的な行政の運営に寄与しているものと考えております。

次に質問がありましたハーティーセンターの指定管理につきましては、文化振興課長から答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹中秀夫君）文化振興課長。

〔文化振興課長林定信君登壇〕

○文化振興課長（林定信君）ハーティーセンター秦荘に関する部分についてお答えいたします。

今般、愛荘町文化協会に業務代行を考えておりますのは、ハーティーセンター秦荘の管理、運営でございます。今まで町が直営で実施してまいりました業務でございます。従いまして、指定管理料も業務委託料に相当いたします。文化団体や文化芸術活動グループの自発的な活動等を支援することなどを目的としております文化協会補助金とは趣旨の異なるものと認識しております。ただ、事務的経費等で共通する部分もござりますので、若干の見直し、

は必要になってくるものと考えております。

次に、愛荘町社会福祉協議会との比較ですが、当然、性格は異なりますが、公共性が高く、営利目的としないなど共通する要素もございます。町立福祉センター愛の郷等を愛荘町社会福祉協議会が指定管理者となることと、愛荘町文化協会がハーティーセンター秦荘の指定管理者となることに共通する部分もございます。

愛荘町文化協会には、ハーティーセンター秦荘を弾力的・効率的に運営して、自主事業の入場料収入や貸し館による使用料など収益を増やしていただくことも積極的でなければなりませんが、町民の文化の向上と芸術の振興を図ることがハーティーセンター秦荘の設置目的でありますので、営利だけを目的とした運営ではなく、文化協会におかれましては、今日までのハーティーセンター秦荘での利用実績や文化振興事業の実務経験を生かし、本町の地域性を重視し、町民が気軽に利用でき、身近に感じるような管理運営をしていただけるよう、教育委員会といたしましても指導、支援を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。再質問を行います。

まず、循環型ごみ処理施設について、再度述べておきます。広報あいしょを見てみると、「地球温暖化について考えよう」というのが連載されています。その枠が常時掲載のようにとられております。その中で8回以降に記事の内容が変わってきているというふうに推察をいたします。8回以降は、町民生活や町内活動グループの活動など、身近に感じていただける、そうした記事になっています、そのように思っています。

特に15回の記事を読んで痛感したのは、大量生産、商業ベースによる消費のあり方、また町民生活のあり方を考えるものになっていると読み取らせていただきました。このことは、非常に大事であります。また私よりも朝から的一般質問の中でも、本当に分別収集、ごみに対する関心の高まりがある一般質問が取り上げられています。その1つ1つどれもが大事な要件であります。そのこと 자체は誰しもが否定しないものであります。

しかし、今、愛荘町が目指しているものが残念ながら、大量生産・大量消費をまかねうための大型焼却施設の設置、これにあるわけです。ですから、町民に考えていただく、こうした連載をする一方で、行政は考えることを放棄する。確かに町長が言わされたように、地球温暖化の問題は、町民さん個人々の問題としてとらえていってもらう。しかし、その前提にあるのは、大量生産・大量消費、そうした産業構造にあることも事実です。そのことを棚上げして低酸素社会づくりという議論は、し難いところがあるわけです。また限界がでてくるということを私は強く言っておきたいと思います。

で、やはり小さな活動ですが、8月号では11回目に消費生活研究グループがボカシ肥料づくりというのを実施されています。その記事が載っています。だから、行政は何をなすべきなのかということを言えば、そうした町民さんがやっておられる成果をどう東ねるか、1つにできるものは1つにして、そしてより効果を上げるということ、1つの提案として午前の質問もありました。しかし、今行政がやっていることは、逆であって、大型溶融炉の設置であります。

私はやはり、福岡県の大木町に行ったわけですが、やはり地域で再資源化できるごみ処理機、当然、広域で対応すべきごみ処理、そうした区分を持って、哲学を持ってやっている。私は愛荘町においても、そうした考え方を持つてもいいんではないかというふうに思うわけです。

身近にごみ問題を考えていただくということは、やはりそうした循環型の施設が、家庭内に確かに生ごみ処理機やそういうものがあるわけですが、しかし、最終的にどのように循環させていくのかという、教育的な要素、それらのものを持つことによって、やはり地球温暖化問題がより身近な問題として議論がなされしていくだろうということがあるわけです。

やはり、私たちが一番今考えなければならないのは、先ほども言いましたけれども、大型、大量生産・大量消費、この生産構造にある産業構造にあるわけです。今そうした状況から出していこうという動きもあるわけです。よく例に出

されるのが3Rの問題で、やはりヨーロッパの活動、ヨーロッパの国々の活動というものが示されています。よく引き合いに出されるわけです。こうしたヨーロッパの国々、EU共同体、連合体というのですか、それがやっていることは、やはり産業構造の中にもルールがある社会をつくっていこうという動きと連動させて、こうした今日の社会問題を取り組んでいくという動きがあるわけです。

しかし、日本の場合は、残念ながらそこが棚上げされていて、今言わされたように、結局は町民さんへの負荷を求めるわけです。だから、上流で原液をどんどんどんどん流し、一番下流の町民さんが全部その原液処理を求められる。そのこと自体の構造がまた問題なんです。

ですから、1歩手前の上流、町の役割がそこにあるんだということ、そのことで担当課等はやはり真剣に、また町長は研究を今各種審議会や委員会で議論をしていただいているということですので、やはり、町でできることは、町民さんができることはしてもらうというのだったら、町ができる事をやっていこうではないかということを、改めて提案を申し上げておきます。

次に、住宅リフォーム助成制度ですが、当然、経済活性化対策の交付金によってやったわけです。ですから、独自財源ではなかなかそれを継続はできないという言い方がありました。あえて、それを是とするか非とするかという論法上、問題があるかもわかりませんが、今一般職員さんの給料を減額するという報告が出ています。先ほどの話の中で1,600万円ほどが減額になるわけです。三役を含めれば1,700～1,800万円ほどになるわけです。別にその原資がなるのかならないのかは別にして、私が言いたいのは、わずか1,000万円の原資で町民さんが潤う、同時に地域の活性化が生まれるんだということを、私は強調しているわけです。

ですから、ただ単に、その交付金の枠内でやっただけなんだと、効果は認めるけれども継続はできないんだという、私はそういう視点ではなくて、よりどのような効果を継続させるのか。今デフレ状態にあるという言葉に乗じて、結果として地域までが枯渇すれば大変なことになるわけです。ですから、わずか1,000万円ですよ。それは当然、制度の運用においては、今まで20%の補助を出したけれども、15%に抑えて、広く多くの人に使ってもらえるとか、こうした検討も含めてやるべきだと思うんです。

ですから、私は再度地域の活性化、地域が元気が出る施策であったはずですから、再度、新年度予算の計上を求める。これは町長に答弁をいただくのか、副町長か、それとも主監か、答えられる人が答えていただければ結構でございます。

そして、指定管理の問題についてです。今そのように答弁の中では、民主的かつ合理的にという言葉が言われました。当然、地方自治法の改正に伴ついろいろな施策が町に求められてきます。ある考え方によれば、理不尽な部分が出てくるわけです。

では、文化振興課長に尋ねるんですが、当然、非営利団体でないと、その部分を持ち合わせているけれども、非営利団体とは認め難いという部分があるならば、当然営利団体という部分が出てくるわけです。となれば、文化協会の組織者は、どの程度まで責任を負うのか。当然、今文化振興のための事業体ですから、当然非営利の活動が伴うわけです。しかし、利益は追求しない。利益追求するものではないというけれども、利益は伴つてくるわけです。

もし利益団体という認定になれば、既にもう指定管理料の段階で消費税の課税業者になるわけです。であるならば、責任が伴ってきます。事業活動課として。事業活動課の責任というのは、連帯責任が生まれてきます。傘下団体に、じゃあ、その傘下団体の責任がどういうふうな仕組みになるのか、営利団体になれば、非営利団体でなければけっこです。だから、その位置付けをどのように協議なされているのか、答弁をいただいておきます。

そして、体育施設についてですが、内規があります。内規で2分の1とか云々とか、だから公平性という言葉を安直に使われている。公平性の前に民主的な問題があったはずです。じゃあ、この2分の内規を示すのに、その傘下の組織に協議がなされたのか。なされたとするなら、どういう意見が出たのか。その意見はどのように消化・処理された

りの。その結果、指定管理を実施するにあたって、どのように反映されたのか。

民主的であるはずであるわけですから、当然、いろんな効率を求めてもけっこうですが、町民の福祉増進に寄与できていない。結果として、後退する要素を持った以上、どこに民主的な要素があるのか、しかも私は、あなたも地方自治法の中を読まれたんですから、あるとおり、要するに、住民の意思に基づき、その責任において運営をなされるべきもの、全体としてね、これは。今、指定管理のところではさしてないと思います。私は逆に言えば、指定管理を導入するまで、もっと厳密に言えば、その以前の去年の10月ぐらいまでだと思います。

それまでに有料化になるという声を聞いたり、そういう噂が出たときに、今までその施設の掃除や、またおトイレがあればおトイレの掃除も、そうした団体が自発的に善意でやられていたんです。それが、町と町民の協働のまちづくりの原点なんです。それは取りはずされしまって、もう知りませんよというようになった。協働のまちづくりをしようと言いつながら、協働のまちづくりを、要するに棚上げしていますというか、放棄してしまっている。それがどこに民主的な要素があるのか。あなたが答弁で民主的で、かつ合理的だと言った以上、民主的なところはどこにあったのか。答弁をいただきます。

ですから、私は再度、新年度において、姿勢として、もう少し公平性と言われるのなら、教育部分において、教育施設の部分において、公平性が保たれていない部分があるはずです。また、ゲートボールの使用においても、厳密に言えばどうであるのか。公平性が本当に保てているのかどうか、施設利用について。そういう公平性が保てているのなら言わないけども、一定の約束ごとがあったりして、公平性はない部分が生まれているのではないかと、そういうように思うんです。

ですから、来年度に向かって新年度でもう一度、ここのところを精査する。ハーティセンターの意向に伴って、ぜひ一度町傘下の組織に対する使用料のあり方を、私は協議し直していただきたい。そして、できる限りやはり無料にする。この点では9月議会の決算議会の審議で取り上げました。使用料は、全部指定管理者に行くわけです。それまでは町の財源になったわけです。そうした矛盾点からも見ても、やはり再度使用料については検討するということについて答弁をいただいております。

○議長(竹中秀夫君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいまの辰巳議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

全国の広域の処理施設でございますけれども、1,200ほどございます。その大部分がストーカ方式なり、溶融炉方式で焼却というふうな形での処分をされているというところでございます。これも広域でやられているというのが現状でございまして、それぞれの町におきましては、3Rを主体とした啓発の推進というものをしております。

来年の3月には彦根市、それから愛荘(愛知郡)、それから犬上郡の広域行政組合によりましても、広域行政で新しいごみ処理施設についての検討というものをしていかなければなりません。確かに、現在のところは、焼却なりの処理施設が大部分を占めているわけでございますけれども、21世紀は環境の世紀というふうに言われておる現在でございますので、この新世紀に新しいふさわしいより施設というものを、我々は協議会の中でも模索していく必要があるというふうには考えております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)住宅リフォーム制度について、私の考え方でございますけれども、今回、経済対策ということで緊急的に実施したものでございまして、想定外の経済効果を上げたということは認識しております。そこで、やはりこのような制度はやはり緊急的なものでございまして、相当程度の補助金、財源がないと成り立たない制度であると思っております。それで来年度予算での対応は答弁どおりでございます。

なお、地域経済、支援をどうするんだと、経済対策をどうするんだということでございますけれども、本町は他町に類を見ないほどの公共工事を発注しております。現在も入札公募を行っておりますけれども、相当規模の公共工事を

発注しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)まず、使用料を決めるにあたりまして、傘下組織の意見を求めたかということでございますけれども、この部分につきましては、当初から減免制度を設ける予定でございました。そういう関係上、各種組織の方には料金設定についての意見は求めておりません。

それと、もう1点でございますが、使用料にかかる減免につきまして、もう一度、来年度に向けて見直しすることについてということでございます。これにつきましては、1年がこの3月で経過するわけでございますけれども、今日まで団体の方あるいは町民さんからいただいている意見をもとに、内部で協議をしていきたいという具合に考えております。以上です。

○議長(竹中秀夫君)文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君)辰巳議員の再質問にお答えさせていただきます。

文化協会は非営利団体でございまして、従前からございますように、年間収支に剩余金が出た場合には、町に返還していただくことになります。

経費の節減は、指定管理者制度導入の主要な目的でございますので、差し引きいたしまして、指定管理料の軽減になりますので、経費を節減していただきつつ、町民の文化の向上と芸術の振興を図るという形でお願いしていくたいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。再々質問を行います。

とりあえず、体育施設の方は、非常に出発の時から、結果として問題を抱えて旅立ってしまったことの現実があります。逆に言えば、今指定管理されている表をもっているわけですが、結果として、ハーティーセンターにもそのことを確認したのは、営利団体なのか非営利団体なのかによって、全然対応が変わってくるということが、この現時点での到達で明らかになってきていることだと、1つは指定管理に指定する場合において。その場合に、結局営利団体に指名することに望ましい施設と望ましくない施設も今日的に到達として明らかになってただろうというふうに思うわけです。

やはり、当然、今ハーティーセンターの問題が出たわけですが、保護者会等が成し得るものは当然、営利は伴ってきません。当然その組織を維持するための施設を管理するための指定管理の指名であるわけです。そうしたところで、問題が凝縮して表ってきたのが、体育施設の指定管理だろうというふうに推察しているんです。

やはり、公平なということを出されるのなら、やはり今声があがっていると言うんですけれども、しっかりと減免ではなくて、やはりこういった施設は他の類似的な施設と、公平性もあります、整合性を見れば、やはり免除ではなく、減額ではなくて、免除すること、使用料の廃止をすることが望ましいんだということです。

で今、ハーティーセンターの方から答弁の中にあったように、使用料等の収益は当然指定管理料に反映するということに言わされているわけですから、しかし、ここは民間との協定です。社会福祉協議会等のこうした団体は、逆に言えば、余剰金的なものが生まれれば、余剰金というのは不適切な言葉になるだろうと思いますので、それが生まれれば返納するというか、そういうことが起こってくることの差異があるわけですから、当然、私は指定管理者に対して、来年度から、例えば無償にするための協議をなされることを、すみやかに行われることを求めます。その点では副町長の答弁が必要なのかもわかりません。

そして、循環型のごみ処理施設については、あまり答弁をもらおうと思っていなかったんですが、あまりにも溶融炉に固執している答弁を強調されたつもりなのか、ただ一生懸命新たな今の地球環境を考えて議論していくということを強調したかったのか、私は答弁の内容が、真意がわかり難いというところがあるわけで、逆に言えば、彦愛犬で進

めていることもっと理解を示してくれというふうに聞こえたので、あえて言っておきます。

やはり、先ほど言いましたように、原液は上流から流れているんだと、その一番下流域が全部その処理に困っているんだ、だから、その1歩前の行政、彦愛犬に言っているんじゃない、愛荘町としてやれることをやろうと、それは今、ボカシ肥料づくりをしたり、いろいろな町民さんの中で、研究的に試行的といつか模索的にいろいろなことをやられているのなら、それをしっかりと取り入れて、それが町としてやれることなのかどうか。どうすればやれるのか。

町長は能登川の給食センターを見に行って、私も見に行きましたが、本当にあれを町の単位で拡大的に大きな規模で、できるかできないか。そうしたことを含めて、その部分ではできるわけですよ。先ほどのいろんな雑排水、生活、厨房から出るごみについての処理は、それが肥料になれば循環するですから、やはりもっともといろいろな意味での協力が得られていくと、それはごみ問題に対する関心がすごく広がるんだということを、私はこの質問の中で一番言いたいことなので、どうしても所管が答弁をしたいと、もう一度強調したいと言われるなら、していただきたいと、お互いにごみ問題についてはとことんまで議論した方がいいわけですから、やっていった方がいいというふうに思います。

リフォーム助成制度は再度、そういう到達には確かに臨時的にあるわけですが、そのことの否定はしません。しかし、今公共工事を多く出しているんだと、じゃあ申し訳ないけれども、こんなちっぽけな言い方ではあかんのやけれども、その差、差金を、入札差金をちょっと原資にしてもらえんかということも含めて、再度検討してもらうということで、それも副町長か、町長の答弁を求めておきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)再々質問のうち、大型焼却ごみ処理施設に関わる、ちょっと私の思いを述べさせていただきたいと思います。

今、湖東広域化事業で進めていますのが、確かに大型の施設であります。これは1つ、国策して、そういう誘導がなされておって、我々もそれに乗っかっていっているのが現状でして、国はやっぱり効率性というもの追及しながら、大型処理が非常にコストも安くなる、完全な処理ができるということで、大きな支援措置をとっております。

これを単独でやろうと思うと、とてもこれはできない仕事でございますので、まあ我々はそれに乗っかっているところでございますが、仮にこれが、実現はしていくと思うんですけども、やっぱりごみの出す量にしたがって、負担をやっぱりそれぞれの町がしていくことになります。

そう考えますと、この生ごみが占める量というのが非常に重量ベースで大きい。先ほど乾燥ベースに16.9でしたか、17%ぐらいだったと思いますけれども、乾燥ベースではそこまで減るわけです、生ごみとしましてはですね。しかし、持ち込むときにはその水分をかければ、それはもう半分以上の重量を占めていることになりますし、やっぱりこれを減らすということは、住民の負担から言ってもやっていかなければならない。

そして、燃えるごみの中には、そうして生ごみのように再資源化ができるものはあるわけですが、ないものもたくさんある。だから、ないものについては、やっぱり焼却施設しか現時点では止むを得ないものがいっぱいあるわけでございまして、その大型焼却施設をやっぱり借りていかなければならないという現状のなかで、その生ごみについて、これから大きな課題やというふうに思っていました、それを減らすためにどういうふうにしていくのか、やっぱりこれから大きなテーマでいろいろな方策を考えていかなければならぬと思っています。

今技術もいろいろ進歩しておりますし、地域の住民の皆さんの協力がなければできませんので、こういった分科会、部会等で研究をしながら、住民の皆さんとともにやっぱりこれは取り組むべき問題だというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、ご指名いただきましたので、社会体育施設の使用料等についてのご質問に、再々質問にお答えいたします。

議員、百姓、民主的といつて能牛ゆりよ行政の運営に寄与しているかといつてはこれがこの関連もございまつて、一度原点に立ち戻って考えていきたいと思うんですが、まず、民主的とは何かということでございますが、民主的とは、人それぞれによって異なるとかは思うんですけれども、人がみんなと生きていくうえで重要な考え方だとは思っております。それでは、社会をどのようにつくり、どのように生きれば、民主的になるのかというようなことがあります。ある事案に対しまして、ある人は「それでよい」と考える人もあるでしょう、また、別な人は「こんなことはあかん」といった別の考え方を持つことがあるかと思います。すべての人に我々納得していただく社会の実現は理想ではあります
が、それだけに難しい点も多々あるというように考えます。それであれば、「この程度やったら我慢できる」と思っていただくと、それならばそのことが民主社会と言えるのではないかというように私は思っております。

そういう中で、施設利用の有料化といったものを考えますときに、公共サービスの提供によりまして、特定の利益を受ける人から平等の原則によって、受益の限度内でその利益を使用料という形で町にいただき、それによって公共サービスに要するに費用の一部に充当しようとするものでございまして、使用料を徴収しない場合と比較し、より多くのサービスの提供が可能となりました。公共サービスを受ける人と、受けない人の受益の公平を帰することはできると考えておりますので、私は使用料の設定は無ではないというように思っております。

したがいまして、社会体育施設の使用料は、もともと使用料はございました。その備考と言いますか、その下段に、町民は無償とするというような1項があっただけでございまして、すべて社会体育施設には使用料はついていたというように私は認識をいたしております。

そういう中で、今回指定管理をすることによりまして、その使用料をきちんと提起した、いわゆる明記したことでございまして、指定管理者の経営努力によつては、その体育施設を利用することによりまして、よりいっそ利益を上げていただく、しかし利益をあげるのが目的でございませんので、もしそれが利益があがったとすれば、それをもう一度住民さんに還元していただいて、その社会体育施設のいろいろな行事に寄与していただくというのが本来の目的でございますので、使用料につきましては、私は取ることにつきましては問題ないというように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩します。

休憩午後1時48分

再開午後1時49分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)確かに、デフレの真っ只中で、ここからどうして脱却していくのか、国も地域も大変な課題でございますが、今のこのリフォーム制度、確かに大きな効果はあったと思います。

先ほど来、担当課の方からもお答えしているように、経済対策に乗っかってやっとできたということでございまして、こういった大型の個人施策でありますし、なかなか税を使って、そういう方策がいいのかどうか、これはああいう経済対策がなければ、やっぱりできなかつたんと違うかなという思いを持っておりまして、その数倍の事業拡大は行われたんですけども、あくまでもやっぱり、個人施策としては、かなり大きい最高限度20万円というふうな施策はなかなか、一般の皆さんの税を使う使い方としてはなかなか難しいところがあるということで、当初予算の一般財源の中を見込んでいくということについては、私もなかなか慎重にならなければならないなというのが率直な思いでございます。

◇河村善一君

○議長(竹中秀夫君)次に、5番、河村善一議員。河村君。

○5番(河村善一君)5番、河村善一。一般質問を行います。

愛荘町が合併して3年10ヶ月が経過し、丸4年が経過しようとしています。合併前の期待はどうだったのか、真摯に総括してみる必要があるのではないかでしょうか。当然、来年行われる町長・町議会選挙で、町民の審判を受けることになります。その前に、町長はじめ議員自らも4年間を総括し、今後の町政を考えて見るべきだと思うのです。

合併前は、近くても他町であったため関心も薄かった部分もあります。しかし、合併したことによって、「愛知川」と「秦荘」の町名が取れ、ずいぶん近く感じるようになりました。また、広域で全町的に考えるようになったと思うんです。しかし、今なおよく耳にする言葉は、愛知川地区・秦荘地区の言葉です。枕詞のように、愛知川地区ではどうだったのか、秦荘地区ではどうだったとかの話が出て、壁をつくっています。合併当初の1、2年は仕方ないと思うのですが、3、4年も経ったのですから、愛知川地区・秦荘地区の一線・壁を乗り越えてこそ、真の合併「愛荘町」となるのだと思うのです。

ごみ収集を例にとると、愛知川地区と秦荘地区では、ごみの出し方がずいぶん違います。出し方が違うので、愛知郡広域センターでは、愛知川地区と愛東地区が同じ日に集め、秦荘地区と湖東地区が同じ日に集めていると聞きます。同じ集め方であれば、愛知川地区と秦荘地区で近くの地域で集められ、効率のよい集め方になるのではないかでしょうか。

担当課に聞きますと、統一しようと思うがコストがかかり、平成29年まで待ってほしい旨の回答がありました。しかし、コスト面だけでそのまま放置していてよいものか、若干のコストと時間はかかったとしても、愛荘町として、よりよいごみ収集のあり方を検討してみるべきだと思うのです。そこで、担当課に尋ねますが、コストがかかると言われるが、実際どれだけのコストがかかるのか。ごみ収集計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

その他、民生児童委員の活動でも、愛知川地区での活動、秦荘地区での活動と限定的な活動となり、全町的な活動になっているとは思えないのです。もっと人的交流を深め、全町的な取り組みを求めるところです。

愛荘町は1つ、真の意味での合併をするには、お互いの壁を取り、全町的な取り組みをするように努力することが求められているのではないかでしょうか。それを放ったらかしていると、「今までやっていたのだから…」、「今さら…」ということになり、4年、10年経っても1つになることはできないと思うのです。このままでは真の合併とはなり得ないと思うので、このことについて町長のお考えを尋ねておきたいと思います。

第2点目、新型インフルエンザによる小中学校の学級・学校閉鎖に伴う授業数確保について、お尋ねいたします。新型インフルエンザが全国に蔓延し、感染者は1,000万人を超えたとの報道がつい最近ありました。愛荘町でも、保育園・幼稚園・小学校・中学校と、学級閉鎖・学年閉鎖がされています。それも2学期に入り、1度ではなく2度も閉鎖したところがあると聞いております。

そこで、次の点について質問いたします。各学校での新型インフルエンザ対策は万全にされているのか。11月の各学校の学級・学年閉鎖を見てみると、特定とまでは言えないが、ある学校に集中しているとも言えます。具体的な対策を含めて、お尋ねいたします。

第2点、各学校での学級閉鎖・学年閉鎖がこれだけ続くと、授業時間数の確保が問題となってくると思います。他市町では、冬休みに出てきたり、春休みを検討していると聞いております。愛荘町ではどのように考えられているか、お尋ねいたします。

第3点目、愛荘町の発展のためにも、道路交通網の整備を求ることについて、お尋ねいたします。道路交通網の整備について、愛荘町は他市町に比べて、ずいぶん遅れているのではないか。今すぐにできなくても、10年・20年後の愛荘町の発展を考え、次の世代に引き継ぐ時、しっかりとした道路交通網をつくっておくべきだと思うのです。道路交通網について、全体的な面からと日常の生活道路について、何点かお尋ねいたします。第1点目には、愛荘

町の全体を見渡したとき、愛荘町によく国道8号・中山道・国道307号のように、横の道路はけっこうありますか、国道8号から国道307号への真っ直ぐの道がない。しっかりと一直線の縦の道路がないと思うのです。大型車は愛荘町の新幹線の高架下を通ることができなくて、唯一通ることができる場所は、愛知川御幸橋手前の県道湖東彦根線の道路だと聞いています。これでは、町長が述べておられる湖東三山インターチェンジの設置も工業団地の誘致も、十二分に効果を發揮しないのではないかでしょうか。その意味でも1本か2本、しっかりと縦の道路が必要だと考えます。その計画はあるのか、町長にお尋ねいたします。

第2点目、愛荘町の日常の生活道路となっている県道および町道で、大変困っている道路が何箇所かあります。町では既に掌握して検討されていると思いますが、その取り組みについてお尋ねいたします。中山道から国道8号の中宿交差点までの県道愛知川停車場線は、道幅が狭く、対向車が来ると、にっこりもさっちも行かず大変困っています。今後待機場所の確保、道幅の確保などの計画を求めたいと思います。

このような住民の生活に直接かかる道路整備をお願いしたいと思いますし、計画があるのかお尋ねをしたいと思います。そのときに中山道から国道8号に通じる長野と長野北交差点の右折専用道路の確保を求めるなども求めたいと思います。このことは、平成19年6月の一般質問でもいたしました。今もこの現状は変わっていません。特に中宿の道では、対向車がお互いに譲らず、年何回か側溝に車のタイヤが落ちることが起こっていると聞き及んでいます。今後、早急に町は地元自治会と十分協議し、交通渋滞および交通事故のないように改善することを求めたいと思いますが、その計画についてお尋ねしたいと思います。

4点目、「インターネットを活用した請求金額・領収金額の通知を」ということで、申し述べたいと思います。最近では、インターネットを活用した料金の請求金額の通知・領収金額の通知が増えています。現在、愛荘町では水道料・下水道料・国民健康保険料等々の請求、領収金額の通知を郵送でされています。今後、インターネットを活用し、配信するようにすれば、郵便料金等の経費削減ばかりか、紙の削減、人件費の削減となるのではないかでしょうか。

また、企業ではインターネット配信を利用すると、ポイントがつくようにもなっています。町でもインターネット配信を希望される方に100円から200円程度、これは程度ですけれども、粗品分等を考えれば必ずいぶん普及すると見込まれます。当然、パソコンを持たない、インターネットをされない家庭もあることから、今までのやり方も残しておくことも必要だと思うのです。

その他、自治会内の連絡もインターネットのメールを利用したものが多くなってきています。このことからも、今後、愛荘町町内の公的な連絡にメールを活用されることをお勧めします。経費も必ずいぶん削減できるのではないか、その予定はあるのか、お尋ねしたいと思います。

以上で、この4点を一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、「愛荘町の真の合併を求めて」のご質問にお答えをいたします。町民の皆さんの期待を背負い愛荘町が誕生いたしまして、早くも4年が経過しようといたしております。平成合併の背景には、地方分権の推進、少子高齢社会や多様化する住民ニーズへの対応など、新たな課題に的確に対応していくため行財政基盤の強化が求められてきたこと、また、権限移譲など社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、自己責任・自己決定による行政運営の体質を強化していくなければならなくなってきたことが、この合併の原動力でもあったわけでございます。

本町が選択した2町合併は、歴史的・文化的な結びつきや地理的な条件など、その特徴を生かした住民相互の交流の活発化や住民意識の一体感が図れる、笑顔あふれる元気なまちづくりを目指すことにございました。私は、人口2千人の中村・太田・大庭・伊豆の4町が、基礎自治体として五つの町の目テス、八つの面、今ある壁を打破して

ティの形成にはちょうどよい規模であり、この合併は間違いのないばらしい選択であったと、この4年間を振り返り、改めて確信をしたところでございます。

そして、その間、総合計画をはじめ、新町のまちづくりの基礎となる各種の計画策定や税制・公共料金の統一、学校施設の均一整備など、ほぼ1つの町として目途がたってきたところでもございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、ごみ収集など旧2町の制度の違いが今なお残されているということではあります。確かに、それぞれの地域で住民の皆さんと密接に取り組んでいる活動については、地域による違いが多くあります。交通安全をはじめ地域の安全対策や地域の環境美化、あるいは自治会の運営、宮農、子ども会や高齢者対策など、それぞれの地域で育んでこられた共同のあり方については、互いによいところを導入しながら、今日までけております。

町としましては、自主防災組織の結成や自治会の法人化であります地縁団体の取り組みなどに力を入れ、自治会の協力をあおいできました。自主防災組織は25団体・地縁団体14ということで、かなり拡大をしてまいりました。ごみの収集方法につきましては、住民が長年馴染んでこられた生活習慣のひとつとなっておりますが、今後、住民参加のもと、意見を出し合い、効率的な方法について検討するべき課題であると思っております。

次に、民生委員児童委員の活動につきましては、各担当地区内の支援とご尽力をいただくとともに、毎月定例で全委員による協議会を開催し、委員活動の意思疎通と交流を深められるほか、全委員が各部会に分かれ、学習テーマを設定し、毎月勉強会を開催しております。民生児童委員の皆さんには、これらの活動を通じ互いに顔なじみの関係を築き、大変密な交流をされていると感じています。日頃のご苦労に対し、感謝申し上げているところです。

いずれにいたしましても、新しいまち愛荘町が、自助・共助・公助の精神で町民の皆さんと一体となって切磋琢磨し、愛荘町に住みたいと思っていただけるまちを目指したいと考えている次第でございます。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩します。

休憩午後2時05分

再開午後2時06分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)すみません。もう1題、答弁をさせていただきます。道路交通網の整備につきまして、国道8号から307号を結ぶ東西幹線道路の計画があるのかどうかといったご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、南北に走る国道8号や307号とあわせ、国道8号と湖東三山インターチェンジを結ぶ東西の道路は、ぜひ必要な道路であります。河村議員さんは縦横という表現をされましたけれども、河村さんの言葉を返せば、縦は東西、横が8号線ということなんですが、一般的には逆でして、ここで言うのは何ですかとも、南北が縦で、京都でも大阪でもそうですが、幹線道路は南北と言っております。これは余談でございます。

町の西部と国道8号とインターチェンジを結ぶ最短のアクセス道路は、地域の活性化、生活の利便性、インターチェンジの利活用を促進し、愛荘町の将来の発展のために整備しなければならない道路だと認識をいたしております。国や県におかれましても、国道の混雑を緩和するためには、名神高速道路と国道を連結する道路の必要性を認めているところであります。湖東地域全体の道路網整備計画の中で、今後盛り込んでいくべきと位置づけております。町といたしましても、このアクセス道路を、県道として整備計画に入れていただくよう、昨年から町の重点要望の中に、この東西の道路を入れたところであります。今後、平成23年度に予定されております滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しに際しまして、導入されるよう、強く働きかけてまいりたいと考えております。

さらに、定住自立圏構想の中におきましても、公共交通道路網整備の中で、このビジョンごく湖東三山インターチェン

ジの活用を睨み、圏域の道路計画を盛り込めるよう議論していきたいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)管理課長。

[管理課長北川孝司君登壇]

○管理課長(北川孝司君)河村議員の4点目の「インターネットを活用しました請求金額、領収金額の通知」について、お答えいたします。

現在、納付書・領収済み通知書を郵送しておりますのは、町税・介護保険料・保育料・町営住宅使用料・後期高齢者医療保険料・下水道使用料および下水道受益者負担金でございます。

税につきましては、地方税法第13条および第20条の規定により、書類の送達について、郵便もしくは信書便での送達または交付送達と明記されておりますことから、インターネットの活用については、現在考えておりません。また、町税以外につきましても、税法に準拠して、郵送している状況でございます。

今後、郵送している通知書などがインターネットを利用した配信方法で利用できるか研究しながら、また他の方法を含め、経費節減に努めていきたいと考えております。

また、公的な連絡にメールを利用する方法につきましては、事務連絡につきましては既に一部の課で行っておりますが、公文書等の配信につきましては、受信先のインフラ環境やセキュリティおよび個人認証などの法的・技術的に可能か検討してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)環境整備課長。

[環境整備課長西川作男君登壇]

○環境整備課長(西川作男君)河村議員のご質問のうち、1点目のごみの収集について、お答えいたします。

一般廃棄物のごみの収集については、合併前の両町の集積方法や収集日・内容等に相違があり、住民の混乱を避けることから、旧町方式により収集運搬を行っており、現在、16種類の分別収集を行っております。燃えるごみにつきましては、合併後、完全週2回収集により、収集作業時間やリバースセンターの受け入れ範囲から、区域別に曜日を固定しております。また、資源ごみとしては回収しておりますビン類・金属類およびガレキ類については、愛知川地区では個人所有のコンテナで出すのに対し、秦荘地区では集積所備え付けの大型コンテナに直接投入する方式になっております。粗大ごみにつきましても、愛知川地区は金属性ごみと燃えるごみに区別し、秦荘地区は一括粗大ごみとしております。これら以外の燃えないごみ・ペットボトル・古紙類や割れ物類・白色トレイなどは同じ出し方になってしまいますが、請負業者の一日の収集作業時間などから区域単位としております。

合併調整会議では、検討機関を設け調整することとしており、愛知川地区方式に統一すると秦荘地区の皆さんにコンテナ購入費用の負担が生じ、秦荘地区方式にすると、大型コンテナを設置するスペースや、ビン類の場合、色が混入し、収集後に分別作業のコストが増えるといった長所や短所が発生することになります。

こうしたことから、収集内容の統一に向けてエコパートナーシップ会議など協議するとともに、粗大ごみの回収についても愛知郡広域行政組合と関係市町が協議し、利便性の拡大、不法投棄の防止の観点から、有料による持ち込みの受け入れを検討しているところでございます。

また、湖東地域広域ごみ処理施設整備計画を関係機関により協議しており、整備計画とあわせて広域での統一が必要となることから、たびたびごみの出し方が変わることは住民の皆さまの混乱を招くことになり、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

〔建設課長田原秀郷君登壇〕

○建設課長(田原秀郷君)3点目の「道路交通網の整備について」の中の「日常の生活道路の整備」について、お答えをさせていただきます。

県道愛知川停車場線についてでございますが、拡幅計画については、滋賀県道路整備アクションプログラムの計画にないことから、現在のところ拡幅の計画はありません。

また、中山道から国道8号にかけて、非常に狭隘で道路沿いに住宅が密集しており、道路拡幅に必要な用地確保は非常に困難であると考えます。しかしながら、身近な道路としての不便さは十分承知しておりますので、要所に待避所を設けるなど、通行の利便性の向上を目指して、地元自治会とも用地確保等の協議をさせていただきながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、長野北交差点の右折レーンの確保についてでございますが、県道愛知川彦根線・国道8号との関係もありますので、公安委員会・東近江の警察署の交通課・国道事務所とも協議をしたうえで検討をしていきたいと、このように思います。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)ただいま河村議員からご質問ございました「新型インフルエンザについての学校での対策、あるいは授業時間の確保について」のご答弁をさせていただきます。

1つ目、現在、本町の幼稚園・学校においても全体的に新型インフルエンザが蔓延している状態にあります。11月25日現在の確認では、幼稚園児から中学生までの罹患者数は745名、全体の33.6%という数字になっております。12月1日現在の調査では、同じく幼稚園児から中学生までの罹患者数は813名・36.7%であり、学級閉鎖・学年閉鎖においては、43学級・12学年を数えております。幼稚園におきましても1園を開鎖いたしました。その後も、流行の移りがありますが、増減を繰り返しながら推移している現状でございます。

予防策につきましては、それぞれの園、学校においては、手洗い・うがい・消毒の徹底を、また咳やくしゃみ等による感染を予防するため、マスクの着用を指示しております。中島商事株式会社さまから子ども用のマスクをご寄付していただき、3歳児から小学校6年生まで配付させていただきました。

具合の悪い園児・児童・生徒については、早い日の医療機関への受診と休息を勧めております。園医・校医さまのご指導を受けながら対応をしておりますが、最良の蔓延防止には至っておりません。

また、授業時数の関係でございますが、各学校での学級閉鎖・学年閉鎖が続きますと、当然、皆さんもご心配いただいておりますように、各教科の内容進度、授業の時間数にも影響してまいります。本町においては、2学期の終了の日、3学期の始業の日を、全学校午前中授業を終日授業に充て、時間の確保をするようにいたしました。

学校によっては、閉鎖時間数により、それぞれ学級・学年に偏りがあるため、すべて同じようには実施できませんが、中学校では1日の授業時間を5時間の日は6時間に変更したり、冬期休業中に授業をするなど、対応する予定で進めております。

小学校におきましても、行事を変更しながら、時数を確保したり、冬期休業中に対象学年の登校を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)5番、河村君。

○5番(河村善一君)1つだけ再質問しておきたいと思います。

町長自身にちょっとお尋ねしますけれども、ごみの出し方の比較表というのが、愛知川地区と秦荘地区で出されてわけ、ずいぶん出し方に僕も違うなという部分はあるわけです。ごみステーションそのものも、秦荘地区は83ヶ所、愛知

川地区は210ヶ所あります。ずいぶん違う部分。これはやはり29年まで放っておけるかという問題がやっぱりあるわけで、この問題はやはり少しでも、よく集落でも話しするのは、秦荘地区・愛知川地区のここの線をやっぱり取って、一緒のような、同じようにできるものは同じようにしていくという努力は、極力やっぱりしていかなければならないんだと僕は思うのです。

その計画を、僕は金がかかるから29年ということをおっしゃるので、29年、これからまだまだ遠いことになるので、やはり少しでも改善して、同じごみ収集の、あるいはごみの焼却炉の問題も当然議論されているけれども、そこに徐々に向かっていくようにしていかなければならぬんじゃないのかというように思うわけです。

その計画、あるいは考えておられるのかどうかだけ、町長か課長に聞いておいて、質問を終わりたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)確かに、出し方、収集の仕方が違います。これは1つのまちになったので一緒にすべきだと思うんですけれども、住民の皆さん本当に生活習慣の一部になってしまっているということから、どっちがいいのか、どっちが効率的で、皆さんもまた利便性が高いのか、こういったことをよく比較検討しながら、いい方法を議論し、見つけていきたいというふうに思っています。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩します。再開は35分とします。

休憩午後2時21分

再開午後2時35分

◇吉岡ゑみ子君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。10番、吉岡ゑみ子議員。吉岡君。

(10番吉岡ゑみ子君登壇)

○10番(吉岡ゑみ子君)10番、吉岡ゑみ子でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、県立愛知高校の存続支援についてお尋ねいたします。去る10月、愛知高校の100周年を祝う式典が挙行されたばかりですが、少子化の進展による生徒数激減により、本県では「県立学校の在り方検討委員会」が設置され、小規模校、つまり1学年3学級の統廃合問題が論議され、その報告書が提出されました。県はこれを参考に、今後2年以内に結論を出したいとしております。

その検討委員会の論議の過程で、県立高校48校中4校が小規模校に該当し、地元愛知高校が統廃合の対象になっているとの報道が、5月11日付け京都新聞に掲載されました。愛知高校支援関係団体や地元愛荘町にも衝撃が走りました。

これを受け、早速、県に対し同校支援団体より、愛知高校存続を求める要望書が提出されているところです。また100周年を契機に、我が母校をよりよく改革していくこうとする「愛知高校改革支援検討委員会」が愛知高校を愛する卒業生や関係者が集い、平成19年5月に発足し、本年3月までに述べ15回の検討委員会を持たれ、熟議され、その提言書が学校長に提出されております。

愛知高校は、もともと普通科と商業科でスタートしておりますが、平成元年には1学年普通科7学級といった時期もありました。その後、生徒数の減少とともに募集定員も減じられ、平成18年度から1学年3学級となっております。愛知高校はいろいろな分野で活躍しておられ、優れた人材を輩出してきました。まさに、人材育成のための拠点であり、まちの核であります。

私は、まちを元気にし、活力あるまちにするためには、人やものが交流する賑わいのあるまちを目指したいと考えております。将来を嘱望されるあの若者たちの姿がこのまちからいなくなることは、とてもしのびがたい思いがします。

愛知川駅等の利用者の激減も予想され、町の活性化のマイナス要因になりはしないかと危惧するものであります。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。まず、県立愛知高校が存続の危機に瀕する今、町として愛知高校の存続に熱意をもって望むべきと考えます。また、先にも申し上げましたが、「愛知高校改革支援検討委員会」の提言により、学校では学校改革プランを作成され、本年度より平成24年度を目途に、地域に誇れる学校に向けてスタートが切られたところであります。

それに呼応するためにも、愛荘町として、県立愛知高校の存在価値や今日までの恩恵をどのように認識し、同校の存続を県教育委員会に対し強くアピールする必要があると考えますが、教育振興会の会長でもあります町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、本年度の愛知高校学校要覧によります在校生の出身中学校の状況を見てみると、在校生275人のうち一番多いのが、旧の愛東・湖東の20人を含め東近江市の111人、次に愛荘町の44名、次に彦根市の29名と犬上郡の27名の順になっております。愛荘町は44人在籍しておりますが、1学年生は14人であります。地域の学校は地域が育てるといった視点から、地元より1人でも多くの生徒が進学できることによって、学校と地域との連携強化が図れるものと考えます。高校進学には、個人の意志が働きますので、強制はできないと存じてますが、愛荘町の中学校から1人でも多く、最低でも1学年1学級程度は進学できないものかと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)県立愛知高校の存続につきまして、吉岡議員のご質問にお答えいたします。

去る10月18日、愛知高校創立100周年記念式典に参列させていただきました。明治42年(1909年)、愛知実業補習学校として創立以来、地域の文化・経済・行政等、地域の発展と振興を担う人材を多く輩出してきました。地域に生まれ、地域に根ざして1世紀、幾多の変遷を経つつ、100年間に亘り卒業生は1万8,000人、全国へ優位の人材を送り出していました。地元におきましても、愛知高校卒業生は企業や団体、教育界、行政部門など幅広く、大きな足跡を残され、現在も地域社会において重要な地位を占められ、活躍中の方がたくさんおられます。

今般、この100年の歩みを記念して、180ページを超える立派な冊子にまとめられました。この中に長年出会ってなかつたかつての親しい友の思い出が織られ、その後の活躍ぶりや消息に触れ、涙が出るほど感激しました。歴史と伝統豊かな愛知高校は、東近江市と彦根市の中間に存する唯一の県立高校であり、ここに存在することこそが大きな意味を持つものであります。地域の未来や子孫にとって、愛知高校の存続と発展は極めて重要なことであります。同窓会やPTA・愛知高教育振興会など関係者一丸となり、地域の未来を担う学校として存続されるよう、地元の町長として、また愛知高校教育振興会長として、全力で関係機関に働きかけてまいりました。

町いたしましても、愛荘町独自の要望事項として、去る8月18日、知事・県教育長にお会いし、文書で存続の要望書を提出いたしております。さらに、県下の町村会の要望にも愛荘町の地域要望として組み入れ、10月8日に知事ならびに教育長に存続方を町村会長共々で強く働きかけてきたところであります。

22年度中には県としての考え方が出される予定と聞いておりまして、地元県議会議員とも連携をとりながら、精一杯今後ともがんばりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

[教育長渡部幹雄君登壇]

○教育長(渡部幹雄君)吉岡議員さんの質問にお答え申し上げます。

県立愛知高等学校への進学についてでございますが、地域の学校は地域が育てるとの視点からすれば、地元の中学生は地元の高校に進学するということが、通学にかかる保護者の経済的な負担からも通学時間上も望ましいことと判断させていただきますが、議員ご指摘のように、個人の思いが働くこともありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)10番、吉岡君。

○10番(吉岡ゑみ子君)再質問をさせていただきます。県立愛知高校の存続支援について、教育長に再度質問いたします。

県立高校は、少子化をはじめとして学校教育を取り巻く環境も大きく変化しており、高等学校の生徒数についても、滋賀県はもとより全国的に大幅な減少が進んでおります。このことから、滋賀県においては、今後の県立学校の在り方を検討するために、平成20年7月に「県立学校の在り方検討委員会」を立ち上げられております。

とりわけ小規模の取り扱いを大きなテーマとして、計6回の検討委員会が重ねられ、今年3月、県教育長宛てに報告書が提出されております。そのことで京都新聞が取り上げ、検討委員会の議論を背景に、小規模校である愛知高校が統廃合の対象となっているという予想が、先ほども述べたように報じられております。

県教委では、今後2年以内に県立高校統廃合の結論を出したいとされていますが、私は学校の規模のみで議論をするのではなく、小規模校にも光を当て、県内における県立学校の地域性をも考慮されつつ、適正な配置を検討していただきたいと思っているところであります。

愛知高校は、愛知郡または愛荘町で唯一の県立施設でありますところで、愛知高校が統廃合の対象になりますと、先日も報道がありましたように、県立アーチェリー場が地元への移譲が検討されているようありますので、県立の施設が愛荘町から消えてなくなるということになります。これはどうしても避けなければならないと私は思っております。このためにも町として、愛知高校の存続に努力をお願いしたいと思うところであります。

町長は知事・教育長に直接、文書での依存要望をしていただいたようあります。私もそういうことを聞かせていただいて安心して、さらなる努力を願っておきたいと思います。

教育長は、県教育長に対して町長がなされたように要望活動はされたのか、お伺いいたします。また、愛荘町から愛知高校1年生の在学生が14人ということで、学年全員120人から見ると少なく思いますが、町内の中学校から、先ほども言ったように、1人でも多く進学できないものかをお尋ねしましたが、先ほどの答弁では、教育長の、私にしたら真意が伝わってはきませんでした。

当然、愛知高校は、生徒の募集に中学校訪問をしつつ、努力をされていると思いますが、地域が存続を強く要望するならば、地域が盛り上げ、1人でも多く町内の中学生から進学させることが、地域としての貢献度に値するものと考えます。教育長は歴史と伝統ある愛知高校をどのように評価しておられるのか、また、町内の中学校から愛知高への進学をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

私が県教育委員会教育長にどのように要望したのかにつきましては、4月だったと思うんですけれど、愛知校改革検討協議会の方々とともに、直接、県教育長さんに私の思いを伝えさせていただきました、口頭で。その席には、上野幸夫県議さん、西沢県議さん、辻県議さん、町議会からは森議員さん、あるいは同窓会長さん、あるいは事務局の方々等々、同席されていましたんですけども、その席で、愛知高の今の取り組みですか、この2、3年は定員割れが続いているんですけども、定員オーバーするような事態で、改革の実が結んでいるということも合わせて、要望させていただいた記憶がございます。その思いは教育長さんにはどう伝わったかはわかりませんが、地域の方々の思いは、県としても重く受け止めていただいているというふうに思っているところであります。

はまた別に、私は、例えば、愛知高は優良企業だというふうな思いもあります。というのは、愛知高に通う生徒さん・教職員の皆さん、やはり町にお金を落としていただいている側面もございますし、またやっぱり重要な柱であります地域の子どもたちを育てていく、100周年のときの言葉が、すばらしい言葉が今飾られていますが、「地域共学」という形で、地域の方々とともに学校を築くという、そういう理念のもとに標語が立てられていると思いますが、まさしくそれを地で行っているようなところがあります。

私は小さな学校であるけれども、全国に中高一貫校が約370校あるんですね。その中で、総合型の併設型というのじゃなくて、連携型というのが11校ございます。連携方と申しますのが、併設型が学校内に中高が一貫してある学校を併設型というのですけれども、連携型というのが、三重県の飯南高校という松坂市にある三重県立の高校ですけれども、この高校のとっているスタイルが、非常に私は参考になるというふうに考えています。

これは市内の3中学校の生徒さんが、その高校にだいたい4割ぐらい通学しているそうです。だから、これは小中校の一貫教育を、公立高校、県立高校という垣根を越えて、連携しながら育成している例です。だから、そうした例もありますので、この小さな人口2万人のまちに県立高校があり、いま徐々によくなっている中で、こうした試みも、まあおもしろい、おもしろいと言いますか、ユニークな取り組みとして参考にすべきじゃないかというふうに思っておりますし、県内の学校に、これは幼小中の連携を図った実践もあるわけですけれども、愛荘町は小さなまちで、文字どおり私立の有名な大学じゃないないですけれども、慶應なんか幼稚舎からずっとありますが、そのように幼稚園もあり小学校もあり中学校もあり、高校も揃っているわけですので、幼小中高の連携した一貫校としての、この地域の子どもを育てる仕組みを、これは理念的ではなくて実際取り組めることもありますので、こうしたことを取り組めるんじゃないかなと考えておりますし、この100周年を契機に少し今動きがあります。

例えば今年、滋賀の教育の日に、初めて愛知高の先生が中学校の授業参観に来られた。あるいは町の音楽祭で愛知高の生徒さんと共同で音楽祭を実施している。去年はコーラスだけだったんですけど、器楽も入る。その共同作業と言いますか、裏方で一緒に手伝っている風景を私は拝見させていただきました。

そのように、愛知高の側も地域に出かけようという姿勢が芽生えております。フェンシング部も町民を対象にしたフェンシング教室を開いたりとか剣道の教室を開くという形で、高校側からもそういうふうにラブコールがありますので、それを私どもも受けまして、連携しながら、そして地域の資産としての高校を大切にしながら、そして魅力ある学校をつくる、先ほど申し上げた、議員さんおっしゃられた、生徒数が倍とか3倍になるぐらいの状況がつくり出せたら、私どもはこのまちにとっては非常にいい状態になっていくんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後もこうした視点で努力をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)10番、吉岡君。

○10番(吉岡ゑみ子君)とても活力のあるご答弁ありがとうございます。

それで、行政側また教育委員会側また議員側として、愛荘町を元気なまち、また活力のある愛荘町にするためには、どうしても愛知高を存続していくかなければならないと思っております。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで一般質問を終わります。

お諮ります。日程の順序を変更し、日程第18、議案第108号から日程第20、議案第110号までを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第18、議案第108号から日程第20、議案第110号までを先に審議することに決定しました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第18、議案第108号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第108号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧いただきたいと思います。平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,801万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,531万4,000円とするものでございます。第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正をあげさせていただいております。

まず、28ページの「第2表の繰越明許費」の関係でございます。まず事業名でございますが、道路新設改良事業いたしまして、町道松尾寺野瀬線の道路改良事業でございます。繰り越しの金額といたしましては6,520万8,000円を予定をさせていただいております。

次に、小学校建設事業といたしまして、秦荘東小学校大規模改造事業、前倒しで第1期分の実施をするものでございます。4億1,604万3,000円を繰り越し予定といたしております。

次に、学校給食施設事業、これにつきましては、新しく給食センターの施設整備事業でございます。6,100万円を繰り越し予定といたしております。これら繰り越し金額等につきましては、今後精査をさせていただいて、町財政財務規則に基づきまして、3月議会に改めて計上をさせていただく予定でございます。

次に、「第3表の地方債補正」でございます。合併特例債事業につきましては、5,820万円を追加させていただいて2億3,550万円とさせていただきます。補正予算債につきましては、新しく1億4,340万円を計上させていただいたものでございます。

それでは、31ページから、歳入の関係でございます。地方交付税の普通交付税につきましては5,317万3,000円の追加でございます。

国庫補助金につきましては、地域活性化公共投資臨時交付金といたしまして9,449万3,000円の追加をさせていただきました。この内訳につきましては、上水道の布設管工事、それから秦荘東大規模改修工事、愛知中学校太陽光発電、同じく地デジアンテナ、秦荘幼稚園の太陽光発電の分が含まれてございます。

次に、地域活力基盤創造交付金につきましては、新しく松尾寺野瀬線の道路改良につきまして、新しく採択を受けたものでございまして4,620万円を追加をいたしました。

次に、安全安心な学校づくり交付金につきましては9,891万3,000円を追加をさせていただきました。内訳につきましては、秦荘東大規模改修工事、愛知中学校太陽光発電、同じく地デジアンテナの部分でございます。

次に、県補助金につきましては、緊急雇用創出特別推進事業補助金の拡大分といたしまして198万4,000円を追加をいたしました。

次に、基金繰入金の関係につきましては、財政調整基金繰入金、財源調整といたしまして7,834万6,000円を減額をいたしております。

次に、教育振興基金繰入金につきましては1億円を追加をいたしました。秦荘東大規模改造工事に充当をする予定でございます。

次に、町債につきましては、合併特例債5,820万円を追加をいたしました。給食センターに充当をする予定でございます。

また、次の補正予算債1億4,340万円につきましては、秦荘東小学校大規模改造工事に充当予定でございます。

次に、33ページからが歳出でございます。今回歳出あげさせていただきました補正予算につきましては、主に入件費でございまして、これにつきましては先般の第7回臨時議会において条例改正の議決をいただきましたように、人

事院の勧告を尊重させていただいて、職員については、給料平均0.2%の減額、および6月、12月の期末勤勉手当、合わせて0.35ヶ月の減額、また、自宅にかかる住居手当の廃止でございます。

また、特別職につきましては、先の第6回臨時議会におきまして、給料の減額の条例改正を議決いただきましたように、給料の10%の減額を町長4ヶ月、副町長につきましては3ヶ月、教育長につきましては2ヶ月を予算から減額をいたすものでございます。

また、特別職および議会議員の6月、12月の期末手当につきましては0.25ヶ月の減額につきまして。減額をいたしたものでございます。

そのほか人件費につきましては、時間外勤務手当につきましての増額をさせていただいたものでございます。内容でございますが、議会費につきましては人件費といたしまして96万3,000円の減額でございます。総務管理費の一般管理費といたしましては177万8,000円、人件費といたしましての減額でございます。公平委員会費につきましては6万3,000円の追加でございます。

次に、徴税費の税務総務費につきましては、人件費といたしまして45万3,000円の追加でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費といたしまして71万9,000円の減額でございます。

次に、統計調査費統計調査総務費につきましては、人件費といたしまして16万8,000円を減額をいたしました。

次に、社会福祉費社会福祉総務費につきましても、人件費といたしまして36万8,000円を減額をいたしております。

次に、36ページに渡りまして、社会福祉施設費、これも人件費といたしまして8万9,000円の減額、国民健康保険費につきましても、同じく219万円の減額、それから介護保険費につきましては、人件費および介護保険事業特別会計繰出金の人件分、合わせまして12万9,000円の減額でございます。

次に、後期高齢者医療費につきましては、人件費といたしまして7万1,000円の減額でございます。

次に、児童福祉費の保育園費、人件費といたしまして49万9,000円の減額、児童福祉施設費につきましても、同じく3万円の減額でございます。

次に、保健衛生費保健衛生総務費につきましても、人件費といたしまして1万8,000円の減額でございます。

次に、環境衛生費につきましては、愛知郡広域行政組合の上水道負担分といたしまして466万3,000円を追加をさせていただきました。これは中山道部分の老朽管の布設替え工事の負担分でございます。

次に、保健衛生諸費につきましても、人件費といたしまして2,000円の減額でございます。

次に、労働諸費失業対策費につきましては、198万4,000円を追加をさせていただきました。これにつきましては、緊急雇用対策の拡大にいたしましての事業追加でございます。

次に、農業費の農業総務費、人件費といたしまして25万円の減額、農地費につきましても、同じく9万円の追加でございます。

次に、消防費消防総務費人件費といたしまして38万円の追加、それから土木管理費土木総務費といたしましても、人件費といたしまして539万円の減額。

次に、道路橋梁費道路橋梁総務費、人件費といたしまして40万円の追加でございます。

次に、道路新設改良費につきましては、委託関係については入札差、それから工事請負費につきましては、松尾寺野瀬線の追加分でございます。合わせて3,733万4,000円の追加でございます。

次に、都市計画費の下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し金、これも人件費分といたしまして79万2,000円の減額でございます。

住宅費小集落地区改良事業費につきましても、人件費7万円の減額、教育総務費事務局費といたしましても、同じく313万9,000円の追加でございます。

次に、小学校費の学校管理費につきましては、人件費8万9,000円の減額でございます。

次に、字役建設費につきましては、秦荘東小字役の大規模改道でございます。今までの計画では、総貢センターの着手後に、23年度に実施すべく考えておりましたけれども、先の国の経済対策の補正予算であります公共投資臨時交付金を充当させていただき、また国庫補助金につきましても、前倒しの実施における採択を受けまして、こういうことから、今回補正をあげさせていただき、繰り越しをさせていただいて22年度に着手する計画でございます。合わせまして4億1,550万円を追加をさせていただいたものでございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、人件費7万2,000円の減額でございます。学校建設費につきましては、財源調整でございます。

次に、幼稚園費につきましては、人件費216万9,000円の追加でございます。

社会教育費社会教育総務費、人件費40万1,000円の減額でございます。社会教育費の公民館費につきましても、人件費といたしまして62万円の減額、図書館費につきましても、同じく301万3,000円の減額でございます。

次に、保健体育費の学校給食費でございます。これにつきましては、人件費分といたしましては、43万7,000円の減額でございます。また、工事費につきましては、造成工事を実施をする予定でございます。工事請負費、合わせまして6,956万3,000円を追加をさせていただいたものでございまして、今回、川久保地先の予定地7,500m²を造成工事をさせていただく予算を計上させていただいて、実質工事費につきましては、繰り越しをさせていただく予定でございます。

また、48ページにつきましては、特別職における補正予算給与費の明細書でございます。

また、49ページにつきましては、一般職における補正予算の給与費の明細書をあげさせていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第108号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

④議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第19、議案第109号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求める。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)それでは、議案第109号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

議案書は50ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正は、それぞれ79万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,527万8,000円とするものでございます。

53ページの事項別明細書をお開きください。職員の給与条例改正および職員の人事異動などに伴います予算精査によりまして、歳出の職員手当を97万2,000円減額、共済費を18万円追加し、その財源となります歳入におきまして、一般会計からの繰入金を79万2,000円減額するものでございます。

次の54ページにつきましては、給与明細書でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第109号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第20、議案第110号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。議案第110号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)をご説明させていただきます。

この補正予算につきましても、人事院勧告によります給与改定に伴い、地域包括支援センター職員の人員費について、歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億659万1,000円とするものでございます。

58ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、繰入金一般会計繰入金につきましては、地域支援事業繰入金といたしまして32万7,000円の減でございます。

次に、歳出でございますが、地域支援事業費包括的支援事業費事業地域包括支援センター運営費といたしまして、期末勤勉手当、合わせまして、職員手当36万円の減、共済組合負担金3万3,000円の追加、合わせまして32万7,000円を減額させていただくものでございます。

59ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を記載させていただいております。

どうぞよろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第110号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第4、議案第94号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めて。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)議案第94号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、説明資料の1ページから2ページに説明をあげております。3ページから6ページに条例の新旧対照表をつけております。説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、医療費等に見合う賦課総額を確保し、收支の均衡を図るべきものでございます。しかしながら、医療費に見合う賦課総額が確保できていないことによりまして、国民健康保険税の收支不足が生じております。その不足分を一般会計から、20年度ですと、基金も含めまして1億円以上繰り入れを、赤字補てんの繰り入れをして運営している状況でございます。そのために保険税率の引き上げを行うものでございます。

しかしながら、低所得者が多い中で、医療費、支援分、介護分、医療分というものが基礎部分でございますが、この全部を改めますと一気に負担増となることから、一般会計からの法定外繰り入れ、いわゆる赤字補てんを継続しながら、医療費分は据え置いて、支援分、介護分についての税率改正をお願いするものでございます。

条例の改正の要旨でございますが、まず第6条につきましては、後期高齢者支援金の所得割を、現行税率100分の1から100分の1.7に変更をするもの。

そして、第7条の2、後期高齢者支援金の均等割額を一人当たり5,000円から7,000円に変更をするものです。

第7条の3第1項につきましてでございますが、第1号、特定世帯以外の後期高齢者支援金の平等割額を一世帯当たり4,000円から7,000円に、そして第2号で、特定世帯の、同じく支援金の平等割額一世帯当たり2,000円を3,500円に改めるものでございます。

なお、特定世帯とは、75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療制度へ移行することによりまして、国保加入者が単身となる世帯を言います。

次に、第8条でございますが、介護納付金の所得割額を現行税率100分の0.75から100分の1.20に変更をするものでございます。

第9条に介護納付金の均等割額を一人当たり5,000円から7,000円に改めるものでございます。第9条の3では、介護納付金の平等割額一世帯当たり4,000円を6,000円に改めるものでございます。

第21条は、軽減措置でございまして、21条の第1項の第1号、これは7割軽減の軽減額を表しているものでございま

○議長(竹中秀夫君)おはようございます、おはようございます議長さん、おはようございます。

今につきましては、後期高齢者支援金の均等割額を、これは70%でございますので、先ほどご説明にありました7,000円×70%ということで、一人当たり3,500円が4,900円にというように、先ほどご提案申し上げております内容によりまして、それぞれ70%、あるいは50%、20%に改めさせていただくものでございます。

付則につきましては、施行期日でございまして、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。国民健康保険税を改正するにあたって、諮問をしているわけですが、町長はどういった事項、項目ですが、諮問事項について答弁を求めておきます。

次に、急な資料の提供を出すわけですが、所得階層についても出されていると推察しますので、そうしたものが出されたのかどうかということが、そのうえでどのような審議がなされて、答申は当然、今上程されているような内容での答申がなされるだろうというふうに思います。諮問委員会での行政からの諮問事項、また資料について答弁をいただきます。

そして、先ほど来の一般質問の中でもあるわけですが、国民健康保険、税ではないんです、関連的にちょっとなるんですが、どうしても、こうした引き上げ、税の増によってどうした事態が起こるかということになると、保険証の交付に連動していきます、滞納等が起これば。

その中で、こういう条項があります。愛荘町国民健康保険短期の被保険者証の交付に関する事務取扱内規というのが、7302ページにあります。それで、その中で交付の対象者という2条に、「短期の保険証の交付対象者は、次に掲げる特別の事情がないのに、保険税を滞納している者とする」というふうに書いてあるわけです。

要するに、逆といえば、こうした者に対して、短期保険証の交付を行わないようになるに至ることにもなるわけですが、財産や盗難、それから世帯主が失業し生活困窮になったとき、また世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき等々の6項目があげられています。

それで、先ほどの中で収納主監は、国に対して統一的な減免の措置がとれるようなものを設けてほしいということが言っていたんですが、しかし、税においてはそうした明文化がされていないにしても、保険証の交付においては、こうした明文化がされているわけです。

ですから、結果として、税の方がそのように整理をされていなかったら、これがなんぼ、愛荘町国民健康保険短期の被保険者証の交付に関する事務取扱内規が、ここで示していても、内規を実行することができない。その原資となるところがないから。何で尺度をもってやるのかとかということの配慮がなくなってしまうので、自ずとして税においてその明文化は町として必要になってくるというふうに思うので税条例等、この保険証の交付の内規との整合性について答弁をいただいておきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)国保税の諮問の内容について、どういう内容であったのかというご質問でございますが、この8月24日に愛荘町国民健康保険運営協議会に対しまして、愛荘町国民健康保険税率の見直しについて諮問をさせていただきました。

その内容は、保険税率の見直しでございますけれども、その諮問理由といたしましては、現在、医療費等に見合う賦課総額を確保し、賦課総額というのは、要するに医療費の負担額でございますけれども、この收支の均衡を図るべきものであると。しかし、医療費等に見合う額が確保できていないことにより、国民保険税の収入不足が生じている。その不足分を一般会計から多額の繰り入れによって運営していく状況であるため、賦課額の引き上げが必要であると、こういう理由でお願いをしたところでございます。

国保会計というのは、低所得者中心の会計で大変苦しい状況の中で、しかし一方で、国保が住民の皆さんの健康を

守っているという側面、非常に大きい。日本の介護保険制度の中で、この保険制度の維持というのは、非常に大事なことである。これが破たんすれば、もうよその国のように、なかなか住民の、国民の健康は守れないということは、もう明らかでございます。

そういう意味からも、この国保の維持体制を守っていくということは非常に大事な事柄というふうに認識をいたしておりまして、愛荘町の状況を見ておりますと、非常に低い、住民の皆さんから負担をいただいております税率は非常に低くございます。一方で1億円ほどの一般会計からの補てんをしているわけでございますけれども、あまり、これを導入することは好ましくない。

一般会計からまったく出さないということではないんですけれども、やはり、維持できる範囲に留めたいということで、3年前に、運営協議会のひとつ答申の中で、3年ごとに見直そうと、一気に引き上げることはやっぱりやめておこうという答申をいたしております。現在3年が経ったわけですが、依然として、医療費の増額傾向は非常に凄まじいものがございます。そんな中で引き上げの質問をお願いしたところでございます。

県下の税率の中でも、医療費の医療、支援、介護という3つのことにかかっておりますけれども、医療の分野では県下で16位、中位よりちょっと下の方でございますが、特に支援分なんかは後ろから2番目、25位、26市町のうちの下から2番目、介護については一番最下位、まあ安いほどいいわけですけれども、一番安いところに住民の一人当たりの調整額が置かれているところでございます。医療費も、愛荘町はおかげさまで比較的低いところに総額があるわけですけれども、やはりこういった状況をよく見ながら、この税制をしていただくように質問をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午後3時32分

再開午後3時33分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)所得状況の関係で、少しお話をさせていただきます。

先ほど、町長の方からも赤字補てんの話をさせていただいておりますが、現状、議員のおっしゃるように国保につきましては、制度的に低所得者、高齢者が多いというのは実態でありまして、この制度が国の大きな今現状課題になっているところでございます。

そういう中にありまして、愛荘町では、低所得者が多いということは県下どことも同じような状況である中ではございますが、町から繰り入れている赤字補てんの一人当たりの額を参考までに申し上げますと、20年度決算におきまして、愛荘町は被保険者一人当たり2万2,418円ということで、県下で一番多額の法定外繰り入れをいたしております。県下の平均は7,500円ほどでございます。

これを、税率改正をお願いいたしまして、それで試算をいたしましたが、なおかつ赤字補てん、これは国保の運営協議会のご意見もいただいて、施設的な赤字補てんも続けるという、そういう立場に立って考えておりますが、試算をいたしますと、約5,500万円のルール外繰り入れが、なおかつ必要ということになってまいります。

一人当たりいたしますと約1万1,000円の赤字補てんが必要でありまして、これは繰り入れの多い方から順番に、20年度決算の県下の状況を見ますと、6位から7位というような見込みになるところでございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)関連して質問をいたしておりますので、先ほどの税条例で言います減免規定の取り

扱い要綱、それから保険証の取り扱い要綱との整合性にお聞きいただいておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

保険証の取り扱い要綱につきましては、原則いたしましては、1年以上の滞納がされると、短期保険証という形で、保険証の発行等をさせていただくわけでございますが、もちろん資格証明書含めてでございますが、基本的に考えておりますのは、6月の短期保険証、さらに3月、さらに3月というベースで、最終資格証明書の発行というふうな手順を考えさせていただいております。

その6月の経過中に、一定被保険者の皆さん方と納付相談等をさせていただく中で、誓約等いただいた場合に、納付の誓約を履行いただいている有無によって、次の保険証の発行期間を長くするかについての検討をさせていただきます。あるいは、滞納額の2分の1以上のお支払をいただいている状況を勘案させていただいて、先ほどから申し上げていますベースによって、その短期保険証の発行月のサイクルに見合わせていただいて、最終的には資格証明書の発行をお願いするというふうなことになりますので、そういう取り扱いをいたしております。

したがって、税の減免はあくまでも、定められた条項によって生じる減免規定でございますし、短期保険証取り扱いにつきましては、今ほど申し上げましたように、納付誓約等の履行状況の有無、あるいはまた被保険者から納付いただいている納付状況に応じて、短期保険証の月数でのバランスを均衡保たせていただいて、最終的には被保険者資格証明書というふうな流れでの手順を踏んでおりますので、そういうふうな取り扱いにさせていただいておりますことを、ご理解いただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。関連的なところで、ちょっとそちらを重くに置くのはちょっと好ましくないんですが、今の答弁を聞いていると、内規からして、いったい納付相談を受けると、ああそうか、1条で「納付相談、納付指導の機会を設け、促進」と、1条では書いてあります。

しかし、その答弁の中にもあるように、所得証明と云々が前提になってくるわけですから、すべてやはり、保険税の方に、先にその条項が整っていなければ、結果として、滞納者が増えるだけであって、その内規の適用は非常にどのようにしていくかと、結果として滞納が増えることにより、滞納指導を設けるわけです。

じゃあその上に立って、交付対象者として除外するのかどうかの線引きが起こる。だから、分けて全部考えられない。連動して考えると言わざるを得ないんですが、要するに、国に対して求めているんじゃなくて、町独自で、先それを、条項をつくらないと、その保険証の交付についても、引かかってくるし、しかも、その滞納とかそういう問題が起これば、高額医療費というかそういうものの適用についても連動してしまう。

私が言いたいのは、別に町の状態が云々ではなくて、答弁にも中にもありましたけれども、制度上そのものに問題があるわけです、それは当然、前提には。ですから、保険証の交付をするにおいても、しかも内規においても、そうしたことがしっかりと書いてあるわけだから、国保税の条文の中に、それに見合う条項を入れないと、結果として救われていないんだということですよ。

これがますます私はこの税条例の改正によって、よりその対象者が増えていくだろうと、逆に。収納率が低下すれば、結果として、医療費総額総体が確保できなくなるわけですから、だから、逆説論的に言えば、いかに収納率をあげて、総体的に、要するに費用を確保に入るか、逆に引き上げをして、総体的医療分を確保からよけ遠ざけるのか、こうした状況になるんだということ、今回の条例改正は。だから、適正な、国保財政の健全な運営という意味では、その説明はよく理解できますが、結果として逆行していくんじゃないかということで思うわけです。

収納主監に対して答弁をいただくのは、とりあえず、税条例の条項のところに、何らかの対策、要するに規則なのか、要綱なのかというところでの、この交付との連関で必要ではないのかということに対して、答弁をいただきます。もう1点は、収納率が低下すれば、国との関係で、調整金でしたかね、そういうものが、ペナルティーとして下がっていく

るのないところ。収納率が下がった場合は、国へノルマティーはこのノルマを守らなければいけないのが。むしろよって、民主党政権へ変わって、そうしたことから見直しを図ろうとしているのかどうか、そういう通知が、通達があるのかどうか、そういうのも含めて答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)収納管理主監

○収納管理主監(杉本幸雄君)税条例において、何らかの対策をということでございますが、現状、地方税法におきまして、第15条に徴収猶予という規定がございます。これにつきましては、事業を廃止し、または休止したときとか、事業につき著しい損失を受けたときというようなことで、徴収猶予ができることになってございます。

もちろん、医療に関わります重要な保険証でありますので、できるだけ交付ができるようにということで、滞納者につきましては、連携をとりながら、納付相談をさせていただき、分納をしていただくそういう誓約をいただいて、そして対応していくという状況で、現在対応させていただいております。

それと、一般質問との関連もあるんですが、来年度に予定されております減免についての国の方の今調整をとられている内容との関連もございまして、税率改正をしていかないと、この部分につきましても、影響額がもう出てきまして、なおいっその赤字くびれが必要になってくるというような、そういう心配がございます。その点も含めてよろしくお願ひをしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)後段のご質問をいただいております調整交付金の影響でございますが、これらについては、現年課税分の収納率状況に応じまして、普通調整交付金にペナルティーが課せられております。前々年度93%のときは5%のペナルティーで約300万円、それから20年度を見ておりますと91%ということでございましたので、7%の減額によりまして約700万円くらいの影響になっております。

これらの5%、7%というのは、収納率によっての状況でございますが、今年度において、厚労省において、この7%の段階については、現在議論をされておりますので、最終はまだ確定が決まってからまたお示しすると思いますが、一応ペナルティーの基準としてはそういう状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。議案第94号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対を申し上げます。

今期のこの条例改正提案は、保険税を特に医療費分を除く部分において増税を行うという提案であります。しかし、国民健康保険そのものについては、保険制度そのものを、どのように制度改正を行うか、国においてどのようにやっていくかということが、やはり我が町にも大きく左右、影響を受けるわけです。そうしたときに、やはりそのことをまず我々はしっかりと着眼をしていかなければならない。そうしたもとで、実際に地元の町としての国民健康保険会計がどのように推移していくのかということも、しっかりと分析をしていかなければならぬことは事実であります。が、しかし、町民さんとしては、現実は払えないものがどのようにして払うのかというのが実際の声であります。事実、今日的な雇用状態、非正規雇用の方は、本当に国民健康保険に入ること自体が義務化されているという認識をもっておられている方が少ないのでないかと、実際私が話した人の中にも、そうしたことに対して。また、その派遣会社自身が社会保険を入らないと、失業保険は入ってくれるがという現実があります。

ということは、すなわち、国民健康保険の加入者は、そういう人たちも全部国民健康保険の被保険者になる人なんです。ということは、国民健康保険会計そのものは、自動的にパンクしていくような今社会状況にあるんだということです。これはもうやはり大変なことなんです。

だから、このように、税率をあげていただいても、変更していただいても、払えない人が結局加入者になっていっているということ、泥沼化の状況が今あるんです。ですから、労働の状態、就労状態をやはりしっかりとしていくことが、社会的な問題として取り上げておかなければならぬと。そうでなければ、要するに、経済の活動そのものの変化を、

また就労、雇用関係をしっかりとしたものにしていかないと、この国民健康保険会計の健全な財政の確保というものにも連関しないということも指摘しておかなければならぬと思います。

その結果、被保険者は、行政は結局我々の声は聞いてくれない、納税相談や何だとおもっているけれども、結果として、しっかりと聞いてもらえないといううらえ方に陥ってしまう。逆に取り立てるだけの行政でいいのかというふうな批判まで出てくる、これが実態であります。

まあ国民健康保険者の加入者の多くは今答弁であるわけで、まだ私も訴えているところで、実際は収入の少ない方が加入者であります。そうしたところから、結果として、総体的に貧困層が確実に、今も言いましたけれども、総体的に貧困層が増えている中でのこうした手立ては、結果として特別会計の、また今答弁にあるように、要するに国のペナルティーを受けうる状況をつくり出すだけであるということ。よって、何が言いたいのかと言えば、応能応益割を、実態に即した応能応益割、5対5にどのように使うか、できるか。その議論も私は必要ではないのかということを、この場で申し上げておきたいと思います。

要するに、今健全な財政運営をしていくためにも、この経済事情をただ加入者のみに求めるべきか、また医療制度そのものをやはり抜本的に改正して、要するに医療負担をどのように減少させていくのか。当然、これが国がそうしたところに補助金を注入すれば、自ずとして、国民健康保険会計は健全財政へと向かうであろうということを申し述べて、この税条例の改正に対して反対討論いたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。2番、上林君。

○2番(上林直君)私は、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。国民健康保険は、地域住民の医療の確保と、健康の保持、増進に大きな役割を果たしております。一方、保険税収納率は、景気低迷などにより、年々低下し、税負担の公平化を図るために、滞納世帯に対する納付指導に取り組み、国民健康保険法に基づき、短期被保険者証や資格証明書の交付など収納対策の強化を図るほか、医療費適正化対策など健全な事業運営に努められております。

傷病等に対する保険給付を行うための財源は、公費5割、被保険者から納付される保険税5割でまかなわれるものです。他の社会保険が所得比例によっているのに対し、国保税はその人の所得や資産による負担能力に応じた応能割額と世帯単位の平等割、被保険者一人当たりの均等割による応益割額で構成されています。

ところが、今日まで医療費等の支払いに必要な保険税総額が不足しているため、毎年一般会計から約1億円あまりを繰り入れて運営されています。

今回の改正案は、本来であれば税率を24.2%引き上げなければならないところですが、国民健康保険運営協議会の答申を尊重して、低所得者への配慮など、激変緩和措置を講じられ、10.5%を引き上げられるもので、本議案に賛成するものです。

なお、施行にあたっては、被保険者への制度に対する理解と周知説明などを十分に行うとともに、引き続き、収納対策の強化や保険事業の充実に努められるよう要望します。議員各位におかれましても、ご理解いただき、本議案にご賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第94号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。4時10分まで休憩します。

休憩午後3時53分

再開午後4時09分

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第95号愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについて議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第95号、愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについてご説明させていただきます。

福祉センター愛の郷は平成18年9月から、福祉センターラボール秦荘いきいきセンターは平成19年4月から今年度まで、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会が指定管理者として運営いただいております。

この間、施設の管理業務につきましては、経費の節減を図りながら、適正に維持管理いただいております。また、事業計画に基づき業務を遂行されるほか、利用者のニーズの把握や、業務の改善に尽力されておりますが、平成22年3月31日をもって、指定の期限を迎えます。

今後も住民サービスや地域福祉の向上を図ることから、従来はそれぞれの施設ごとに指定いたしておりましたが、今回から一本化して、引き続き指定管理者の指定につきましてお願いするものでございます。

愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といったしまして、

1、公の施設の所在地および名称

愛荘町市731番地、愛荘町立福祉センター愛の郷

愛荘町安孫子1216番地1、愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンター

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

1所在地愛荘町市731番地

2名称社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会

3代表者会長廣田進

3、指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第95号、愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

⑥議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6、議案第96号愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第96号愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについてご説明させていただきます。

福祉センターラボール秦荘いきいきセンターは平成19年4月から今年度まで、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会が指定管理者として施設の清掃、設備の点検を適正に維持管理いただいておりますが、平成22年3月31日をもって、指定の期限を迎えます。

引き続き指定管理者の指定を行うにあたり、施設設置条例では高齢者の能力の活性化と福祉の推進を目的としており、施設を利用されている愛荘町シルバー人材センターに管理業務を代行させる方が効率的であると考え、指定管理者の指定につきましてお願ひするものでございます。

愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンターの指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記いたしまして、

1、公の施設の所在地および名称

1所在地愛荘町安孫子1216番地1

2名称愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきいきセンター

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

1所在地愛荘町安孫子1216番地1

2名称一般社団法人愛荘町シルバー人材センター

3代表者理事長村木重一

3、指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

より、議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第96号、愛荘町立福祉センターラボール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第7、議案第97号愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)議案第97号、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、ご説明をいたします。

愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記として、

1、公の施設の所在地および名称

愛荘町市895番地3、愛知川駅コミュニティハウスならびに

愛荘町市871番地2、愛知川駅駐車場

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名でございますが、

1所在地愛荘町安孫子825番地

2名称愛荘町愛知川観光協会、

3代表者会長代行西澤基治

3、指定の期間でございますが、

平成22年4月1日から平成27年3月31日の5年間でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いをいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第97号、愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第8、議案第98号愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案第98号についてご説明申し上げます。

議案書は5ページでございます。愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めるについて。昭和59年に建設いたしました愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者を、次のとおり、引き続き、指定することにつき、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

施設の所在地および名称でございますが、愛荘町愛知川13番地7、名称は、愛荘町近江上布伝統産業会館でございます。

指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名でございますが、愛荘町愛知川13番地7、滋賀県麻織物工業協同組合、理事長川口徳太郎でございます。

指定の期間でございますが、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第98号、愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第9、議案第99号愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第99号、愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、ご説明させていただきます。

愛知川東小学校区学童保育所は、平成17年1月から今日までい～すとキッズ育成会が指定管理者として運営いただいております。この間、施設の見回りや清掃等につきましては、指導者と育成会が行うなど、経費の節減を図りながら、適正に施設の維持管理をいただいております。

また、事業運営面では指導員を確保され、定期的に保護者と指導者が育成会議を開催して、児童や保護者のニーズに応じた運営に努められておりますが、平成22年3月31日をもって指定の期限を迎えます。今後も学童保育所の健全な発達および活動の活性化を図ることから、引き続き、指定管理者の指定につきましてお願いするものでござります。

いいよ。

愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記いたしまして、

1、公の施設の所在地および名称

1所在地愛荘町豊満573番地

2名称愛知川東小学校区学童保育所

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

1所在地愛荘町豊満573番地

2名所愛知川東小学校区学童保育所い～すとキッズ育成会

3代表者会長藤川和枝

3、指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第99号、愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第10、議案第100号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを、議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第100号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、ご説明を申し上げます。

愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者につきまして、今回、新たに次のとおり指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

記いたしまして、

1、公の施設の所在地および名称

1所在地愛荘町安孫子822番地

2名称愛荘町立ハーティーセンター秦荘

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

1所在地滋賀県愛荘町安孫子822番地

2名称愛荘町文化協会

3代表者会長久保川秀夫

3、指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日の5ヵ年間でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第100号、愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

④議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第11、議案第101号町道の路線の廃止につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案第101号、町道の路線の廃止につき議決を求めるについて、ご説明申し上げます。

議案書の8ページでございます。町道路線番号H30の国民宿舎周遊路線につきましては、当初の路線目的であります国民宿舎がなくなり、また新規に開設されます県道湖東三山インター線の用地となりますので、この町道路線を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第101号、町道の路線の廃止につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

②議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第12、議案第102号町道の路線の認定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案第102号、町道の路線の認定につき議決を求めるについて、ご説明申し上げます。

議案書は9ページでございます。新しく認定をお願いする町道路線名は、湖東三山インターチェンジ取り付け線とし、名神高速道路の管理施設への管理道路として、旧国民宿舎周遊路線のうち、延長256mの区間を認定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第102号、町道の路線の認定につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩します。

休憩午後4時29分

再開午後4時30分

[久保田議員退席]

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま推薦1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、推薦1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

④推薦第1号の上程、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第1、推薦第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮ります。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、愛荘町岩倉261番地小林久米勝君、愛荘町東円堂1630番地久保田九右衛門君、愛荘町中宿312番地藤田進君、愛荘町山川原465番地本田一雄君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、愛荘町岩倉261番地小林久米勝君、愛荘町東円堂1630番地久保田九右衛門君、愛荘町中宿312番地藤田進君、愛荘町山川原465番地本田一雄君の4名を推薦することに決定しました。

暫時休憩とします。

休憩午後4時31分

再開午後4時32分

(久保田議員入室)

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

⑤延会の宣告

○議長(竹中秀夫君)お諮ります。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮ります。議事の都合により、12月9日から12月17日までの9日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、12月9日から12月17日までの9日間、休会することに決定しました。

再開は、12月18日金曜午前9時からです。よろしくお願いします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成21年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成21年12月18日)

開会:午前9時58分 閉会:午前11時43分

議会日程

日程第 1 議案第103号 彦根大上広域行政組合に加入することにつき議決を求めるについて

日程第 2 議案第104号 滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について

日程第 3 議案第105号 滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について

日程第 4 議案第106号 滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について

日程第 5 議案第107号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めるについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

追加日程第1 報告第12号 住宅リフォーム促進事業補助金に関する検査の件

追加日程第2 議提第 5号 議員派遣について

出席議員(14名)

- 1番 辰巳 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 9番 森 隆一

10番 吉岡ゑみ子
12番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 竹中秀夫

欠席議員(2名)

8番 久保田九右衛門
11番 森野榮次郎

④開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
森野議員、久保田議員より欠席届が出ておりますので、ご報告をさせていただいておきます。

⑤議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

⑥議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第1、議案第103号彦根犬上広域行政組合に加入することにつき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第103号、彦根犬上広域行政組合に加入することにつき議決を求ることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、彦根犬上広域行政組合に加入し、これに伴う彦根犬上広域行政組合規約を別紙のとおりとすることにつき、関係地方公共団体が協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の11ページでございますが、別冊の説明資料の7ページ以降をご覧いただきたいと思います。循環型社会の構築を進めていくため、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町は、区域内から回収される廃棄物について、まずはリサイクルを徹底し、減量化を図るとともに、燃やさざるを得ないごみについては、新しい一般廃棄物処理施設を共同で整備し、管理・運営することいたしました。今般、これらの施設の整備等行う事務を共同処理するために、彦根犬上広域行政組合へ移管し、事業主体を確立するために、組合規約を変更し、新たに組合に愛荘町が加入し、彦根愛知犬上広域行政組合を結成するものであります。

彦根愛知犬上広域行政組合規約ということで、第1条につきましては、組合の名称を彦根愛知犬上広域行政組合とし、第2条につきましては、組合を構成する市町に愛荘町を加えるものでございます。

第3条につきましては、共同処理する事務として、1市4町の新しいごみ処理施設建設の設置および管理運営に関する事務を加える。また、構成市町とその共同処理する事務について表形式とし、合わせて、事務の内容をわかりやすい表記とする。

第4条に記載しましたが、争務執行の位置を豊郷町八千四丁目印へ変更するものであります。

第5条といたしまして、組合議員の関係市町の定数として、愛荘町の議員定数を3人、彦根市10人とし、組合議会の議員定数を19人とするものでございます。

第6条につきましては、組合議員の任期、第6条の2につきましては、一部の市町に係るもの議決につきましては、当該選出議員の過半数の賛成が必要となる特別議決条文を新たに加えるものでございます。

第7条につきましては管理者、第8条につきましては組合副管理者を5人とするものでございます。

第9条につきましては会計管理者、第10条につきましては補助機関、第11条につきましては監査委員。

第12条については、新しいごみ処理施設の経費の支弁の方法については、設置に関する経費と管理運営に関する経費に分けて、管理運営費には均等割・人口割に加え、新たに利用割を導入するものでございます。

第13条につきましては、雑則を定めております。

付則といたしまして、規約の変更は、施行期日を平成22年3月1日とし、増員となる組合議員の身分につきましては、経過措置を設けるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。同議案に対して、まず、基本的なことをお尋ねします。

1条で、彦根や、まあ彦愛犬行政組合というふうに1つの組織にするということです。しかし、3条ですぐに区分するということが書いてあります。ということは、愛荘町はこの彦愛犬広域行政組合の中において、参画するにおいて、火葬場の設置および管理運営に関する事務、最終処分場の設置および管理運営に関する事務に対しては、どのような態度で、要するに、組合の議会の5条と照らし合わせて、どういうふうな態度で臨むのか。

また、管理者としても、結局は愛荘町の管理者は、ここに参画するわけですが、管理者として、ではその1と2については、当然その言葉は出さないわけです。3条の3のみにおいて、管理者としての働きを行うわけです。非常に広域行政組合としての組織上、また事務運営・行政運営においても非常に奇怪ではないのか。もう1歩踏み込んで聞くなれば、この愛荘町から選ばれた3人は、彦愛犬広域行政組合の議決権を持っているのではないか。でなければ、この条文はおかしくなるというふうに思います。

3条でいけば、新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務において議決権を有するわけです。あの1・2については、議決権は有しません。じゃあ、広域行政組合の議案として出てくるものは、すべて別々に出てくるのかどうか。管理者として、こんな対応ができるのかどうか。これは非常に大事なところだと思います。

こんな奇怪な組織形態をつくってしまった以上、つくれば、いったいどの議員も管理者も、どのような対応を、姿勢で臨めばいいのか。しかも、総数として、5条でいけば、結果として議決権を持っている愛荘町は、こうした奇怪な対応をしなければならない。しかし、彦根市は人数だけが増えてすべてに対して議決権を持っている。これもまた奇怪な話です。だから、この条例については、もう一度精査する必要がある、規約については、そのように思われないかどうか、答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまのご質問にお答えしますが、一部事務組合の所掌事務について、これは自治法上、中の業務によって、その構成団体がすべて同じものをやることではないに、法的には、その事務の中で区分されることはあることとして、法的には許されていることです。

で、議決のことでございますけれども、これまあ副管理者の5人というのは、関係市町長がやることを想定していると思うんですが、当然、私は全議案について発言権はありますし、各議員、愛荘町からでる3人の議員さんも、予算もすべての議案について審議いただき、議決する権利があります。これはやらなければいけない、むしろ、だから、火葬場にかかること、最終処分場にかかることについても、同じように議決権は有り、ているということです。

で、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今、町長が答弁されたとおりだと思います。そうでなければ、奇怪な組織形態になってしまいます。ですから、では、愛荘町の管理者として、また議員として参画したときに、しかし、1と2については右の3条、もう一度読みます。組合は次の表の右欄に掲げる関係市町の区分に応じ、それぞれ左欄に掲げる事務を共同処理するというふうに書いてあるわけです。ということは、関係市町は、1・2については、愛荘町は入っていないんです。3について愛荘町が入っているんです。じゃあ、当然議決権はすべてに持っています。しかし、結果として、議決権は持っているけれども、口は出せないという状況があるんだということです。そういうことになってくるんです。ですから、議決権のみを有して行っても、この本当の審議としては、非常に迷惑な話になるということです、ある意味。だから、そんな状態では、私は逆にその全体をもう少し精査されるべき必要があるという考え方を改めて示します。よって、この議員が、愛荘町が増えることによって、彦根市が増えることはすべての議決を、要するに彦根市中心になるということを、要するに愛荘町の3人の議決権は、行使は1、2については、非常に明解な態度を示し得ない環境にあるわけです。ですから、私はこの議員定数に対しての提案については、再度精査する必要があると、こうした角度から、今、指摘した論点から。ですから、当然議決権はすべてのものにおいて議決権を持っていますから、今一度精査されることを要請します。これは主監に答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)すみません、ちょっと前段の部分についてのお答えをさせていただきたいと思うのですけれども、この共同処理の中に火葬場と最終処分場については、確かに現時点では、共同処理に愛荘町は加入いたしません。だからと言って、この火葬場や最終処分場の議論が、この広域議会でなされるときに、何も言えないのかということでは、決してございません。これは入らない、共同処理の中に入っていますけれども、将来どうなっていくかということもありますし、この共同処理している町のなかにも、いろいろな思いが出てくる可能性もあります。火葬場についても、この最終処分場についても、決して永久的なものではございませんし、そういう意味では、この共同処理には入らないけれども、この行政組合の中での、この火葬場のあり方、最終処分場のあり方については、同じ立場で大いに議論をいただきたいなというふうに思っております。あの件については主監から。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今、町長が答弁されたように、当然、管理者・議員代表は、すべてにおいて責任を持つという立場で組合に参加するわけです。これは当然です。

ですから、今業務が分離は、区分はするけれども、その部分においては愛荘町は、今は関わっていないけれども、将来関わるかもわからない。確かに、それは当然それを持ち得ている火葬場をどうしていくのかとかいう協議は、なり得るかもしれません。

しかし、今この規約改正の議論をしているんです。将来は将来なんです。今どうするかが今問われているんです。だから、こんな議員定数をつくったり、こんな業務区分をした組合の中に、要するに、発言はできないことはない、発言権は持っているわけです。しかし、実際問題、当事者でないものが発言しますかということです、現実問題。そんなものはできないに決まっているじゃないですか。

私は代表された方で、町長でもいいです、管理者として、その業務について尋ねることはできるけれども、それ以外はできないですよ、実際問題。そんなこと大きなお世話だし、迷惑な話ですよ、口出されたら。関係していないのだから。

だから、私はこれは分離した状態をつくらないと整合性がないですよということを言いたいわけです。分けないと、将来は将来なんですよ。だから、結果として、新しいごみ処理施設だけに、私どもの町が参画するんですから、ややこ

しくなるということです、この広域行政が。しかも、責任のない議員が派遣されるということですよ。そのことを、私は改めて言っているわけで、だから分離すべきだと、組合を、もしくは明確にそれを分離させる規約をつくるべきだと、この条項の中に入れるべきだということを改めて、愛荘町が入るところは愛荘町が入るだけの組織をつくることであって、もしくは、この広域行政組合の中に、それが別として組み入れができるのか、可能かどうか協議したうえで、広域行政組合の中に、その区分として、同時に区分した部分の議会をつくる、同じメンバーはメンバーであっても、ということになり得ないのかどうか。このぐらいのことはできるはずです。だから、こんなことをしたら奇怪なことになってしまふから、私は指摘をしているんです。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)今ほどの規約の独立というふうなお話でございますけれども、今回、事務を共同処理するということで、準備期間をするわけでございますが、考え方としては、従来から、湖東地域の新しいごみ処理施設の建設を進めていくにつきましては、国が進めております国の循環型社会形成推進交付金を活用して進めてきたというようなことで、それを受けたにつきましては、事業主体をまずは確立整備する必要がございます。

そういうことで、新たに一部事務組合を設立するよりも、既存の一部事務組合に事業を繰り入れて進めていく方が、経費的にも、あるいはまた能力的にも、軽減が図れますし、また時間の短縮が図れるというふうないった面から、新たにごみ処理施設建設等に関する事務を、現在の彦根犬上広域行政組合に事務を移管をさせていただいて、そこに、今回愛荘町が組合に加入をさせていただいて、彦根犬上愛知広域行政組合という形で、今後県の方にこの認可申請をさせていただいて、法手続きを1月ぐらいには進めさせていただいて、新たに3月から発足をしたいということで進めさせていただいているものでございます。

ご指摘のように、関係する条文につきましては、先ほど条文を申し上げましたが、愛荘町に関する事項等につきましても、新たに6条の2の特別議決の条項を追加させていただきながら、それぞれ該当する市町にかかるものについては、選出議員の当該市町の選出議員の過半数の賛成が必要となるような特別議決等の条項も新たに加えさせていただいておりますので、そういう意味合いで、今回一部事務組合の事務移管という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前10時18分

再開午前10時22分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。この議案が提案される前に、同じ枠組みで、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会というものが、平成13年6月から組織されて、協議を続けられています。そして、その協議の中で、一般廃棄物処理の湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想というものが、20年5月に出されております。この内容は、つまりこの枠組みでのすべての一般廃棄物を一括して処理していくという、可燃ごみだけではなく、粗大ごみ・不燃ごみ・缶・金属類・ビン類・ペットボトルそのようなものを、本当に彦根と愛荘町、犬上郡で一括して処理していくという基本構想を20年5月に立てられております。そして、愛荘町独自では、

18年の11月から愛荘町環境基本計画策定審議会が始まり、そして、20年の3月にその計画が出されております。平成13年から、このような広域行政で取り組んでいくという事が動きかけているわけで、その中で愛荘町独自の環境基本計画を立てられているわけですが、この整合性というのはどうなるのかというのは、それとも愛荘町の独自性というものがどうなってくるのかという、そういう問題にもなってきます。

ですから、広域化することは、一般的にはごみは増えていくということが言われているわけです。そして、町の

わが町で出したごみをどういうふうに処理していくかという、そういう責任転嫁にもつながると、独自性を失って、広域に参加するということは、そういうところにも発展するということを考えるわけです。そういう懸念もありますので、この湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の協議と、愛荘町環境基本計画、これは計画ですので、これからエコパートナーシップ会議も始められたところですし、このような今後の課題、本当に基本的なものを抜きにしていかれる、そういう話し合いにされる、そういう心配も私は考えております。

ですから、この整合性について、この広域の計画、ですから、今議案が出ていますけれども、今始まったことじゃなくて、13年から出していた、始まっていることですので結局、この促進協議会は準備段階であって、今広域行政組合に加入することによって、正式にこれを進めていくという、こういう動きになっているわけですから、本当に将来を、愛荘町のごみがどうなっていくのか、責任がどうなっていくのか、そういうようなことがかかっている問題だと思います。ですから、先ほども言いましたけれども、愛荘町環境基本計画と、こちらの計画の整合性、それと愛荘町の独自性をどうしていくのかについての見解を求めてますので、答弁をお願いします。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)まさしく今おっしゃったとおり、平成13年、今から8年前にこの議論が始まったところでございまして、今急にわいたものでは決してありません。それがどんどん時代とともに変遷をしながら、今の新しい施策に反映をしてきて、それが具体化してきたというふうに見てもいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

また、環境基本計画との整合性、これは環境基本計画、町がつくったものでありますし、非常に自然環境から、いろいろな計画、歴史・文化に至るまで、住民の皆さんの環境を守っていく、保全していく、これはこういう計画でございますから、その中のこのごみ問題は、その中の1つとして、非常に重要なものでもございます。ですから、環境基本計画が、あくまでも町の目指す計画であるというふうに考えています。

その基本に沿って、今回のこのごみ処理問題についても、それを外さないでやっていくということでございまして、言わば、このごみ処理問題は、これからまだまだ幾多の変遷を経ると思いますけれども、1つは大きくは、やっぱり、セーフティーネットとして、いろいろな対策を準備しておくということが非常に大事なことであるかというふうに思っているところでございます。

あくまでも、環境基本計画の精神に則って、これはその1つの大きな分野でありますし、それで進めていくことが非常に大切なことかなというふうに思っている次第です。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。環境基本計画の精神に則ってというふうに答弁をいただいたわけですけれども、結局もう、こちらの広域の計画の方ができると進められる、こういう1歩先に進もうとしているわけですけれども、そうすると、愛荘町の独自性がどうなってくるのかという問題があります。

結局、愛荘町の独自性という問題から申し上げますと、この小さな部分ですかね、つまり、回収をどうするのかとか、そういう部分にとどまってきて、基本的なことは広域で、もうここでできていることに乗っかっていかなければしょうがないということになります。

ですから、創造的な考えが、もう本当に循環型社会のために創造的に町独自で考えようとしても、結局こちらの方が先に立ってしまいますから、合わせていかなければならぬということになるわけです。そういう部分においては、やはり愛荘町でどうしていくか。自分の町で出したごみをどうしていくかということを、考えたうえで、広域のこういうところにも、もちろん、すべてのごみが町の中だけで処理できるわけではないと思いますので、やはり、循環型社会のために、そういう処理の計画を町独自でして、そして、残渣とか、町で本当に最終的に大変なものについては広域に持っていくとか、ですから、そういうものが先につくられていることが必要なのではないかと思いますけれども、もうこの

広域、今広域の組合の中に、行政組合の中に、加入するということは、そういう意見が町の独自性を考え方が、発揮できなくなると思います。

ですから、先に町のごみをどうしていくかということを具体的に考えてから、この部分は広域にとか、そういうふうに計画をつくられる、このようなことが望ましいと、そのようにしていくべきだということを考えます。ですから、これについて、どのようにお考えなのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)この広域処理に入ったときに、それぞれ町の独自性が失われるのではないかといったご見解かと思いますけれども、これは現在でも、それぞれの町によって、分類1つにしても、まちまちであります。

それぞれの町が住民の皆さんのご意見を聞きながら、一番よい方法だと思って、今それぞれの町が分類もやっていくわけですけれども、そういうたったの独自性は決して失われるものではありませんし、先の一般質問でもいただきました、同じこの愛荘町の中でも旧愛知川地区と秦荘地区で収集の仕方も違う、これもそれぞれ住民の皆さん的生活に密着した中でやってきているわけですけれども、そういう意味でも、この広域で同じ方法ですべてやるということは、とても考えられるもんではないと思いますし、独自性は発揮してやっていく。

例えば、また減量というのは、それぞれの町が努力していくなければならない。向こうで、やっぱり費用負担ということになると、量に応じて費用負担をしていく、これは重量制ということは、たぶんそれでやっていかなければなりません。そうしますと、それの負担は、それぞれの町の住民の皆さんのが税でまかなわれる。少しでも、この負担を減らすためには減量していく努力、これもそれぞれの町がやっていかなければなりませんし、生ごみの処理の方法についても、度々小規模型のそういうものができないのか、リサイクル型のことができないのかといったことも、度々ご意見いただいておりますが、我々もそういう方向をぜひモデル地区でもつくって、やれないかということをいろいろ議論をしているところでございまして、生ごみを減らすということも、それとも町の取り組みの中で、やっぱり工夫をしていかなければならぬ、こういうふうに思っているところでございまして、広域になっても、それぞれの町が独自性をいろいろ考えながら、やっていくべきだというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)ほかに、4番、西澤久仁雄君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。私の思いを辰巳議員が大部分質問されております。それで、私が質問させていただきたいのは、まず、今は愛荘町として議論しておりますけれど、他町がこの規約に反対したい場合は、どうなるのかというのが1点ございます。それを答弁いただきたいと思います。

それで、私も全員協議会で、この議員さんの彦根市の増員ということについて、異議を申し上げたんです。これも他町では、相当ご議論されておられるとお聞きしております。6条の2が追加されたことによりまして、彦根市が思うようになると、町が、愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町、合わせても彦根市の議長さんおいて同数です。最後は議長採決になる、こういうシステムにしたこと自体がおかしいという、他町でもご議論があると聞いております。それで、先ほど言いましたように、他町がこの規約の反対をした場合、どうなるか、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)他町が反対した場合は、今回3月1日の結成というのについては、無理でございます。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終結いたします

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。議案第103号、彦根大上広域行政組合に加入することにつき議決を求ることについて、反対を表明いたします。

本議案は、新たにごみ処理施設をつくるために、彦根大上広域行政組合と、愛荘町が加入する内容ですが、今までの湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を引き継いで、ごみ行政を押し進めていくというものです。ごみ処理の広域化および大型化は、ごみの減量化や環境保全にも逆行するものです。私は、ごみ問題を広域での取り組みを考える前に、我が町のあり方、取り組みを、愛荘町環境基本計画に基づいて明確にすることが必要だと考えます。

組合議員の定数を見ても、彦根市10人、愛荘4町を合計しても9名と、彦根市の議員定数が過半数以上を占めており、彦根市中心になっていることが伺え、彦根市に合わせなければならなくなることが懸念されます。

今すべきことは、愛荘町としての方向性をしっかり協議、検討することであり、拙速に枠組みに参画することではないこと、また先ほども出ていましたが、規約内容にも無理があることを訴えまして、反対討論いたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議案第103号、彦根大上広域行政組合に加入することにつき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

④議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第2、議案第104号滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)議案第104号、滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを、説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、滋賀県市町村交通災害共済組合から、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町を脱退させること、ならびに滋賀県市町村交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。

変更する理由をいたしまして、平成22年1月1日から、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町および同郡西浅井町を廃止、その区域を長浜市に編入させること、また本組合の構成団体の加入が減少することに伴い、規約第5条第1項に規定する組合議会の議員定数を見直す必要があるため、変更させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第104号、滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3、議案第105号滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)議案第105号、滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを、説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、滋賀県市町村職員研修センターから、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町を脱退させること、ならびに滋賀県市町村職員研修センター規約を別紙のとおり変更することにつきまして、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料11ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、議会の組織といったしまして、構成市町の議会の議員の定数を変更することでございます。第5条中、11人を9人に改めさせていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第105号、滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第4、議案第106号滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少およ

び規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君) 議案第106号、滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更についてを、説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り、滋賀県自治会館管理組合から、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町を脱退させること、ならびに滋賀県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めさせていただくものでございます。

説明資料12、13ページをご覧いただきたいと思います。

変更理由といたしまして、平成21年12月31日付けをもって、虎姫町および湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が本組合から脱退されるものでございます。ならびに、本組合を組織する市町の数が減少することに伴い、第5条に規定する組合議会の議員定数を見直しさせていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君) 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君) 全員賛成です。よって、議案第106号、滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更については、原案のとおり可決されました

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君) 日程第5、議案第107号滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第107号につきまして、ご説明申し上げます。

滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めるについて、滋賀県市町土地開発公社定款を、次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

22ページ、23ページをご覧いただきたいと思います。まず、第1条、滋賀県市町土地開発公社定款の一部を次のように改正するものでございます。第6条第1項第1号につきましては、理事の数で10人以内に改めるものでございます。第20条第1項中「および運用財産」を削るものでございます。同条第2項中、基本財産の額を740万円に改めるものでございます。23条中につきましては「キャッシュ・フロー計算書」を加えるものでございます。別表第1中、虎姫か

う西(浅井町)よ(の朝日町)を削るものとございまして、別表第2のとおり改めるものとあります。

第2条につきましては、基本財産の額を620万円に改め、安土町を削るものとございまして、別表第2のとおり改めるものとあります。

付則といたしまして、この定款中第1条の規定は、滋賀県知事の認可の後、平成22年1月1日から、第2条の規定については、平成22年3月21日から施行するものとございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第107号、滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時とします。

休憩午前10時50分

再開午前11時01分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

よって、報告1件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長(竹中秀夫君)追加日程第1、報告第12号住宅リフォーム促進事業補助金に関する検査の件についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)報告第12号、住宅リフォーム促進事業補助金に関する検査の件。

住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会から、会議規則第77条の規定による委員会検査報告書が提出されたので、別紙のとおり報告する。

愛荘町議会議長竹中秀夫様

住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会委員長本田秀樹

[委員会検査報告書]

平成21年第6回臨時会において、事務検査に関する決議で設置した住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査が終了したので、会議規則第77条の規定により、別紙のとおり報告します。

住宅リフォーム促進事業補助金特別委員会の検査結果について報告する。本特別委員会は、平成21年10月23日に開催された第6回臨時議会において、事務検査に関する決議が提案され、地方自治法第98条第1項に基づく検査の付託を受け、設置されたものである。

この問題が生じた要因としては、住民からの投書によるものである。住民からの投書から調査を行い、その結果、不正が発覚した。

事業の目的は、町内産業の活性化と雇用の安定を図るため、今回の緊急経済対策として、住宅リフォーム促進事業の実施を行い、町内に本社を有する法人、または個人の施工業者を利用して、住宅の修繕、補修工事などを行う場合に、その経費を一部補助する制度である。

この特別委員会の設置の権限は、議員個々に与えられたものではなく、あくまでも議会に与えられたものであるため、議会の議決によって行使されるものだと付け加えて言っておく。

そのことから、当委員会では、平成21年5月14日、第3回臨時議会で議決した緊急経済対策等の住宅リフォーム促進事業補助金の申請書類72件の中で、1件が不正が発覚した。他の申請書類を検査する必要があるため、住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会の設置を行い、関係書類の提出を求めた。

当委員会は設置以来、平成21年10月29日から12月16日までの間、計10回の委員会を開催した。その間に、住宅リフォーム促進事業補助金の申請書類および担当部署からの事務の受け付けなどの説明を受け、検査を行った。

今回、検査の対象としたのは、申請時に必要としている書類の確認、住宅リフォーム計画書、建物登記簿謄本またはそれに代わるもの、工事見積書、対象工事を行う住宅等の現況および工事施工予定箇所の写真の提出に不備がなかったのか。

提出書類72件の確認をした。

緊急経済対策住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱の確認、全戸配付をした住宅リフォーム促進事業の内容の確認、受付事務を確認した。

検査特別委員会のまとめ

1. 当行政局は、元建設課長を、地方公務員法による懲戒免職処分を行ったが、当該の件は、町長への手紙より発覚した。このように町長への手紙が投函されなければ、検査特別委員会の立ち上げもなければ、すべてが明らかにならなかつた。

○愛荘町事務決裁規定における課長決裁は100万までである。この決裁が、町長への手紙で露見して、町は補助対象者元建設課長の偽りの申請であることが判明し、懲戒免職処分にしている。愛荘町告示55号にあるように、全般において厳正なる審査が欠如していた。このことは決裁者の課長の責任は免れることはできない。さらに、監督責任者として、同決裁規定第5条を農林建設主監は怠っており、何の処分もされていない。

2. 検査している中で、愛荘町告示55号(趣旨)第1条の精神に基づいた厳正な審査が行えたものとは言えない。

○愛荘町告示55号(趣旨)第1条には、「地域経済の活性化および雇用の安定に寄与するために云々」となっているが、この趣旨になつてない。

3. 愛荘町55号に示されている審査が具体的にどのように行われたのか。現地確認、完成後の確認は一度も行わ

いしいりよ／＼つに。ほのか／＼、一部の争未のアビム金の支出に合理性をもつて認められる。補助対象者モニタ、補助対象工事4条、事前協議7条等。

○愛荘町告示55号(補助対象者、補助対象工事)第2条および3条、(事前協議)第7条、(現況報告および実地検査)10条に沿って、どのように審査が行われ、完成後どのように確認されたのか不明確である。

4、愛荘町告示55号の様式第5号にあるように、完了年月日が経過しているにも関わらず、いまだ、工事の実績報告書が提出されていない。これは告示55号の第11条の補助決定者は工事が完了したときは、10日以内に実績報告書を町長に提出しなければならない。このことの確認がなく、違反している。

5、補助対象者より、提出された書類に不備、第8条(2)がありながら、交付金の支出を認めていた。このことを指摘すると、担当課は税務課より固定資産税明細書の写し、補助対象者に無断を、補助対象者より提出された書類に付け加え、正規のように装い、特別委員会の目を紛らわそうとした。副町長自らが指示したものと認めている。このことは議会、当委員会軽視と、地方公務員法に基づく違法行為で厳正なる処分に値する。このような行為は、固定資産課税明細書の写しを行政自らプライバシーの侵害行為である。この行為を指示した副町長には、民法による不法行為として損害賠償にあたる。なお、愛荘町懲戒処分に関する指針でもあるように、公金公物取扱関係にあたる。以上が特別委員会の検査結果である。

のことにより、明白になったことは、納税者、住民への裏切り行為と断じてならなければならない。これからも、納税者の目線に立った行政運営が行われるように、指摘する。管理監督機関として、議会の責任は重くなったものと感ずるものである。

以上、住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員長報告とする。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。ただいま住宅リフォーム促進事業補助金に関する検査について報告がされました。私自身、今手元にもらったばかりで、特別委員会の委員長によって朗読をされて、その中身を知っていますので、熟知するまでには至っていません。しかし、思ひ立った点についてお尋ねをいたします。

まず、最後の3ページですが、以上が特別委員会の検査結果であると、このことにより、明白になったことは、納税者、住民への裏切り行為と断じなければならない。これからも、納税者の目線に立った行政運営が行われるように指摘する。監査云々と書いてあるんだけれども、検査の結果を受けて、この項は委員長がまとめた委員会の報告としてするものではないのか。委員長の報告としてまとめたものなのか。この点について、この書き方について答弁をいただきます。

次に、1ページですが、この特別委員会の設置の権限は、議員個々に与えられたものではなく、あくまでも議会に与えられたものであるため、議会の議決によって行使されるものであることだと、付け加えて言っておくと。改めて、議会の意志決定を、これによって示したいということを言っています。

ひな型には、平成21年12月16日愛荘町議会議長竹中秀夫様、住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会委員長本田秀樹、委員会検査報告書として、ひな型が出ています。この愛荘町議会議長竹中秀夫様に出すものが、出すにも関わらず、この臨時議会でも確認をしましたが、なぜ、竹中秀夫議長が委員に加わったのか。委員から、委員自ら議長の、議長の委員自らが、この検査報告書を受ける。これが形式としていいのかどうか。答弁をいただきます。

次に、同じく1ページで、下から6行目です。今回の検査の対象になった云々ということを書いてあります。それで、不備がなかったのかということで、書類72件について確認をしたということあります。それに基づいて、とりまとめが2ページからされています。この中で、私は少し、ちょっとまとめの中でわからないので、お尋ねしますけれども、1の中で、町長への手紙が投函されなければ、検査特別委員会の立ち上げなければ、すべてが明らかにならなかつたとい

うことがあります。当然であるわけですが、そのすべてが明らかにならなかつたということは、何を指して明らかにならなかつたということを言っておられるのか。このすべてが明らかにならなかつたということが、何を指しているのか、答弁をいただきます。

しかも、そのすべてが明らかにならなかつたと言って、次の〇のところで、愛荘町告示55号にあるように、全般において厳正なる審査が欠如していたと、ここにまた、全般において審査が欠如していたということで、その全般ということは、当然書類を指しているだうとは思ふんですが、全般において厳正なる検査が欠如していた、この段階で既に受理はできないはずなんですよ。

そのことにおいて、しかも報告書は、決裁者の課長の責任は免れることはできないと言つて切つてある。なおかつ、主監においても、踏み込んだ文言を入れてある。検査報告書のもつ責任度と、この文面の整合性について、答弁をいただきます。

改めて、その次もそうしたことが書いてあります。だから、本当に全般において、厳正なる審査が欠如していたということを、その記述があるわけですが、そのことは非常に大きな意味を持ちますから、言い切れるのかどうか。随所に見られるのならわかるけれども、全般において見られたわけですから、非常に重い書き方だと思います。

3のところで、愛荘町55号で示されている審査は具体的にどのように行われたのかという項の中に、10条に沿つて、どのように審査が行われ、完成後どのように確認されたのか、不明確であるということです。

ですので、10条を読みますと、町長は必要があるときは、工事の遂行状況に関し、補助決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができると書いてあります。当然、この検査を行つて、この10条に沿つて、不明確だという案件が、事案が出たということを指しているのか。すべてが、これに対してあてはまつてないというふうに言つていいのか。

続いて4番目は、そういう規定があるわけですが、提案そのものをされたものは、3月までの工事期間だというふうに、私は解釈をしています。12月18日受付終了、確かに、年度内の工事完了ということの基準だったと思うんです。ですから、「工事が完了したときは」と、書いてあるんですが、工事が完了していなければ、変更申請を出してもらうということになるだろうと思うので、そういう指導の報告がなされていない。あればですよ。

その中で、なおかつ、5で大変なことが書いてある。補助対象者の提出された書類に不備がありながら、交付金の支出を認めたとあるわけですが、しかもまた、ここでも踏み込んだ書き方をなされているということを思ふんですが、これらについて、どのような見識を持って報告書を仕上げられたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。今ほどの7点についての答弁をさせていただきたいと、このように思います。まず1点目の住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員長の報告とすることについてですが、これは10回の間に、各委員との協議をし、私の意見もですが、委員会としての報告ということで、理解をしていただきたいと、このように思います。

○1番(辰巳保君)修正をするんですね。

○6番(本田秀樹君)修正はしません。委員長としてします。委員長です。

○1番(辰巳保君)委員長報告か。

○6番(本田秀樹君)委員長報告です。

次に、2点目の議長が委員に入っている云々、そしてまた、議長に提出しているということは、1点お聞きしたいのですが、なぜ議長とか、正副が入ってはいけないのか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。私は別に、正副が入つても、この特別委員会、なんらの問題もない、このように思つています。また、議員必携の中にもそのようなこともなく、公正な立場でおられると思つてますので、今回の件は妥当だと、このように思つております。

次に、3点目の検査特別委員会の立ち上げもなければ、すべてが明らかにならなかつたという質問ですが、今回この件、町長に手紙が投函されなければ、このようなことがなかつたのが、すべて明らかにならなかつたということは、大変重いございましたので、すべてであります。

次に、4点目の全般について厳正なる審査が欠如していた、また決裁者の課長の責任は免れないと、また監督責任者の農林主監の件に怠っていたということをお聞きしていましたが、これはやはり、監督責任者である部分で、私たちはこのように文章にして書いております。

次に、5番目の質疑なんですけれども、3の方で10条に沿って、どのような審査が行われ、完了後どのように確認されたのか不明であるということですが、10条の方、先ほど辰巳議員も朗読されました。担当職員に現地検査を行わせることができるということで、これだけの補助金1,400何がしの補助金を出している中で、職員が1度も現地を見に行ってないという不ていがありました。

やはり、今まで、どのような行為でも職員と担当の部署が、控除するに当たり、着手前の確認と完了後の確認は、必要ではなかったかと、このように思っておりますので、その辺について書いております。

また、6番目の、質疑ですが、4の中で、工事が完了したときは10日以内に実積報告書を町長に提出しなければならないということがありましたが、書類の中で、そのような不備が数件ありました。本来は出していただいているだけなければならない書類が、書類の日数ですね、本来かかるべきなければならないのに、かかるていない、あくまでも補助金の予約としかとれないような書類が見られました。3月31日までということをお聞きしておりますが、まだいまにかかるない箇所のところもありましたので、このように書かせていただいております。それは別に悪くはないんですけども、則ったためにお願いしたいと、このように思っております。

次に、最終の方なんですけれども、不備、厳しくことを書いております。これは本来すべての書類が揃っていないければならないのに、調査したときには、書類がついていなかったと、しかしながら、次の委員会になれば、その書類がついていたと、それは委員の中で質疑をしました。なければないでよかったのに、なぜそのような偽りのことをするのかお聞きしますと、工事に関するまで、本当にこの建物のリフォームの場所を知りたかったと、そのために確認したとお聞きしております。

しかし、我々が言っているのは、そのプライバシーの問題であります。勝手に内部で、このようなことがしては本当にいいのだろうか、そういうように指示した副町長が、本来どのような立場で言ったのか。それが私たちは疑惑でありました。いろいろなこの内容は、詳しいことは言いませんが、10回の間に、そのような話もあり、このようにまとめさせていただきましたので、答弁とさせていただきます。不備があったことは、また再度お聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。逆に質疑されていますので、議長がなぜ入ったらいけないのかということを言われています。この文中に、私も先ほど指摘しましたが、議会の意思決定として動こうということです。議員個々が調査をする、議員調査権の行使を言っているわけではなくて、町議会の検査権をやろうとしているわけです。ですから、それは当然、議長の命によってやるわけです。

だから、逆に言えば、議長が質問をしたりして、それをどのように調査するのかということになってくるわけです。議会の構成上、そうなる。ですから、議会運営委員会が、議長は構成メンバーではないんです。議会の運営を質問する、その議会運営委員会の決定を受けて、議長が議会運営に反映する。そういうことで、議長としての最高責任者としての責任を全うし得る形態を整えるのが当然であると思います。議長というものは、議員個人ではないんです。正副議長というのは、議会の代表者として、決定をしているんです。

その議会の代表者たるもののが、その同和対策特別委員会とか、そのようなことも類似的に思われたかも知れない

けれども、全く今回は、こういう、こうこう、こういう問題があるから、どうしても議会として特別委員会を設置しなければならないということを、逆に議長に進言をしめる立場なんです。逆に、議長は受けうる立場なんです。そこで冷静な判断が必要になってくる。あなたの言っている中立とか冷静とか言うのは、その前段ですでに欠如をされているということです。まず、そのことを指摘しておきます。

ですから、最後の文章も、委員長報告、委員会ではありませんと、しかし、いろいろまとめた結果、特別委員会がまとめあげたものは、これですよと。だから、委員会報告として、これを出させていただきますと。委員会としてです。個人じゃないんです。委員長ではないんです。それを委員会がまとめたものを、委員長が報告するのです。委員会報告とするという、要するに、最後のまとめを、以上ということを言っているので、これは委員会報告として我々にされているんだと、提唱されているんだというふうに理解をしています。ですから、委員会報告の方が適切だろうということを言っているんです。

そして、確かに、残念なことが起こっているわけです。だからこそ、すべてを明らかになったというのではないわけで、何が明らかになったのかは、私にはさっぱりわかりません。すべてが明らかになったことが。ただ、確かにその投函がなされたことによって、大変な事案が惹起したことは明らかになりました。そのことによって、襟を正さなければならぬ職員の皆さんのが示されました。議員は、当然そうしたことに対して、もっともっと物事に対して精通していく、こうしたことが求められました。

すべてが明らかになったのは、いったい何なのか。すべての何が明らかになったのかが、私においてまだ、その答弁からもわからない。しかも、そうした問題を、明らかにできない部分もあるというのは、当然前提におきます。が、その处分云々まで踏み込んだ検査委員会に、与えられた仕事なのかどうか。業務が、業務上の不適性を検査するのであって、そこに何が問題なり、それをどのように指摘をしたのか、委員会として、そして議長を通してですよ。そして、どういうふうなことが引き出せたのか、なおかつ何が必要となるのか、というのが、委員会報告ではないでしょうか。その何ら、あえて私もこれは言葉に出したくないから、踏み込んだ文章になっていることに対しては、非常に不可解さを感じております。

まあ、あえて委員長からの質問であったので、それに対して答弁を、改めて適正になされること、また検査委員会としての報告書にそぐっていないのではないかという指摘をさせていただきまして、それについて答弁をいただいておきます。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。先ほど、辰己議員からの中で、議長の部分のお話を大変、これは理解をしましたが、先ほど言いましたが、この委員会に正副議長が入るということは、私は別に何の問題もない、再度言っておきます。

また、最初の方の部分で、議会の議決によって行使されるものだけということも文言も入っておりますが、この件につきましては、日本共産党が民報で出しておりました、その中でも日本共産党は反対だったと。そして、議員6名が住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会設置を提案したというような民報がありました。それは議会で我々6人がしたわけではなく、これは議会に議提として提案されて議決した部分でありますので、その部分に対しての、我々は委員会の中でも協議をさせていただいて、このようにはっきりとして文言で書かせていただきました。

また、本来ならば、この日本共産党、このように行政に不備があれば、もっと厳しく追及するのが本来の党の姿勢ではないのかと、私はそういうように思っております。もっと、町民のためにお願いしたいと、このように思っております。また、最後になりますが、副町長の処分についてなんですかとも、これは報告であり、違法行為であったということを私どもは報告しております。処分云々は、どうのこうのは、私たちのこの委員会では何もできません。ただ、そのような報告があったことを真摯に副町長は受け止めいただきたいと、このように思って報告書を渡させていただき

ましたので、以上とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。今、質疑はこれからしますけれども、今、委員長というよりも個人の見解だと思われる発言をお聞きしましたので、それはこの場では適切ではないということを、先に申し上げておきます。質疑したいのは、簡単なことですけれども、1ページ目の真ん中辺ですが、申請書類72件の中で1件不正が発覚したとあります。そして、もうちょっと下の方に提出書類72件の確認をしたとありますけれども、ちょっと前の資料を持っていないので、申請書類の分が72件あれば、その1件というのは、その不正部分ですわね。ですので、その不正の書類までも確認をされたのか。72件の確認をしたというのは。不正があった建設課長の書類までも確認をされたのかどうか、それはもう最初から不備があったとわかっているわけですわね。それで不備がなかったのかということを、72件の確認をされたのかどうかというのが、簡単なことですけれども、疑問に思うところです。不備があったというのにはもうわかっていますので、となると、やはり、委員会報告ですか、報告もちょっと訂正がいるのではないかなと思うわけです。そういう点についてお願ひします。

そして、3ページですけれども、5のところですけれども、このような行為は、固定資産課税明細書の写しを、行政自らプライバシーの侵害行為である、となっていますが、文としてちょっと成り立っていないのではないかと、ちょっとこの文は報告としては不適切なのではないかと考えるので、訂正された方が好ましいのではないかと思いますので、こちらの方も答弁をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。瀧議員の質問に答えさせていただきます。72件の提出書類の確認をしたということで、不備のあった1件も全議員が確認をさせていただきました。内容については言えませんが、全委員が確認をしたことを報告させていただきます。

また、最後に文章の最後の部分ですが、不適切ではないかということですが、これも全議員が委員会の中でまとめたことですので、このままいきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終結します。

これで報告第12号を終わります。

ここで、議長から一言申し上げたいと思います。理事者側におかれでは、特別委員会の報告を真摯に受け止めて、今後、行政運営にあたっていただくよう、お願いをいたすとともに、このようなことが二度と起きないよう、納税の住民の方々に対しても、十分なる今後の取り組みをしていっていただきたいということを、お願いをいたしまして、議長からの報告といたします。

◎議題第5号

○議長(竹中秀夫君)追加日程第2、議題第5号議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議題第5号、議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成21年12月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

今議会提案させていただきました条例の改正案件1件、公の施設の指定管理の指定案件6件、町道の路線の廃止および認定案件2件、彦根大上広域行政組合加入案件1件、滋賀県市町村交通災害共済組合規約それから市町村職員研修センター規約、自治会館管理組合規約および市町都市開発公社定款の変更案件の4件、さらに平成21年度一般会計および特別会計の補正予算案件3件、合計17案件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。

議会中にいただきましたご意見やご提言は、住民の皆さん方の貴重な声として、誠心誠意、行政執行に反映してまいりたいと考えております。なお、今ほど報告のございました住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会委員長報告につきましては、報告内容を真摯に受け止め、今後の補助金行政の教訓とさせていただきたいと存じます。住民の信頼回復に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、政権交代が行われました激動の平成21年、2009年もあとわずかとなりました。今年は、幾多の経済対策が打たれましたが、日本経済は好転せず、企業業績や雇用調整は依然として厳しく、さらに賃金や物価は下落し、デフレスパイラルの中から容易に抜け出せない状況下となっております。

良いニュースがなかった今年でしたが、最後に、愛荘町にとって、ピックな朗報が待っておりました。30年来の悲願、名神湖東三山スマートインターチェンジの起工式が12月25日に、現地アーチェリー場で開催できることになりました。2万人の町民の皆さんとともに、喜びを分かち合いたいと思います。

ところで、愛荘町が誕生して4年、まちづくりの基礎づくりに、住民の皆さんとともに歩んできました第1ステージが終わろうとしております。年が変わり3月になりますと、現在の町議会議員ならびに町長の任期が満了となり、今12月議会が4年間の任期中における最後の定例会となりました。この間、合併による一体的な新町まちづくりに、多大のご支援・ご協力をいただきました町民の皆さんに対し、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、合併直後の難題に対し、ご支援・ご指導を賜りました議員各位に対し、心から感謝申し上げますとともに、日夜寝食を忘れ、激務に励んでいただきました職員各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ、今年もあと2週間となりました。21世紀になって、早くも10年経過、平成22年を迎える来年こそ、住民の皆さんにとって、良い年になることを願いつつ、今後とも変わらぬご指導・ご支援をお願いいたしまして、閉会にあたりましての御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(竹中秀夫君)閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月8日から本日まで11日間にわたり、議員各位には、各常任委員会協議会および特別委員会協議会で、ご審議をいただき、また条例改正はじめ補正予算、公の施設の指定管理者の指定等をご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

執行部各位には、議会審議ならびに各委員会協議会で、議員から出された意見につきましては、今後の行政運営に十分反映されるよう要望します。

本年も残りわずかとなりました。皆さんには、新型インフルエンザの流行が懸念され、健康にはくれぐれも配慮されるようお願い申し上げるとともに、執行部におかれましては、この経済不況の中で、国は新年度予算編成にはおろか、基本方針ですら搖れ動き、県においては財源不足を理由に、補助金・交付金を削減するなど、不透明で厳しい財政状況下での新年度予算編成と推察します。

迎える年が希望にあふれる年になりますよう祈念し、町政発展のため、ご尽力賜りますよう、お願ひいたしまして開会のあいさつといたします。

大変、ご苦労さまでございました。